独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の令和2年度における業務の実績に関する評価

令和3年

文部科学大臣

# 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 年度評価 目次

1 - 1 - 1	<u>評価の概要</u>	•••p1
1 - 1 - 2	<u>総合評定</u>	· · · p 2
1 - 1 - 3	<u>項目別評定総括表</u>	•••р7
1 - 1 - 4 - 1	項目別評価調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)	•••р9
	項目別評価調書 No. I — 1 特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への	
	寄与及び教育現場への貢献	•••p9
	項目別評価調書 No. I — 2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成	••• p16
	項目別評価調書 No. I — 3 総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援	
	教育に関する幅広い関係者の理解の促進	· · · p 26
	項目別評価調書 No. I — 4 インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与	· · · p 34
1-1-4-2	項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)	• • • p 40
	項目別評価調書 No. Ⅱ — 1 業務運営の効率化に関する事項	• • • p 40
	項目別評価調書 No. Ⅱ — 2 財務内容の改善に関する事項	• • • p 46
	項目別評価調書 No. Ⅱ — 3 その他業務運営に関する重要事項	••• p 51
別添	中期目標、中期計画、年度計画	· · · p 56

# 1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項							
法人名	独立行政法人国立特別支援教	立行政法人国立特别支援教育総合研究所					
評価対象事業年度	年度評価	令和2年度					
	中期目標期間	平成28年度~令和2年度(第4期)					

2	2. 評価の実施者に関する事項							
主務大臣 法人所管部局		文部科学大臣						
	法人所管部局	初等中等教育局	担当課、責任者	特別支援教育課、山田泰造				
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、林孝浩				

# 3. 評価の実施に関する事項

令和3年7月21日 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の評価等に関する有識者会議を実施し、意見を聴取した。

# 4. その他評価に関する重要事項

\_\_

#### 1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定									
評定	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況							
(S, A, B, C,		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度			
D)		В	В	В	В	A			
評定に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。								

#### 2. 法人全体に対する評価

#### 法人全体の評価

以下に示すとおり、全体として中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められる。

- 国が政策立案・施策実施等のために必要とする課題に関する調査研究については、令和2年度において、年度計画に定める8件を実施し、100%を達成した。コロナ禍において学校へのヒアリング等を予定通り行えない中であっても、着実に研究を実施し、教育現場へ貢献する質の高い研究を実施した点は評価できる(P.10参照)。
- 教育現場における研究成果の活用については、全国の教育委員会や各種学校長会等に送付したり、ホームページ等で公開するなど関係機関に還元した他、地域の指導的立場にある者を対象とした研修講義で活用したりした等の点は評価できる。特に、<u>リーフレットやガイドブック等、教育現場で活用しやすい成果物の作成など、研究成果の効果的な還元方法を法人なりに工夫した結果、令和2年度の調査では過去最高値である89.4%となり、対中期目標値の178.8%であったことは極めて顕著な成果である。我が国の共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育を推進するためには、質の高い水準の研究とともに、教育現場への研究成果の普及が不可欠であり、広く一般への特別支援教育の推進に寄与したといえる(P.10参照)。</u>
- 研究活動の外部評価については、令和2年度、全ての研究課題で5段階中4以上の評価である「A+」又は「A」の評価を受けた。特に、「我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究」は、我が国のインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組の方向性を整理し、その具体的な取組の方策を示すものとして「インクル COMPASS」をまとめており、これにより各学校や教育委員会が現状や課題を把握し、次の取組につなげる手掛かりを得て、各地域において主体的かつ具体的な取組を促すことができることは極めて意義のある成果である。また、「知的障害教育特別支援学級担当者サポートキットの開発」は、国の有識者会議報告でも課題が指摘されている特別支援学級担任の専門性の向上に焦点をあて、授業づくりのポイントなどを具体的なサポートツールとしてまとめたものであり、教育現場の課題に対応した研究として意義のあるものである。これらは国の特別支援教育に関する政策立案・施策推進に大きく寄与できるものであると評価でき、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとしての役目を大いに果たしたといえる(P.10~11 参照)。
- 〇 受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況については、中期目標に定める80%以上という目標に対し、令和2年度は97.2%と120%以上の成果であることから、中期計画に定められた以上の達成が認められる(P.18参照)。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合型研修の代替措置として、研究所ホームページ上に受講予定であった教職員に対する特設ページを急遽開設し、専修プログラムごとの専門性向上に関わる情報の提供や講義のオンデマンド配信、リンク集の掲載、講義や掲載内容に関する質疑応答や情報交換のためのメーリングリストを設置するなど、限られた状況の中で創意工夫を行うなど、国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上に寄与していると評価できる(P. 18 参照)。
- 講義配信の受講登録数については、年度計画に定める 5,000 人以上という目標値に対し、令和 2 年度は、対年度計画目標値 179.3%、7,174 人の登録となった。また、講義配信においては、令和 2 年度から新たなシステムを導入し、団体登録機能を追加するとともに、教育委員会が独自の研修プログラムを作成できるようにするなど、利用者の利便性を大幅に改善し、前年度から登録者数を 2 割増加することに成功した (P.18 参照)。

- <u>免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数については、年度計画に定める年間1,000人以上という目標値に対し、令和2年度は1,321人と132%の達成率となっ</u>た。新型コロナウイルスの影響を受けながらも、単位認定試験を県外移動に配慮し試験会場を増やして実施するなどの配慮を行い、目標を上回る単位認定者数を達成したことは大いに評価することができ、国の重要施策である特別支援学校教論免許状取得率の向上に貢献したことは極めて顕著な成果である(P.19 参照)。
- 研究所セミナーの参加者満足度については、中期目標に定める 85%以上という目標値に対し、令和 2 年度は対中期目標値 117.1%の 99.6%を達成した。初のオンライン配信に挑戦し、オンラインパートとオンデマンドパートに分けて実施するなど工夫を凝らした結果、1,076 名もの申込があり、法人及び特別支援教育に関して、教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発に大きく寄与した点を評価することができる (P.27 参照)。
- 地域における支援機器等教材に関する研修会・展示会の開催回数については、中期目標に定める毎年度4回という目標値に対し、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2回のオンライン開催とした。また、中止した地域に対しては、教材の動画コンテンツを作成し、限定公開するなどの工夫を行った点を評価することができる(P.27 参照)。
- 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援に係る講師派遣の派遣人数については、年度計画に定める 435 人に対し、令和 2 年度は 291 人と目標を下回ったものの、コロナ禍において実際の派遣が困難であったという事情がある中、オンラインの派遣も行うなど、法人なりに工夫した点を評価することができる(P.27~28 参照)。
- 情報発信については、利用者が有用な情報にアクセスできるよう、<u>令和2年度は、トップページにおけるピックアップコンテンツを紹介するスライダーメニューの導入やLINEによる情報発信も行うなど、時代に即した効果的な取組を進めた</u>点を評価できる(P.27~28 参照)。
- 地域実践研究の実施件数については、年度計画に定める 12 件という目標値に対し、令和 2 年度は、対年度計画値 100%の 12 件の実施を達成した (P.35 参照)。
- 地域におけるインクルーシブ教育システム構築の貢献度については、中期目標に定める90%以上という目標値に対し、令和2年度は、対中期目標値111%の100%を達成した (P.35 参照)。
- 我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めていくことは法人の大きな使命であり、重要度及び難易度が「高」に設定されている。特に障害者の権利に関する条約で示された新しい概念である合理的配慮については、個々の状況に応じて提供されるものであり、また、各学校設置者及び学校が体制面、財政面も勘案し、個別に判断することとなることから、国内における実践の積み上げとその普及が重要である。システムの構築のためには、地域の実情や特色、課題を踏まえ、全国的な働き掛けが必要であるところ、コロナ禍において当初計画どおりの地域実践研究を遂行したほか、地域への貢献度も100%である点は大いに評価できる。また、研究成果については、実際に派遣元地域の教育ビジョンに反映されたり、授業のガイドラインとしてまとめられるなど、着実に地域のインクルーシブシステム構築に貢献しており、各自治体から派遣された職員と研究所職員が連携しながら、質の高い取組を推進してきた。ことが分かる。また、「地域実践研究フォーラム」や研修会等の実施を通じて様々な関係者に成果の普及及び活用を図ったことは、大いに評価できる。さらに、令和2年度のインクルーシブ教育システム普及セミナーでは、第4期中期目標期間の最終年度として、全国を対象に(令和元年度までは各地区を対象に実施)オンラインで実施したことで、約400名の参加を得ており(令和元年度は145名)、例年以上に多くの教育関係者に情報発信を行うことができている(P.35~36参照)。
- また、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの登録件数については、更なる充実を図り、年度計画に定める 500 件という目標値に対し、令和2年度は初めて目標を上回り、対年度計画目標値 111.8%、前年度より 87 件増の 559 件に達した。また、令和2年度は、24,520 件の事例ダウンロードが行われており、新しい概念である合理的配慮の理解及び取組の推進の役割を果たしていると認められる (P.36 参照)。
- 障害者の権利に関する条約の批准を踏まえた国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進については、諸外国の最新動向の情報収集を行った上で、小冊子、ホームページ、特総研ジャーナル、国際シンポジウム等で発信するほか、諸外国との共同研究や海外への研究職員の派遣等を行うなど、諸外国と比較しながら我が国のインクルーシブ教育システムの構築に向けた研究や情報収集・発信を進めている点を評価できる(P.36参照)。
- 特に令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」について「新型コロナウイルス感染予防対策の事例」を載せて <u>充実</u>を図ったり、令和元年度に交流協定を再締結した韓国国立特殊教育院(KNISE)と行ったセミナーで、感染症発症時・拡大時の対策や ICT を活用した遠隔授業等についての取組を 共有したりするなど、wuth コロナ時代における特別支援教育を踏まえた情報収集や発信を行ったことは特に令和2年度の成果として顕著である(P.36~37参照)。

- 〇 退職手当及び特殊要因経費を除いた、対前年度比一般管理経費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化については、一般管理費は対前年度比 6.4%の減、業務経費は対前年度比 3.5%の増であった。一般管理費の業務の効率化3%減を達成し、概ね目標は達成できたといえる(P.41 参照)。
- 厳しい財政状況の中、組織として、科学研究費補助金や民間の外部資金の獲得に積極的に取り組み、自己収入の確保に努めたことを評価することができる(P.47 参照)。
- 令和2年度から、給与明細の電子化を行い固定経費の削減を図ったことや、タイムレコーダーを導入し全職員の出退勤管理を行うことにより、効率的な業務運営を図ったことを評価することができる(P.47 参照)。
- 情報セキュリティ対策の推進については、令和元年度に実施した監査結果を踏まえ、情報システム管理台帳の更新、約款による外部サービスの利用手順の見直し、外部委託に係る規 定の見直し、非常時優先業務を支える情報システムの決定等を行うなど、確実な対応を実施した(P.52 参照)。
- 隣接する筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携については、科学研究費補助金による研究課題において、同校の協力を得ながら研究を進めるなど、連携・協力を進めることができた (P.52 参照)。
- 施設・設備に関しては、2月に「国立特別支援教育総合研究所インフラ長寿命化計画(個別施設計画)」を策定し、限られたリソースの中で施設の持続可能性を担保し、インフラ機能を最大限に発揮させる準備を進めている(P.52参照)。
- 人事については、円滑な業務運営の観点から、適時適切に組織改編を行ったこと、関係機関との人事交や新規採用などにより人材確保を図ったこと、職員研修を他の独立行政法人との共同実施により行うなど、人材確保・育成が図られている点を評価できる。また、働き方改革の一環として、令和2年度からはタイムレコーダーによる労働時間の管理や書面の押印手続きの簡素化など、働き方改革を推進している点を評価できる(P.52~53参照)。

全体の評定を行う上で 特に考慮すべき事項 ○ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講師派遣の派遣人数や地域における支援機器等教材に関する研修会・展示会の開催回数が目標を下回ったが、評価を行う上で考慮した。

#### 3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など

# 項目別評定で指摘した課題、改善事項

【特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献】(P.11~12 参照)

- ・各都道府県教育委員会や特別支援学校長会等の関係機関に対する研究ニーズ調査を行うことや各学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを引き続き共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進すること。
- ・特に、近年では、通常の学級における障害のある児童生徒に対する指導方法や必要な支援等について、特定の障害種に限らない課題が多くなっていることから、障害種を超えた横断的 研究や、通常の学級における指導の充実のため、通常の学級における障害のある児童生徒を含めた学級全体への働き掛け等についての研究を進めること。
- ・研究力の向上に向けた体制整備については、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携を強化するとともに、先導的な実践を行う様々な学校との連携を確保すること。また、令和3年度に「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。)上の研究開発法人となったことから、多様な障害領域の研究者を配置している大学や国の研究機関との組織的かつ継続的な連携体制を構築し、研究の多様性の確保に努め、先端的な研究を推進すること。
- ・研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育実践に寄与するよう、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりするとともに、広く一般にも公開するなど、研究成果等の普及及び特別支援教育に関する理解啓発を引き続き図ること。また、研究所で実施する研修事業にも研究結果を反映させ、研修内容の見直しを図るとともに、より一層の充実を図ること。

【各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成】(P.19~20参照)

- ・研修企画段階においては、新型コロナウイルス感染症での課題や教育現場における現状を踏まえつつ、これまでの研修の実施状況やアンケート結果から導き出された課題や改善が必要な事項等を整理するとともに、国や地方自治体、教職員支援機構、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等の関係機関と協議・連携の上、研究所の研修に求められるニーズを的確に把握し、ICT環境の整備の推進等、社会情勢の変化等を研修内容に反映させること。
- ・ポストコロナ社会におけるICTの活用や一層のオンライン研修の充実を図るとともに、「集合・宿泊型研修等とオンライン研修とのベストミックス」の在り方についての検討を早急に 進め、「フィールドを有する実践研究と架橋した研修」という研究所の強みを生かした研修体系を構築すること。
- ・各都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた幅広い教員の資質向上のため、多様な学びの場に対応した講義配信コンテンツの計画的な整備を引き続き図り、インターネットにより学校教育関係者等へ配信すること。
- ・特別支援学校教諭免許状取得率向上のための免許法認定通信教育及び免許法認定講習を実施するとともに、大学等が開設する講習への協力、受講者が受講しやすくなる環境・方策及び 科目・単位の拡充の可能性について検討すること。

【総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進】(P.28 参照)

- ・研究所の活動内容等と併せて、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、研究成果の普及やインターネットをはじめ広報効果の高いIC Tツールを活用した情報提供の量的充実を図るとともに、国と連携しながら、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行い、現場での活用を促進すること。
- ・インクルーシブ教育システムの構築に向けて、研究所セミナー等の開催を通じて、教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を引き続き充実すること。特に特別支援教育 の指導の経験のない又は経験年数の少ない教員に対し特別支援教育の理解啓発・理解促進を行うこと。
- ・引き続き発達障害教育に関し、インターネットを通じた情報提供の充実を図り、幼稚園、小・中・高等学校等の教員や保護者への理解促進を図るとともに、教育と福祉等の関係機関と の連携に関する取組を推進すること。
- ・日本人学校に対して、関係機関と連携を引き続き図りながら、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、教育相談支援等を必要に応じて行うこと。

【インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与】(P.37参照)

- ・我が国のインクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村から派遣された職員と地域の課題解決に向けた取組を進め、研究所がその成果を他の地域にも還元すること。 成果については、広く一般にも活用されるよう方法を工夫し、国及び各都道府県・市町村等に幅広く提供すること。
- ・インクルーシブ教育システムの構築(障害者差別解消法への対応を含む。)に係る各都道府県・市町村・学校からの相談に対する支援の充実を図ること。
- ・全国特別支援教育センター協議会が全国におけるインクルーシブ教育システム構築において重要な役割を果たすよう、その取組を支援すること。得られた知見については、国における 政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国にも提供すること。

【業務運営の効率化に関する事項等】(P.41、47、53 参照)

- ・運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、複数年契約等による調達等合理化の取組等 により業務運営コストの縮減を図ること。
- ・業務の実施に当たっては、電子決裁の推進や、研修の案内や申し込みのオンライン利用の推進など、電子化できる業務の洗い出し及び取組の検討を行い、業務の効率化につなげること。
- ・国の政策動向に即応した機動的な研究の推進を図るとともに、研究の多様性を確保するため、組織として、積極的に競争的資金等の外部資金導入を図ること。また、受益者負担の適正 化や他の独立行政法人の状況を踏まえながら、自己収入の確保を図ること。

	・宿泊研修施設や体育館及びグラウンドについては、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図るとともに、定期的に料金を検証し、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じること。
	・学校現場の実態を踏まえたエビデンスベースの実践的研究等を推進するため、研究所は、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等と連携し、障害のある子供の教育に関する実際的・ 総合的な教育研究の推進を図ること。また、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等での実践研究の充実に向け、積極的な協力を行うこと。研修においても、久里浜特別支援学校で の実地研修をカリキュラムに盛り込むなどして、研修受講者の専門性向上を図ること。
	・令和3年2月に策定した「インフラ長寿命化計画(個別施設計画)」に基づき、業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進すること。
	・新規採用や人事交流、多様な専門性を有する研究職員やデジタル技術を利活用できる専門人材等の採用・活用等により、研究職員・事務職員の幅広い人材の確保を図ること。また、研修等の実施により、職員の計画的な資質向上及び育成を図ること。評価に関しては、研究者が行う、外部資金等による多様な研究活動の業績を人事評価に適切に反映させ、更なる研究力の向上につなげること。以上について、人材確保・育成方針を策定すること。
その他改善事項	
主務大臣による改善命	
令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

※ 評定区分は以下のとおりとする。(「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準(平成27年6月30日文部科学大臣決定、平成29年4月1日一部改定、以降「旧評価基準」とする)」p10)

S:中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A:中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B:全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C:全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D:全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

#### 1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

	中期目標		項目別	備考					
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	調書No.		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  1. 特別支援教育に係る宝									
	1. 特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献	ВО	ВО	B○重	B○重	B○重	<u>I – 1</u>		
	2. 各都道府県等における 特別支援教育政策や教育実 践等の推進に寄与する指導 者の養成	<u>A</u> O	<u>A</u> O	<u>A</u> ○重	<u>A</u> ○重	<u>A</u> ○重	<u>I - 2</u>		
	3. 総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進	ВО	ВО	B○重	B○重	B○重	<u>I – 3</u>		
	4. インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与	<u>B</u> O	<u>B</u> O	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>A</u> ○重	<u>I - 4</u>		

	中期目標		項目別	備考						
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	調書No.			
Ⅱ.業務運営の効率化に関する事項										
	1. 業務運営の効率化に関する事項	В	В	В	В	В	<u>II – 1</u>			
Ш	. 財務内容の改善に関する事項	ĺ								
	1. 財務内容の改善に関する事項	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u> 重	<u>B</u> 重	<u>B</u> 重	<u>II - 2</u>			
IV	. その他業務運営に関する重要	平項								
	1. その他業務運営に関する重要事項	В	В	В	В	В	<u>II – 3</u>			

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No. | 欄には、本評価書の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。
- ※5 評定区分は以下のとおりとする。
  - S:中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
  - A:中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上とする。)。
  - B:中期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上120%未満)。
  - C:中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。
  - D:中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

なお、「Ⅲ.業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ.財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ.その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

s : -

A:難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

- B:目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く。)。
- C:目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く。)。
- D:目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

## 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

2. 主要な経年データ

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報										
I-1	特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献										
業務に関連する政策・施策	政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼 される学校づくり 施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	当該事業実施に係る根拠(個別 法条文など)	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第 12 条第 1 項第 1 号								
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」:(1)国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及 研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、国の政策立案・施策推 進に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動を通じて研究 成果を教育現場に還元する等、、重要度、優先度は高い。	関連する政策評価・行政事業レ ビュー	令和3年度行政事業レビュー番号 0123、0124								

#### ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) 指標等 達成目標 基準値 平成 28 年 平成 29 年 平成 30 年 令和元年 令和2年 平成 28 年 平成 29 平成 30 年 令和元年 令和2年 (前中期目標 度 年度 度 期間最終年度 値等) 研究課題の実 10 件 10 件 10 件 11 件 8件 予算額(千円) 施件数 毎年度 (28 年度 (29 年度 (30 年度 (元年度 (2年度 242, 447 231, 250 241,638 248, 577 224, 833 10 件程度 計画値: 計画値: 計画値: 計画値: 計画値: 10件) 10件) 10件) 8件) 11 件) 研究成果の教 決算額(千円) 育現場等での 50%以上 30% 46.6% 82.9% 240, 352 232,614 230, 409 213, 282 272, 033 70.5% 89.4% 活用状況 研究活動の外 経常費用 (千円) 部評価(5段階 100% 100% 100% 100% 100% 90.9% 100% 240,613 232, 393 231, 641 212, 472 259, 964 で4以上の割 合) 経常利益(千円) 16, 495 $\triangle 4$ , 182 561 $\triangle 2,085$ $\triangle 15,552$ 行政サービス実施 218,093 226, 320 225, 767 コスト (千円) 行政コスト (千円) 298, 568 302, 042

従事人員数

19

17

21

15

18

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、	中期計画、	、年度計画
-------	-------	-------

# 主な評価指標等 法人の業務実績・自己評価 主務大臣による評価 主な業務実績等 自己評価 評定 B

(1)国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及

#### <主な定量的指標>

- ・国が政策立案・施策実施等の ために必要とする課題に関する 調査研究を毎年度 10 件程度実 施する。
- ・教育現場における研究成果の 活用状況を毎年度調査し、半数 以上の現場で改善に活用され る。

#### <その他の指標>

・研究成果について、国へ提供するとともに、都道府県等教育委員会はもとより広く一般に公開したか。また、サマリー集やリーフレット等を作成し、効果的な還元を行ったか。

<評価の視点> 特になし <主要な業務実績>

① 戦略的かつ組織的な研究の実施

「研究基本計画」に基づき、各地域や学校現場におけるインクルーシブ教育システム構築の動きが一層本格化する状況や新学習指導要領等の本格実施に向けて特別支援教育における教育課程に関する研究が重要であること等を踏まえて、国が政策立案・施策実施等のために必要とする課題に関する調査研究として以下に示す基幹研究6課題、地域実践研究2課題の計8件の研究を実施した。

- ② 基幹研究6課題と地域実践研究2課題の実施 令和2年度に実施した研究成果の概要は以下のとおり。
- イ 令和2年度の基幹研究の実施
- i) 平成30年度からの継続研究

(基幹研究:横断的研究)

- ・「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究-新学習指 導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けた現状と課題-
  - →令和元年度まで実施した調査の結果を参照しながら新学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けて教育課程の研究に取り組む学校を抽出し、本研究所研究員が学校研究に協力しながら、教育課程の改善に向けた具体的な取組を明らかにする事例研究を実施した。

(基幹研究:障害種別研究)

- ・「聴覚障害教育におけるセンター的機能の充実に関する研究-乳 幼児を対象とした地域連携-」
- →追加の聞き取り調査、先行研究等による情報収集を行い、調査 結果の分析と考察を行った。また、研究成果を「難聴児の切れ 目ない支援体制構築と更なる支援の推進に向けた全国研修会」 事業で作成した研修パッケージに反映させた。
- ii) 令和元年度からの継続研究

(基幹研究:障害種別研究)

- ・「知的障害特別支援学級担当者サポートキットの開発ー授業づく りを中心に一」
- →令和元年度に作成したサポートキット試作版を基に、授業づく りや学習評価のポイントを検討し、教員や教育センター指導主 事等を対象にしたモニター調査や、知的障害特別支援学級にお ける授業づくりについての PDCA に関する事例研究を行い、サ

<評定と根拠>

評定:B

令和2年度は、基幹研究6課題、地域実践研究2課題を実施した。これらの研究では、自治体や学校におけるインクルーシブ教育システムの構築や新学習指導要領への対応など重要性の高い課題に国や関係機関と連携しながら取り組むとともに、それぞれの研究内容に応じて教育委員会や学校現場で活用できるガイドの作成など効果的な成果還元に努めており、コロナ禍において学校へのヒアリング等が予定通り行えない中でも着実に研究を実施し、教育現場へ貢献する質の高い研究を実施することができた。外部の有識者による評価、研究成果の活用度の結果も指標を達成しているところである。

所期の目標・指標を達成している具体的な根拠は以下 のとおりである。

#### <根拠>

研究基本計画に基づき、基幹研究(横断的研究)2件、基幹研究(障害種別研究)4件、地域実践研究2件、合計8件を実施した。その際、基幹研究(横断的研究)及び地域実践研究については、研究職員が障害種を横断して研究チームを編成するとともに、全ての研究課題で外部の研究協力者・機関を委嘱し、研究を行った。

研究成果の活用度について、研究成果報告書、研究成 果報告書サマリー集に加えてリーフレット、ガイドブック等の研究成果物を含めた活用状況の調査を行った。

その結果、全24の成果物のうち、最も多く利用された成果物(「高等学校教員のための『通級による指導』ガイドブック」)は回答機関の64.4%が「特に活用できた」「活用できた」と回答した(令和元年度は、「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究ー通常の学級と通級による指導の学びの連続性に焦点を当ててー(リーフレット)」で61.7%)。少なくとも1つの成果物について「特に活用できた」「活用できた」とした回答は89.4%%(令和元年度は82.9%)であった。

事等を対象にしたモニター調査や、知的障害特別支援学級にお ける授業づくりについての PDCA に関する事例研究を行い、サ 告書サマリー集を作成し、文部科学省や都道府県、全国

<評定に至った理由>

中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

- ・国が政策立案・施策実施等のために必要とする課題に関する調査研究については、令和2年度において、年度計画に定める8件を実施し、100%を達成した。コロナ禍において学校へのヒアリング等を予定通り行えない中であっても、着実に研究を実施し、教育現場へ貢献する質の高い研究を実施した点は評価できる。
- ・教育現場における研究成果の活用につ いては、全国の教育委員会や各種学校長会 等に送付したり、ホームページ等で公開す るなど関係機関に還元した他、地域の指導 的立場にある者を対象とした研修講義で 活用したりした等の点は評価できる。特 に、リーフレットやガイドブック等、教育 現場で活用しやすい成果物の作成など、研 究成果の効果的な環元方法を工夫した結 果、令和2年度の調査では過去最高値であ る89.4%となり、対中期目標値の178.8% であったことは極めて顕著な成果である。 我が国の共生社会の形成に向けたインク ルーシブ教育システムの構築に向けた特 別支援教育を推進するためには、質の高い 水準の研究とともに、教育現場への研究成 果の普及が不可欠であり、広く一般への特 別支援教育の推進に寄与したといえる。
- ・研究活動の外部評価については、令和2年度、全ての研究課題で5段階中4以上の評価である「A+」又は「A」の評価を受け、年度計画に定める目標を達成した。特に、「我が国におけるインクルーシブ教育

ポートキット完成版を作成した。

- ・小・中学校における肢体不自由のある児童生徒への指導及び支援 のための地域資源を活用した授業改善に関する研究
  - →特別支援学校のセンター的機能の活用をはじめとした地域資源の活用の在り方、授業改善の方策についての事例研究(実地調査)を行い、特別支援学校の他に活用可能な地域資源についての情報、授業改善を行う際の視点や方法知の一端を提供した。
- ・社会とのつながりを意識した発達障害等への専門性のある支援に 関する研究-発達障害等の特性及び発達段階を踏まえての通級に よる指導の在り方に焦点を当てて-
  - →通級による指導において特別な教育課程を編成する場合に参 考にする自立活動、さらには、教員の専門性の向上に焦点を当 てて考察を行った。
- iii) 令和2年度から新規に行った研究

(基幹研究: 横断的研究)

- ・「我が国におけるインクルーシブ教育システム構築に関する総合的研究 地域と学校での主体的取組を支援する「インクル COMPASS」の提案-」
- →教育委員会用「インクル COMPASS (試案)」の改善と活用方法を 検討し完成させるとともに、園・学校での「インクル COMPASS」 の使用と主体的取組をまとめた「インクル COMPASS」ガイドを 作成した。

#### 口 地域実践研究

令和2年度は、長期派遣型に4県から5件の参画を、短期派遣型に1県7市2町から10件の参画を得て、指定研究協力地域と協働し、都道府県等教育委員会から派遣された地域実践研究員とともに研究を推進し、地域の課題を解決する知見を得た。また、3県市・4会場において「地域実践研究フォーラム」及び研修会等を実施し、地域や学校が直面する課題の解決に貢献する成果を得た。[詳細はP34-35に掲載]

③ 研究課題の精選・採択及び研究計画・内容の改善(研究ニーズ調査) 令和元年8月6日~令和元年8月26日にかけて、全国の都道府 県、市区町村等教育委員会、特別支援教育センター、特別支援学校、 教員養成大学、各種学校長会、教育長会等を対象として、令和2年 度に実施する研究課題及び令和2年度以降の研究課題についてのニ ーズ調査を研究所のホームページ上で実施した。

その結果、令和2年度の新規研究課題(1課題)について102件、令和2年度以降の研究課題について89件の回答があった。この回答を踏まえて、教育現場で活用しやすく、持続的な取組を進めるために役立つ研究成果物の提供や、取り上げる事例についての内容や示

の市区町村教育委員会、特別支援教育センター、各種学校長会等の関係機関へ送付した。また、リーフレットについては研究所のホームページで公開したり、地域の指導的立場にある者を対象とした研修講義で活用したりするなど、研究成果の一層の効果的還元に取り組んだ。

以上、研究課題数は精選を行い、8課題であったが、研究成果の活用度や研究成果の還元において成果を上げ、 目標を達成した。

#### <課題と対応>

研究成果の活用については、定量的指標は達成した一方で、最も活用された成果物の活用度の数値が令和元年度と同様の60%台に留まっていることから、引き続き、研究所が主催する研修の方法の工夫、改善を行うとともに、教育現場でより活用しやすい成果物の作成・普及を図っていく。特別支援教育センターや学校での研修においてその根拠となる調査データなどの研究成果や、学校現場で活用しやすいリーフレットや実践事例集等の研究成果物の提供を一層行っていく。

システムの構築に関する総合的研究」は、 我が国のインクルーシブ教育システムの 構築に向けた取組の方向性を整理し、その 具体的な取組の方策を示すものとして「イ ンクル COMPASS」をまとめており、これに より各学校や教育委員会が現状や課題を 把握し、次の取組につなげる手掛かりを得 て、各地域において主体的かつ具体的な取 組を促すことができることは極めて意義 のある成果である。また、「知的障害教育 特別支援学級担当者サポートキットの開 発」は、国の有識者会議報告でも課題が指 摘されている特別支援学級担任の専門性 の向上に焦点をあて、授業づくりのポイン トなどを具体的なサポートツールとして まとめたものであり、教育現場の課題に対 応した研究として意義のあるものである。 これらは国の特別支援教育に関する政策 立案・施策推進に大きく寄与できるもので あると評価でき、我が国唯一の特別支援教 育のナショナルセンターとしての役目を 大いに果たしたといえる。

# <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方 策>

- ・各都道府県教育委員会や特別支援学校 長会等の関係機関に対する研究ニーズ調査を行うことや各学校長会、保護者団体、 大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを引き続き共 有することにより、より効率的かつ効果的 に研究を推進すること。
- ・特に、近年では、通常の学級における障害のある児童生徒に対する指導方法や必要な支援等について、特定の障害種に限らない課題が多くなっていることから、障害種を超えた横断的研究や、通常の学級における指導の充実のため、通常の学級における障害のある児童生徒を含めた学級全体への働き掛け等についての研究を引き続き進めること。

し方の改善を図るなど、「研究実施計画」の改善を行った。また、令和2年度以降の研究課題についての意見は、各研究班による研究基本計画の改定の検討を行う際の参考資料とするなど、研究計画や内容の改善を図った。

#### 研究成果の公開

全ての終了課題で、研究成果報告書を作成するとともに、それらを簡潔にまとめた研究成果報告書サマリー集を作成し、文部科学省や都道府県、全国の市区町村教育委員会、特別支援教育センター、各種学校長会等の関係機関へ送付したほか、研究活動を基に作成したリーフレットを含めて、研究所のホームページで公開したり、研修講義で活用したりするなど、研究成果の効果的還元に取り組んだ。

④ 研究チームの編成と各種関係機関・団体との連携

それぞれの研究課題において、文部科学省の特別支援教育調査官等に加え、都道府県等教育委員会、各種学校長会、特別支援学校、専門的な知見を有する大学教員、国立教育政策研究所の研究官等を研究協力者として委嘱した。

横断的研究及び地域実践研究については、各研究職員が所属する障害種別の研究班とは別に、研究職員のそれぞれの専門性を生かした研究チームを編成した。基幹研究(横断的研究)の2課題に14名の研究職員を、地域実践研究の2課題に17名の研究職員を配属した。

基幹研究の実施に当たり、文部科学省から示された政策的な動向を踏まえて研究を進めたほか、関係する研究班等が全国特別支援学校長会の実施する各種調査の設計・分析等に協力し調査結果を共有している。特に、全国聾学校長会から「特別支援学校(聴覚障害)における指導等に関する実態調査」のデータ提供を受け、全国聾学校長会と聴覚班が連携し、調査結果の分析を行った。分析結果は、聴覚班の基幹研究で活用した。

⑤ 活用度調査の改善と実施

令和2年度は、次のような内容で調査を実施した。

・調査期間

令和3年2月5日~令和3年3月1日

• 調查内容

平成 29 年度及び 30 年度に終了した研究課題の研究成果報告書サマリー集、研究成果報告書、リーフレット、ガイドブック等 24 の成果物の現場における課題の改善への活用等についての意見招請

調査対象

都道府県等教育委員会、特別支援教育センターの計 208 機関

結果

・研究力の向上に向けた体制整備については、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携を強化するとともに、先導的な実践を行う様々な学校との連携を確保すること。また、令和3年度に「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。)上の研究開発法人となったことから、多様な障害領域の研究者を配置している大学や国の研究機関との組織的かつ継続的な連携体制を構築し、研究の多様性の確保に努め、先端的な研究を推進すること。

・研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育実践に寄与するよう、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりするとともに、広く一般にも公開するなど、研究成果等の普及及び特別支援教育に関する理解啓発を引き続き図ること。また、研究所で実施する研修事業にも研究結果を反映させ、研修内容の見直しを図るとともに、より一層の充実を図ること。

#### <その他事項>

(有識者からの意見)

・特別支援教育においては、発達障害をは じめ児童の障害の多様化に対応しつつ「早 期発見・早期対応」を基本にしつつ、特別 支援学校をセンターとした多様な関係機 関・地域資源との連携は不可欠である。こ うした視点から実施した基幹研究・横断的 研究「我が国におけるインクルーシブ教育 システム構築に関する総合的研究ー地域 と学校での主体的取組を支援する「インクル COMPASS」の提案ー」については今後の 研究の深化を期待したい。

・令和2年度は前年度末から新型コロナウイルス感染症対策が求められることとなり、臨時休業や分散登校への対応、授業

104 件の回答(回収率は 50.0%)があり、最も多く利用された成果物は「高等学校教員のための『通級による指導』ガイドブック」であり、回答した機関の 64.4%が「特に活用できた」「活用できた」と回答した。続いて「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究—通常の学級と通級による指導の学びの連続性に焦点を当ててー(リーフレット)」が 63.5%、「自閉症のある子どもの指導目標の設定・見直しにおけるポイントー子どもの主体的な学びを引き出すためにー(リーフレット)」が 61.5%となった。また、全 24 の成果物のうち「特に活用できた」と「活用できた」を合わせた成果物の数が 1 つ以上あった機関の割合は 89.4%であった。

(2)評価システムの充実による研究の質の向上

## <主な定量的指標>

・外部評価において、全ての研究において高い評価(5段階評価で4以上)を得る。

## <その他の指標>

・研究区分の特性に応じた評価 システムを構築し、アウトカム を重視した評価の観点・項目の 設定等を行い、評価システムの 改善を図る。また、PDCAサ イクルを重視して評価システム を運用する。

<評価の視点> 特になし

## <主要な業務実績>

① 内部評価と外部評価

内部評価として、研究の実施期間中に行われる中間評価(10月実施)と最終年度の年度末に行われる最終評価を行った。

外部評価は、研究所の運営委員会に置く外部有識者で構成される 外部評価部会が以下のとおり行った。

(外部評価)

期間

令和3年4月~令和3年5月

対象課題

基幹研究6課題

地域実践研究2課題

横断的研究5年間の評価2課題

評価結果

A+、A、B、C、C-の5段階で評価を実施し、10課題のうち、A+評価が3課題、A評価が7課題であった。

なお、A+であった課題は以下のとおりである。その他の課題はA 評価。

- ・「我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究-地域と学校での主体的取組を支援する『インクル COMPASS』の提案-
- → 評価:A+
- ・「小・中学校における肢体不自由のある児童生徒への指導及び支援のための地域資源を活用した授業改善に関する研究」
- → 評価:A+
- ・「我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合 的研究」(横断的研究5年間の評価)
- → 評価:A+
- ② 評価システムの改善

令和2年度は、令和元年度に引き続き、評価の観点として、国の

## <根拠>

令和2年度に実施した基幹研究6課題、地域実践研究2課題、及び横断的研究5年間の評価2課題について、内部評価及び外部評価を実施した。外部評価において全10課題のうち 3課題がA+、7課題がAとなり、全10課題全てにおいて、5段階中4以上の評価となった。

基幹研究と地域実践研究で異なる評価の観点を設けるなど、研究区分の特性に応じた評価を行うとともに、定性的な評価も行う評価票を用いて、各研究課題に対応した評価を実施した。これらによって、研究活動の質的向上につなげた。

評価結果は理事長が、それぞれの研究代表者へ速やかにフィードバックするなど、PDCA サイクルが着実に実施されるように評価システムを運用した。

以上により目標を達成した。

#### <課題と対応>

評価項目、評価方法については、他の独立行政法人等の評価システムを参考にしつつ、研究課題の目的や評価時期等に相応しいものを採用するなど、評価システムの充実を図ることとしている。

再開後も非対面が求められたことから、GIGA スクール構想において端末等の導入が前倒しで行われたことにより、各地で教育現場のICT環境が加速化した。その中にあって、特別支援教育においても、ICT環境の整備を生かして、いかに有効にタブレット端末等を活用するかについての研究が喫緊の課題となっている。障害種別に応じた対面と非対面の適切で有効なハイブリッド型の授業方式の在り方についての研究も求められている。ICTの活用が情報バリアフリーを保障しつつ、児童生徒の自立支援に有効に寄与する可能性もあることから、PDCAサイクルの検証による調査研究のステップアップを期待する。

・新教育要領や学習指導要領に基づく教育内容・方法の充実に向けて、特色ある教育課程の編成や授業実践に関するガイドブック等の充実を期待している。

例えば、「高等学校教員のための『通級による指導』ガイドブック」のような、幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の推進に資するガイドブック等があるとありがたい。また、「インクルCOMPASS」ガイドなどは、具体的で分かりやすいので、より多くの実践例を集約し提供して欲しい。

- ・研究では、新学習指導要領への対応、我が国におけるインクルーシブ教育システム構築に資する「インクル COMPASS」や様々なガイドブックの作成等、国の施策と学校現場の具体的実践を繋ぐ大きな役割を果たしていると考える。
- ・一方で研究による成果物について、研究 成果物リストとして一定整理され分かり 易くなったが、位置づけ(基礎・基本資料、 専門的資料、実践事例、アセスメント、ガ イド等)や、主な対象者、これまでの成果 物との関連性などの面から系統的に整理 されるとより活用しやすいのではないか

政策立案や施策推進等への寄与、地方自治体の施策推進等への寄与、 学校現場での課題解決への寄与の観点で該当する研究成果の活用可 能性を評価するなど、アウトカムを重視する評価の観点を設定した。 また、内部評価において、研究の進捗、研究成果の見込みの十全な 評価を行うとともに、研究の改善・充実のための方策についてより 一層具体的な意見を求めるなど、改善を図った。

地域実践研究については、これらに加えて指定地域での課題解決の見込みについて項目を設けるなど、研究区分の特性に応じた評価を行った。

また、評価においては、定性的評価も行うため、記述による評価 の記入を行う評価票を用いた。

内部評価、外部評価の評価結果については、評価結果の確定後に、 理事長が、それぞれの研究代表者へ速やかにフィードバックし、指 摘への対応状況については次の段階の自己評価の際に様式に記入さ せることにより具体的な報告を求めるなど、PDCA サイクルが着実に 実施されるように評価システムを運用した。 と考える。

- ・基幹研究としている内容も現在、課題となっているものを取り上げている。特に、「知的障害特別支援学級担当者サポートキットの開発」は、これまで、特別支援学級が特別支援学校のものを参考としていたところから、特別支援学級を対象としたものとして研究されたもので、今後、全国への普及が望まれる。特別支援学級では、発達年齢も障害の程度も様々な子供たちがおり、担任が教育課程の編成や、授業づくりに苦慮しているが、なかなか助言や指導を受けられない状況にある。特別支援学級担任の免許や資格が明確でない状況が続く中、このような担当者向けのガイドのようなものがさらに充実してほしい。
- ・発達障害については、認識が進み、通級 指導を受ける児童生徒数も急増している が、発達障害の支援や指導について、様々 な側面からの研究が、今後、しばらくは必 要になると思われる。「社会とのつながり を意識した発達障害等への専門性のある 支援に関する研究」については、社会との つながりを意識したといった側面からの 研究であり、どのような指導が効果的とい うことが、確立されていくとよい。
- ・質の高い研究が展開されているが、現場での実践に資するものとなっているかどうかは重要であり、研究に応じた評価の観点を設定し、より具体的な意見を収集したり、評価がフィードバックされるよう評価システムの改善が図られたことは有意義である。
- ・今後は、研究テーマを設定する段階から、ナショナルセンターとして、全国をリードする適切は研究内容の決定方法や、研究成果を迅速に周知する方法などが問われることになると思われる。

# 4. その他参考情報

予算額と決算額の差が10%以上であるが、研究活動に従事する人員の増に伴い、人件費が増えたことが大きな要因である。

# 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
I-2	各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成									
業務に関連する政策・施策	政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼 される学校づくり 施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	当該事業実施に係る根拠(個別 法条文など)	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第12条第1項第2号							
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」、難易度「高」: (2) 各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援 各都道府県等が進める教職員の資質向上への支援は、喫緊の課題であり、重要度は高い。また、免許法認定通信教育は、新たにシステムを構築して運用を図るもので、コンテンツの新規整備や各都道府県における試験の実施等、様々な課題があり、難易度は高い。	ビュー	令和3年度行政事業レビュー番号 0123、0124							

# 2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット (アウトカム) 情報						②主要なインプット情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	平成 28 年度	平成 29 年 度	平成 30 年度	令和元年 度	令和2年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 度	令和2年度
研修受講者の 研修修了後に おける指導的 役割の実現状 況	80%以上	_	100%	100%	94. 4%	97. 2%	97. 2%	予算額(千円)	247, 370	285, 147	215, 297	177, 619	225, 831
研修受講者が 事前に設定し た自己目標の 研修修了直後 における実現 状況	80%以上	_	96. 4%	96. 4%	93. 3%	94. 4%	_	決算額(千円)	202, 561	235, 631	192, 395	260, 306	334, 513
講義配信の受 講登録数	中期目標 期間終了 までに、 4,000 人 以上	_	1,877 人 (28 年度 計画値: 800 人以 上)	2,722 人 (29 年度 計画値: 2,400 人 以上)	3,876 人 (30 年度 計画値: 3,500 人 以上)	5,916 人 (元年度 計画値: 4,000 人 以上)	7,174 人 (2 年度 計画値: 5,000 人 以上)	経常費用(千円)	202, 404	253, 947	210, 682	233, 268	285, 416

免許法認定通 信教育及び免 許法認定講習 による単位取 得者数	中期目標 期間終了 までに、 3,000 人	_	551 人 (28 年度 計画値: 300 人以 上)	1,470 人 (29 年度 計画値: 700 人以 上)	1,574 人 (30 年度 計画値: 1,000 人 以上)	1,323 人 (元年度 計画値: 1,000 人 以上)	1,321 人 (2 年度 計画値: 1,000 人 以上)	経常利益(千円)	△16, 173	△13, 800	△13, 644	141	19, 522
	以上		累計 551 人	累計 2,021人	累計 3,595人	累計 4,918人	累計 6,239人	行政サービス実 施コスト (千円)	194, 259	253, 947	210, 682	_	_
								行政コスト (千 円)	1	-	-	308, 846	322, 791
								従事人員数	13	15	12	13	15

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

主た業務実績等

施している。

(代替措置の内容)

集を掲載。

ストを設置。

<主要な業務実績>

①「研修指針」に基づく研修の実施

中期目标	票、中期計画	、年度計画

主な評価指標等

# (1)国の政策課題や教育現場の ニーズ等に対応できる指導者の

#### <主な定量的指標>

専門性の向上

- ・研修受講者の研修修了後にお ける指導的役割の実現状況につ いて80%以上
- 自己目標の研修修了直後におけ る実現状況について80%以上

#### <その他の指標>

・研究所の研修に求められるニ ーズや社会情勢の変化等を的確 に反映させる。また、研究成果 等の最新の知見等をカリキュラ ムに取り入れるとともに、講義 のほか、演習・研究協議等の演 習形式を多く取り入れる等プロ

## <評価の視点> 特になし

## 法人の業務実績・自己評価

# <評定と根拠>

# 評定:A

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で各研修の 実施方法を見直したが、参加者からは肯定的な評価を得 ることができた。また、インターネットによる講義配信 について、令和2年度より新システム「NISE 学びラボ」 に移行し、教育委員会が独自の研修プログラムを作成で きるようにするなど新規機能を追加するとともに、講義 コンテンツの充実を図り、登録者数を前年度より約2割 増加させることができた。この結果は所期の目標を上回 る結果であり、全国の教育委員会や学校現場のニーズに 合った研修コンテンツを提供し、教員の資質向上に貢献 しているものと考える。

自己評価

さらに、免許法認定通信教育については、単位認定試 験を県外移動に配慮し試験会場を増やして実施するな ど、新型コロナウイルスの影響を受けながらも、目標を 上回る単位認定者数を達成した。国の施策である特別支 援学校教諭免許状取得率の向上に大いに貢献していると 考える。

所期の目標・指標を上回る成果を得ていると考える具 体的な根拠は以下のとおりである。

#### <根拠>

特別支援教育専門研修については、新型コロナウイル ス感染症感染予防の観点から、その開催を取りやめ、代 替措置を実施した。また、インクルーシブ教育システム の充実に関わる指導者研究協議会については、オンライ ンにより開催した。コロナ禍においても、できうる限り のことを実施し、相応の成果を上げてきたといえる。

また、研修修了1年後アンケートにおいては、受講者 の指導的役割の実現状況は、特別支援教育専門研修で指 導的役割を実現できていると考える教育委員会は 100% と、目標値である80%を超える結果となった。令和元年 度インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研 究協議会(高等学校における通級による指導に関わる指 導者研究協議会、特別支援教育における ICT 活用に関わ る指導者研究協議会及び、交流及び共同学習推進指導者

評定 <評定に至った理由>

以下に示すとおり、中期計画に定められ た以上の業務の進捗が認められるため。

主務大臣による評価

Α

- ・受講者の研修修了後における指導的役 割の実現状況については、中期目標に定め る80%以上という目標に対し、令和2年 度は 97.2%と 120%以上の成果であるこ とから、中期計画に定められた以上の達成 が認められる。
- ・ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染 拡大防止のため、集合型研修の代替措置と して、研究所ホームページ上に受講予定で あった教職員に対する特設ページを急遽 開設し、専修プログラムごとの専門性向上 に関わる情報の提供や講義のオンデマン ド配信、リンク集の掲載、講義や掲載内容 に関する質疑応答や情報交換のためのメ ーリングリストを設置するなど、限られた 状況の中で創意工夫等を行い、当初の予定 を変更して実施したが、相応の成果を上 げ、国の政策課題や教育現場のニーズ等に 対応できる指導者の専門性の向上に寄与 していると評価できる。
- ・講義配信の受講登録数については、年度 計画に定める 5,000 人以上という目標値 に対し、令和2年度は、対年度計画目標値 179.3%、7,174人の登録となった。また、 講義配信においては、令和2年度から新た なシステムを導入し、団体登録機能を追加 するとともに、教育委員会が独自の研修プ ログラムを作成できるようにするなど、利 用者の利便性を大幅に改善し、前年度から 登録者数を2割増加することに成功した。

- イ 特別支援教育専門研修について ・ 令和2年度は、インクルーシブ教育システムの充実に向け、各都道
- ・研修受講者が事前に設定した

グラムの工夫を行ったか。

ロ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会に ついて

当研究所の研修は、第4期中期計画に沿って、研修の背景・必要性、

研修実施の基本方針や実施体制等を明らかにした「研修指針」を策定

(平成28年3月策定後、各年度3月に改訂)し、それに基づいて実

府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導

者の養成を図るため、障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象に

「特別支援教育専門研修」を計画したが、新型コロナウイルス感染症

感染防止の観点から、各期開催の特別支援教育専門研修は開催中止と

し、受講予定者に対して講義配信や情報提供を行う代替措置を講じた。

・ 研究所ホームページ上に受講予定者向けの特設ページを開設。第

一期専門研修では、専修プログラムごとの専門性向上に関わる情報

を提供、第二期及び第三期専門研修では、国の喫緊の課題に関する

共通の講義2本と、専修プログラムごとに専門性向上を図る講義を

その他、研修の取組を支援するための情報やそれに関係するリンク

・ 講義や掲載内容に関する質疑応答、情報交換のためのメーリングリ

教員に求められる研修の在り方、指導的立場にある教員の役割、

各13本収録しオンデマンドにより配信。

新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、日程及び実施方 法(集合型からオンラインへ)を変更し、特別支援教育政策上の課 題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した次の3つの研究協議会を 実施した。

(特別支援教育における ICT 活用に関する指導者研究協議会)

インクルーシブ教育システムの充実を目指し、障害のある幼児児 童生徒に適切な指導・支援を行う上で必要な ICT の活用について、 指導的立場にある教職員による研究協議等を通じ、教育支援機器等 の活用に関する専門的知識を深め、各地域における指導・支援の充 実を図ることを目的に、オンライン(オンデマンドを含む。)の研修 を実施した。

#### (期日)

- a. 事前・事後に配信する講義等の動画視聴 令和2年9月18日(金)~10月26日(木)
- b. オンライン会議システム(Zoom)を使用した研究協議会 令和2年9月25日(金)

## (参加者数)

- 募集人員70名に対し、受講者数は83名(40都道府県、9指定都 市、3国立大学附属学校、1私立学校)であった。
- ・ 募集人員に対する参加率は119%、修了後アンケートで研修が有意 義であったとする肯定的な評価は92%であった。

## (高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会)

高等学校における通級による指導が平成30年度より制度化された ことを踏まえ、対象者を各都道府県等において、高等学校における通 級による指導に関わる指導主事及び担当教員とし、研究協議等を通 じ、担当者の専門性の向上及び高等学校における通級による指導の 理解推進を図ることを目的に、オンライン(オンデマンドを含む。) の研修を実施した。

#### (期日)

- a. 事前・事後に配信する講義等の動画視聴 令和2年10月30日(金)~12月14日(月)
- b. オンライン会議システム (Zoom) を使用した研究協議会 令和2年11月6日(金)

#### (参加者数)

- 募集人員 100 名に対し、受講者数は 90 名(40 都道府県、4 指定都 市)であった。
- ・ 募集人員に対する参加率は 90%、また、修了後アンケートで研修 が有意義であったとする肯定的な評価は91%であった。

#### (交流及び共同学習推進指導者研修協議会)

インクルーシブ教育システムの充実を目指し、各都道府県等にお | まえ、研究所及び外部有識者による検討を経て、研修内 いて障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及 | 容に反映させる。また、研修の形態については、研修目的 び共同学習を推進する立場にある教職員による研究協議等を通じ、 各地域における交流及び共同学習と障害の理解推進を図ることを目 講義のほか、研究所の研究の成果を踏まえた演習・研究 的に、オンライン(オンデマンドを含む。)の研修を実施した。

#### (期日)

- a. 事前・事後に配信する講義等の動画視聴 令和2年11月13日(金)~12月18日(金)
- b. オンライン会議システム (Zoom) を使用した研究協議会 令和2年11月20日(金)

#### (参加者数)

募集人員70名に対し、受講者数は66名(37道府県、7指定都市、

研究協議会) について、特別支援教育専門研修と同様に、 各研究協議会受講者、受講者の所属長及び受講者の任命 権者である教育委員会等に対して、研修修了1年後アン ケート調査を実施した。

その結果、3つの研究協議会全体では、研修成果を教 育実践に反映できていると考える受講者は93.7%、研修 成果を教育実践に反映できていると考える受講者の所属 長は98.6%、指導的役割を実現できていると考える教育 委員会は94.0%と、目標値である80%を超える結果とな った。また、インクルーシブ教育システムの充実に関わ る指導者研究協議会受講者に対する研修修了直後のアン ケート調査結果においては、特別支援教育における ICT 活用に関する指導者研究協議会で92%、高等学校におけ る通級による指導に関わる指導者研究協議会で90%、交 流及び共同学習指導者研究協議会で 100%の「有意義で あった」、「どちらかというと有意義であった」という肯 定的な評価を得た。

研修事業の実施に関しては、新型コロナウイルスの影 響等により、当初の予定を変更して実施したが、相応の 成果を上げたと考えている。

#### <課題と対応>

研修事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感 ┃ 構、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援 染症への対応や教育現場における現状を踏まえつつ、こ れまでの研修の実施状況やアンケート結果から導き出さ れた課題や改善が必要となってくるものと考える。

このため、国や地方自治体、教職員支援機構、久里浜特別 支援学校をはじめ特別支援学校等の関係機関と協議・連 携の上、研究所の研修に求められるニーズを的確に把握

また、ICT 環境の整備の推進等、社会情勢の変化等を踏 に留意しつつ、宿泊及びオンラインを適切に組み合わせ、 協議、フィールドワーク等の形式を多く取り入れるなど 工夫を行う。

免許法認定通信教育及び免許法認定講 習による単位取得者数については、年度計 画に定める年間 1,000 人以上という目標 値に対し、令和2年度は1.321人と132% の達成率となった。新型コロナウイルス感 染症の影響を受けながらも、単位認定試験 を県外移動に配慮し試験会場を増やして 実施するなどの配慮を行い、受験者の受験 機会の拡大に努めた点を評価でき、結果と して、目標を上回る単位認定者数を達成 し、国の重要施策である特別支援学校教諭 免許状取得率の向上に貢献したことは極 めて顕著な成果である。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方

- 研修企画段階においては、新型コロナウ イルス感染症での課題や教育現場におけ る現状を踏まえつつ、これまでの研修の実 施状況やアンケート結果から導き出され た課題や改善が必要な事項等を整理する とともに、国や地方自治体、教職員支援機 学校等の関係機関と協議・連携の上、研究 所の研修に求められるニーズを的確に把 握し、ICT環境の整備の推進等、社会情 勢の変化等を研修内容に反映させること。
- ポストコロナ社会におけるICTの活 用や一層のオンライン研修の充実を図る とともに、「集合・宿泊型研修等とオンラ イン研修とのベストミックス」の在り方に ついての検討を早急に進め、「フィールド を有する実践研究と架橋した研修 という 研究所の強みを生かした研修体系を構築 すること。
- 各都道府県等におけるインクルーシブ 教育システムの構築に向けた幅広い教員 の資質向上のため、多様な学びの場に対応 した講義配信コンテンツの計画的な整備 を引き続き図り、インターネットにより学 校教育関係者等へ配信すること。

2国立大学附属学校、1私立学校)であった。

- ・ 募集人員に対する参加率は 94%で、終了後アンケートの研修が有 意義であったとする肯定的な評価は 100%であった。
- ハ 特別支援学校寄宿舎指導実践協議会について

特別支援学校寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関して、各都道府県等の寄宿舎指導員による実践発表、情報交換等を行い、寄宿舎における指導の充実を図ることを目的に、オンライン(オンデマンドを含む。)の研修を実施した。

#### (期日)

- a. 事前・事後に配信する講義等の動画視聴 令和2年12月21日(月)~令和3年1月8日(金)
- b. オンライン会議システム (Zoom) を使用した研究協議会 令和2年12月25日(金)

#### (参加者数)

- 募集人員 60 名に対し、参加者数は 57 名 (37 都道府県、1 国立大学附属学校)であった。
- ・ 募集人員に対する参加率は95%であり、参加者からは、「研修が有意義であった」と肯定的な評価が100%となった。
- ニ 特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会について 各都道府県の特別支援学校において、体育・スポーツ活動に関し て、指導的立場にある教員等による実践交流・情報交換を通じて、 体育・スポーツ指導の専門性の向上及び特別支援学校を拠点とした 体育・スポーツ活動の充実を図り、以て障害のある児童生徒の自立 や社会参加と生涯学習への基盤を養うための資質・能力の向上を目 的に、オンライン(オンデマンドを含む。)の研修を実施した。 (期日)
  - a. 事前・事後に配信する講義等の動画視聴 令和2年11月19日(木)~12月4日(金)
  - b. オンライン会議システム (Zoom) を使用した研究協議会 令和2年11月27日(金)

#### (参加者数)

- 募集人員50名に対し、参加者数は37名(29道府県、1指定都市)であった。
- ・ 募集人員に対する参加率は74%であり、「研修が有意義であった」 との肯定的な評価は97%であった。
- ② 発達障害教育実践セミナーについて

文部科学省と厚生労働省によりまとめられた「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告(平成30年)」を踏まえ、今年度取り組んでいる「特別支援教育担当教員の資質向上に向けた人材育成プロジェクト」の成果を、全国の教育委員会及び教育

・特別支援学校教諭免許状取得率向上の ための免許法認定通信教育及び免許法認 定講習を実施するとともに、大学等が開設 する講習への協力、受講者が受講しやすく なる環境・方策及び科目・単位の拡充の可 能性について検討すること。

#### <その他事項>

(有識者からの意見)

- ・コロナ禍の代替措置が、これまでの特別 支援教育分野において相対的に遅れていた ICT の活用を加速させる効果がみられるならば歓迎する。GIGA スクール構想が 推進されている現状にあって、特別支援教育の分野においても、研修や授業における 適切な ICT の活用が after コロナに向けて推進される支援を期待する。
- ・オンライン研修は、特別支援教育の教育 内容・方法の充実やインクルーシブ教育シ ステムを構築していく上で、大変有効な研 修の手段であるため、ICT 環境の整備や ICT 活用技術の向上と合わせて、ぜひ今後 も推進していただきたい。
- ・集合研修が困難な状況にあっても、ニーズ調査を踏まえた内容についてオンライン等で研修、研究協議会を開催し、受講者から良い評価を得られたことは高く評価できる。オンラインと対面を組み合わせることで、遠隔地から参加者にも効率よく効果的な研修実施が可能となり、今後(コロナ禍が収束しても)の工夫に期待する。
- ・発達障害教育実践セミナーや難聴児の 切れ目ない支援体制構築と更なる支援の 推進に向けた全国研修会のように、国のレ ベルで教育、福祉、医療等が連携した取組 や研修を進めて頂くことは、各自治体にお ける連携を牽引する意味もあり、引き続き こういった取組が進むことを期待する。ま た、福祉や医療側の受け止め・意見につい

センターの研修担当指導主事と共有し、各地域における発達障害教育の実践的指導力の向上を推進する今後の研修の在り方について検討することを目的に、オンライン(オンデマンドを含む。)の研修を実施した。

#### (期日)

- a. 事前・事後に配信する講義等の動画視聴 令和3年1月8日(金)~3月31日(水)
- b. 双方向会議システム (Zoom ウェビナー) 及び動画配信サイト (Youtube) を使用したセミナー 令和3年1月28日(金)

#### (参加者数)

- · 参加者数は、96機関から119名であった。
- 事後アンケートでは、「参考になった」を選んだ参加者の割合は 100%となった。
- ③ 研修カリキュラムの見直し等について

特別支援教育専門研修及び各研究協議会においては、各都道府県 教育委員会等に対するニーズ調査及び受講者に対する修了直後のア ンケート等を踏まえ、研修の実施を担当した研究職員による検討会 を実施し、次期の研修に反映させることとしている。その結果、研 修の質的向上の取組として、見やすく分かりやすい資料の作成例 の提案やシラバスに沿った講義となるよう担当講師への要請、最 新の研究成果を講義に取り入れるなどのカリキュラムの見直し等 を行った。

また、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応し、 平成30年度制度開始となった高等学校における通級による指導に ついて、より実践的な内容となるようカリキュラムの見直しを図 った。さらに、今後開催されるオリンピック、パラリンピックに向 けて、特別支援教育専門研修において、障害者スポーツ等に関わる 講義・演習を取り入れた。発達障害教育実践セミナーでは、喫緊の 課題である通級による指導担当者の実践的指導力の向上を目指 し、より具体的な内容とするなどの見直しを図った。そして、全て の研修において新学習指導要領に対応した内容となるよう見直し た

#### (主な改善例)

- 高等学校における通級による指導の国の政策動向を踏まえ、導入 に向けての経緯、検討課題、留意点等についての講義や、既に導入 している教育委員会、高等学校の取組の紹介など、より実践的な研 修を実施した。
- ④ 教育委員会等や受講者に対するアンケート調査
- 1)特別支援教育専門研修修了1年後アンケート調査における指導的 役割の実現状況

ても共有できればと考える。

- ・免許法認定通信教育の実施は、特に現職 の教員にとって特別支援教育の免許状取 得を進めるうえで大変有意義である。今後 も継続的開設、また拡充について期待す る。
- ・コロナ禍にあって、集合研修ができず、 オンラインによる研修やオンデマンドで 配信するなど、工夫されて研修を行ってい た。その結果、受講者からの満足度は、各 研修ともとても高かった。受講者も講師も オンラインという形に慣れてきており、受 講する側もただ聞くだけでなく、講義によ っては、チャット機能やメーリングリスト 機能を活用し、双方向に参加するなど、こ れまでの講義配信とは異なる工夫が見ら れた。

令和元年度特別支援教育専門研修修了者について、修了1年後を 目途に、受講者、受講者の所属長及び教育委員会に対し、受講者の 各地域等での指導的役割の実現状況の把握を目的に、アンケート調 査を行った。

その結果、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者は 98.1%、受講者が研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者の所属長(学校長等)は 99.5%、指導的役割を実現できていると考える教育委員会は 100%と、目標値である 80 %を超える結果となった。

2) 特別支援教育専門研修における自己目標の修了直後における実現 状況

新型コロナウイルスの感染症感染予防の観点から、特別支援教育 専門研修を中止したため、自己目標の設定を行っていない。

3) インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会修 了1年後アンケート調査における指導的役割の実現状況

令和元年度インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会(高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会、特別支援教育における ICT 活用に関わる指導者研究協議会、交流及び共同学習推進指導者研究協議会)について、特別支援教育専門研修と同様に、受講者、受講者の所属長及び教育委員会等に対して、研修修了1年後アンケート調査を実施した。その結果、3つの研究協議会全体では、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者は93.7%、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者の所属長は98.6%、指導的役割を実現できていると考える教育委員会は94.0%と、目標値である80%を超える結果となった。

また、令和2年度の研究協議会受講者に対する研修修了直後のアンケート調査結果においては、「指導者研修として有意義であったかどうか」について聞いているが、特別支援教育における ICT 活用に関する指導者研究協議会で 92%、高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会で 91%、交流及び共同学習指導者研究協議会で 100%の「有意義であった」、「どちらかというと有意義であった」という肯定的な評価を得た。

⑤ 難聴児の切れ目ない支援体制構築と更なる支援の推進に向けた全 国研修会の実施

難聴の早期発見・早期の療育、乳幼児教育相談開始が子供の発達に大きな影響を及ぼすことを踏まえ、特別支援学校(聴覚障害)に設置された乳幼児教育相談が各地域において効果的に機能するよう、保健・医療・福祉及び教育の連携促進や、乳幼児教育相談担当教員等の専門性向上に貢献できることを目的として、オンライン(オンデマンドを含む。)により、全国研修会を実施した。

(期日)

- a. 事前に配信する講義等の動画視聴 令和2年11月13日(金)~12月10日(木)
- b. 双方向会議システム (Zoom) を使用した講義・交流会 令和2年12月11日(金)

(参加者数)

教育関係者、医療関係者、福祉関係者等 1,335 名が参加した。 ※特別支援学校(聴覚障害)は全ての学校が参加(105 校(分校を含 すe))。

- ・ 実施内容は、事前視聴用として、行政説明、基調講演、調査報告及び3つの講義の動画を配信した。また、開催当日は双方向会議システムを使用して3つの講義を行った。交流会では、「北海道・東北地区」「関東地区」「中部・関西地区」「中国・四国・九州・沖縄地区」に分かれ、各地区の特別支援学校(聴覚障害)から、それぞれの地域の実情に合わせた乳幼児教育相談の実践報告を行い、それを基に協議した。
- ・参加者からは、「厚生労働省と文部科学省がタイアップして、国の施策を示していることに大きな意義と重要性を感じる。」「医学の分野からの聴覚障害について分かりやすい説明があり、教育とも関連付けた話を聞くことができてよかった。」「直接会場で講義を聴く機会も大切であるが、出張する時間・経費・仕事のやりくり等を考えると、オンデマンドの講義は参加しやすく有効であった。」などの感想が寄せられた。実施後のアンケートも「有意義であった」が約84%であった。
- ・ 本全国研修会の講義資料と、全国研修会内で報告された4つの特別 支援学校(聴覚障害)乳幼児教育相談の実践報告を小冊子にまとめ、 さらに、この2つの小冊子に加え、聴覚障害乳幼児教育相談調査研究 委員会編(聴覚障害者教育福祉協会内)の『保護者からの質問に基づ く乳幼児教育相談 Q&A』、本研究所聴覚班の研究成果リーフレット 『聴覚障害乳幼児の切れ目ない支援体制構築・充実のために』の2点 を合わせた研修パッケージを作成した。

本研修パッケージは本研究所ウェブサイトからダウンロードする ことができるようにし、全国の難聴児早期支援に関わる関係者誰も が活用できるものとした。

(2) 各都道府県等が実施する教 員の資質向上に関わる支援

#### <主な定量的指標>

- 講義配信の受講登録数 5,000 人以上
- 免許法認定通信教育及び免許 法認定講習による単位取得者数 1,000 人以上

#### <その他の指標>

講義コンテンツについて体系 的・計画的な整備を図るととも に最新の情報を提供できるよう 更新を行う。また、利用者のア ンケート調査等を基に内容及び 運用の改善を図ったか

<評価の視点> 特になし

#### <主要な業務実績>

① インターネットによる講義配信

都道府県等において、障害のある児童生徒等の教育に携わる教員 の資質向上を図る取組を支援するため、インターネットによる講義 配信を行っている。

#### ・ 新講義配信システムの導入

平成30年度に実施したアンケート結果等を踏まえ、令和元年度に 新たな講義配信システムの仕様を決定し、令和2年4月1日から新 たな講義配信システム「NISE学びラボ」のサービスを開始した。

新講義配信システムにおいては、教育委員会が講義配信コンテン ツを活用して目的に応じた独自のプログラムを作成したり、学校が 校内研修に活用したりできるよう団体登録機能を設けるなど、教育 委員会・学校がより活用しやすくなるよう新規機能を追加した。

#### 講義コンテンツの充実

配信する講義コンテンツについては、特別支援教育全般と各障害 種別、職能別、研修体系別、校種別等体系的・計画的な整備を図っ ており、前システムより講義コンテンツを引き継ぐとともに、令和 ┃ 指導の制度化を踏まえ、より教育現場の課題に対応した 2年度からは、分類を見直し、「特別支援教育全般」、「隨害種別の専 門性」、「通常の学級における各教科等の学びの困難さに応じた指導」 の3つの分類に整理した。また、令和2年度においては、新たに、 障害種別の専門性に関するコンテンツ1本及び通常の学級における ■ 委員会・センターや学校での一層の活用を推し進める。 各教科等の学びの困難さに応じた指導に関するコンテンツ5本を新 たに公開するとともに、学習指導要領改訂に伴ってこれまで公開し てきたコンテンツ20本の更新を行った。

結果として、特別支援教育全般に関するコンテンツ41本、障害種 別等の専門性に関するコンテンツ91本、通常の学級における学びの 困難さに応じた指導に関するコンテンツ12本の計144本のコンテン ツを視聴可能とした。

#### 広報活動の実施による登録者数の増加

インターネットによる講義配信のリーフレットを、全国特別支援 学校長会をはじめとする各種学校長会や研究所セミナー等で配布す るとともに、各都道府県及び市区町村の教育委員会(約1,780)に対し てリーフレットを郵送するなどし、幅広く広報を行った。

登録者数については、前システムの登録者は引き継がず、全て新 規で申請の受付をしたところ、令和2年度末で7,174名となり、前シ ステムの最終登録者数の5,916名から1,258名の増(+18%)となっ た。令和2年度計画の5,000名以上を達成した。

② インターネットによる免許法認定通信教育の実施 令和2年度は、前期(令和2年4月~8月)に「視覚障害児の心

#### <根拠>

教員の資質向上支援については、講義配信登録者数が 7.174 人となり、年度計画の 5.000 人を超え、目標を達成 した。また、この数値は中期目標の指標であり、中期目標 の指標についても、高いレベルで達成したこととなった。

講義コンテンツの充実の取組として、高等学校や幼稚 園における特別支援教育に対応したコンテンツ、学習指 導要領改訂に対応したコンテンツの更新及び新規作成、<br/> 管理職向けのコンテンツの追加等を行い、144 コンテン ツが視聴可能となった。

免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取 得者数は 1,321 人となり、年度計画の 1,000 人を大幅に 超え、目標を達成した。

## <課題と対応>

学習指導要領の改訂や高等学校における通級による 講義配信コンテンツの一層の整備を図り、広く普及して いくことが必要となってきている。このため、令和2年 度に整備した新講義配信システムの特徴を生かし、教育

今後、講義配信コンテンツの拡充及び広報の充実に努 めていく。

理、生理及び病理」(1単位)及び「聴覚障害児の心理、生理及び病理」(1単位)(新規)を、後期(令和2年9月~令和2年12月)に「視覚障害児の教育課程及び指導法」(1単位)及び「聴覚障害児の教育課程及び指導法」(1単位)を開設した。

単位認定試験は、前期については令和2年8月29日(土)に全国41会場で、後期については令和2年12月26日(土)に全国43会場で実施した。また、令和3年度の新システムへの移行に伴い、現システムでの最後の再試験(受験資格がありながら前期、後期の単位認定試験を受験できなかった者に対する救済措置)を、令和3年3月6日(日)に4科目分全てについて行った。令和2年度単位取得者は計1,321名となった。

なお、新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、受験者が 存在する全都道府県に試験会場を設置し、県外への移動がないよう 配慮した。また、試験会場においては、受験者間の一定の距離の設 定、入場前の検温、適切な換気、アルコールによる消毒などを行っ た。

特別支援教育専門研修における免許法認定講習及び免許状更新講習

本年度の各期特別支援教育専門研修の開催中止に伴い、免許法認 定講習及び免許状更新講習を開設しなかったが、免許法認定通信教 育による単位取得者数は1,321名であり、令和2年度計画の目標値 の1,000名を超え、国の施策である免許状取得率の向上に寄与した。

#### 4. その他参考情報

予算額と決算額の差が10%以上であるが、当初予定していなかった事業への支出があったこと及び当初の計画に比べ費用が増加したことが大きな要因である。

# 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報											
I-3	合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進										
業務に関連する政策・施策	政策目標2確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	当該事業実施に係る根拠 (個別 法条文など)	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第12条第1項第4号								
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」:(1)戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進 特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、民間企 業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ることは、国の特別支 援教育政策を進めていく上で重要であるため 難易度「高」:(2)特別支援教育に関する理解啓発活動の推進 対象が、特別支援学校及び特別支援学級等以外であるため、これまで 以上の積極的かつ効果的な広報が必要となり、難易度は高い。		令和3年度行政事業レビュー番号 0123、0124								

# 2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット(アウトカム)情報									②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 度	令和2年度			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 度	令和 2 年 度
研究所セミナ ーの参加者満 足度	85%以上	_	99.4%	98.6%	99.6%	中止	99.6%		予算額(千円)	250, 512	226, 891	222, 613	238, 677	240, 74
地域における 支援機器等教 材に関する研 修会・展示会 の開催回数	毎年度 4 回	_	4回	4 回	4回	4回	2回		決算額(千円)	206, 722	234, 331	222, 264	244, 443	278, 47
講師派遣の派 遣人数	前中期目 標比 25% 以上増	1,740人	439 人 (28 年度 計画値: 430 人)	431 人 (29 年度 計画値: 430 人)	430 人 (30 年度 計画値: 430 人)	439 人 (元年度 計画値: 435 人)	291 人 (2年度 計画値: 435 人)		経常費用(千円)	209, 852	229, 033	220, 818	242, 012	242, 10
	(2, 175 人)		累計 439 人	累計 870 人	累計 1,300人	累計 1,739人	累計 2,030人		経常利益 (千円)	△1, 066	6, 293	2,056	20, 160	11, 93
									行政サービス実 施コスト (千円)	198, 172	232, 502	220, 818		-
									行政コスト(千 円)	_	_	_	326, 160	274, 77
									従事人員数	14	15	15	15	1

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期	日煙	中期計画、	年度計画

#### 法人の業務実績・自己評価 主務大臣による評価 主な評価指標等 主た業務実績等 自己評価 В 評定

(1)戦略的かつ総合的な情報収 集・発信の推進

<主な定量的指標> 特になし

#### <その他の指標>

- 特別支援教育に関連する学術 的な内容から教育実践に関わ る内容まで幅広く情報収集し、 情報内容に応じて整理し、発信 する対象を考慮したコンテン ツとして整備したか。
- ・国や都道府県はもとより、市 区町村や幼・小・中・高、保護 者等多方面に対してインター ネットなど様々な手段を活用 して情報の発信、提供を充実し たか。
- 研究成果について、ホーム ページを通じて、研究成果報 告書のほか、サマリー集やリ ーフレット等わかりやすい形 で情報提供を行うとともに、 学会発表及び誌上発表を行っ たか。

<評価の視点> 特になし

<主要な業務実績>

① 「広報戦略」に基づく情報収集

#### イ 情報収集

- 特別支援教育に関するナショナルセンターとして、文部科学省等の 国の施策に関する情報、都道府県教育委員会等に関する情報、各種学 校長会研究協力園・学校等における実践に関する情報、関連学会での 学術的な情報等を幅広く収集した。
- ・ 発達障害教育に関する情報は発達障害教育推進センターが、障害種 をまたがる特別支援教育の教材・支援機器等(ICT 等を含む)に関す る情報は情報・支援部が、それぞれ、文部科学省や厚生労働省、都道 府県の教育センター等と連携して、系統的に幅広く収集した。

#### ロ コンテンツの整備

・ 研究成果については、研究成果報告書、サマリー集等のほか、教育 委員会や教育現場で活用できるように、研究成果物(リーフレット、 < < 根拠> ガイドブック、事例集等)としてコンテンツを整備した。研究成果・ 刊行物別に提供していたコンテンツを、特別支援教育全体と各専門 領域(各障害種)別に整理して、新たに、ホームページで情報発信で きるようにした。

また、特別支援教育を学ぶ方や教育者のために、インクルーシブ 教育システムの確立を目指し、新学習指導要領等を踏まえ、「特別支 援教育の基礎」と「各障害種に応じた教育の基本」で構成した「特 別支援教育の基礎・基本 2020」を令和2年6月中旬に発行した。

- 発達障害に関するトピックス的な情報を利用者がすぐに得られる。 ように、国の動向やイベント、教育現場で参考となるリーフレットの 紹介など最新の情報を発達障害教育推進センターウェブサイトのト ップページに簡単な解説付きで掲載するなど利便性の向上を図っ
- 教材・支援機器等については、研究所内の展示室で実物を展示でき るように、障害種別に系統的に整備したほか、特別支援教育の支援教 材活用の実践事例については、支援教材ポータルサイトに掲載でき るように、コンテンツを整備した。
- ② 情報提供の量的充実とその効果的・戦略的な取組

イ及びハ 「研究成果などの情報発信]

<評定と根拠>

## 評定: B

令和2年度は、各障害種の専門家が在籍する研究所の 特徴を生かし、特別支援教育を新たに学ぶ方向けに「特 別支援教育の基礎・基本 2020」を発行したり、研究所セ ミナーや研究所公開などをオンラインで実施したりし、 ナショナルセンターとして各方面の特別支援教育に関す る理解促進に貢献したと考える。

また発達障害に関しては、国立障害者リハビリテーシ ョンセンターや文部科学省・厚生労働省と連携した研修 カリキュラムの作成等を行い、発達障害者支援における 教育と福祉の関係者の連携促進に寄与した。

所期の目標・指標を達成したと考える具体の根拠は以 下のとおりである。

特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践に 関わる内容まで幅広く情報収集している。収集した情報 は、研究や研修に活用するとともに、普及対象を考慮し、 特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校、高等学校をはじ めとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう にホームページの研究成果物等のコンテンツの充実を図 り、ホームページを通じた情報発信に取り組んだ。また、 ホームページについては、トップページにおけるピック アップコンテンツを紹介するスライダーメニューの導 入、LINE を活用したホームページ上のコンテンツへのア クセス向上等、利用者サイドの視点からの改善を図った。 これらのことから、学校、各種団体等、多方面に必要か つ有益な情報の提供について、年度計画を達成した。

#### <課題と対応>

教育現場における研究所のコンテンツの有効活用に資 するため、ホームページの利活用の更なる促進が求めら れる。そこで、研究所セミナー、発達障害教育推進センタ 一の理解啓発事業、支援機器等教材に関する展示会等研 究所が主催するイベント及び所外の研修等への講師派遣 等のあらゆる機会を利用して研究所のホームページの活 ┃ 報にアクセスできるよう、令和2年度は、

<評定に至った理由>

中期計画に定められたとおり、概ね着実に 業務が実施されたと認められるため。

研究所セミナーの参加者満足度について は、中期目標に定める85%以上という目標 値に対し、令和2年度は対中期目標値 117.1%の99.6%を達成した。初のオンラ イン配信に挑戦し、オンラインパートとオ ンデマンドパートに分けて実施するなど 工夫を凝らした結果、1.076名もの申込が あり、法人及び特別支援教育に関して、教 育委員会・学校・教員・国民への幅広い理 解啓発に大きく寄与した点を評価するこ とができる。

- ・地域における支援機器等教材に関する研 修会・展示会の開催回数については、中期 目標に定める毎年度4回という目標値に 対し、令和2年度は新型コロナウイルス感 染拡大防止のため、オンライン開催とし、 2回実施した。また、中止した地域に対し ては、教材の動画コンテンツを作成し、限 定公開するなどの工夫を行った点を評価 することができる。
- ・関係団体等との連携による学校支援及び 日本人学校への相談支援に係る講師派遣 の派遣人数については、年度計画に定める 435人に対し、令和2年度は291人と目標 を下回ったものの、コロナ禍において実際 の派遣が困難であったという事情がある 中、オンラインで代替するなど、法人なり に工夫した点を評価することができる。
- ・情報発信については、利用者が有用な情

研究成果・刊行物は、ホームページ上に掲載して情報提供を行っ │ 用を促すとともに、LINEを活用してホームページにアク た。

また、印刷したサマリー集を都道府県・市区町村教育委員会等へ 幅広く配布した他、リーフレット類を各種の研修等で活用するとと もに、研究講師等の派遣の際に教育委員会等の自治体のホームペー ジに研究所のリンクを貼ってもらうよう積極的に働きかけた。さら に、所内外の研修や講演、文部科学省主催の説明会、研究所主催の 各種イベント、各種学校長会の総会等では、パンフレットを配布し、 説明を行うことで普及を図った。なお、日本特殊教育学会等での学 会における発表や誌上発表を行うことでも普及を図った。

この他、教育現場や大学等で活用されることを目指し、各研究班・ 研究チームが収集した情報を基に、特別支援教育に関する最新の基 礎理論や障害種別の基本知識、教育課程、指導法等をまとめた「特 別支援教育の基礎・基本」を令和2年6月中旬に発行した。

#### ロ及びホ 「ホームページによる情報発信]

ホームページについては、利用者サイドの視点から、コンテンツの 中身の精査や見やすさの改善を図った。

まず、初めてのホームページ利用者向けのホームページの利用法 ┃ した情報発信を開始した。 に関する特設ページをトップページに設けた。また、情報を見つけ やすくするために、トップページでピックアップコンテンツを紹介 ┃ <課題と対応> するスライダーメニューを設けるとともに、LINE(令和2年度LINE ターゲットリーチ数 2.665 件) を活用してホームページに掲載して │ 高等学校の教職員・保護者、関係団体等多方面に対して、 いる情報に容易にアクセスできるようにした。さらに、研究成果物 │ホームページ上のコンテンツ利用等の一層の周知を図っ のコンテンツのダウンロード方法を示すコンテンツを作成する等の 対応を行った。

インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB) では、学校・地方公共団体向けや保護者向けのQ&Aを掲載するほか、 研究所の研究報告や関連リンクの掲載を行い、情報発信の充実を図

国際的な情報発信を意図して、英語版特総研ジャーナルである NISE Bulletin を英語版のホームページに掲載した。

#### 二 「各種出版物]

研究所の事業や研究、外国調査の報告等をまとめた特総研ジャー ナル、英語版特総研ジャーナルの NISE Bulletin、研究紀要を令和 3年3月に刊行し、ホームページに掲載した。また、研究所の活動 や特別支援教育の最新情報等を発信するメールマガジンを毎月1回 配信した。(登録者数:令和2年度8,533人、令和元年度7,970人、 平成 30 年度 9,668 人、平成 29 年度 9,225 人、平成 28 年度 8,786 人)。

セスしやすくしたりする取組の充実を図っていく。

#### <根拠>

令和2年度は、メールマガジン(登録者数:8,533人) に加えて、LINE (ターゲットリーチ数: 2,665件) を活用

メールマガジンと LINE をうまく活用して、幼・小・中・ ていく。

トップページにおけるピックアップコン テンツを紹介するスライダーメニューの 導入や LINE による情報発信も行うなど、 時代に即した効果的な取組を進めた点を 評価できる。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方

・研究所の活動内容等と併せて、全ての学 校をはじめとする関係者に必要かつ有益 な情報が提供されるよう、研究成果の普及 やインターネットをはじめ広報効果の高 いICTツールを活用した情報提供の量 的充実を図るとともに、国と連携しなが ら、サマリー集やガイドブック、リーフレ ット等わかりやすい形で情報提供を行い、 現場での活用を促進すること。

・インクルーシブ教育システムの構築に向 けて、研究所セミナー等の開催を通じて、 教育委員会・学校・教員・国民への幅広い 理解啓発活動を引き続き充実すること。特 に特別支援教育の指導の経験のない又は 経験年数の少ない教員に対し特別支援教 育の理解啓発・理解促進を行うこと。

- ・引き続き発達障害教育に関し、インター ネットを通じた情報提供の充実を図り、幼 稚園、小・中・高等学校等の教員や保護者 への理解促進を図るとともに、教育と福祉 等の関係機関との連携に関する取組を推 進すること。
- ・日本人学校に対して、関係機関と連携を 引き続き図りながら、保護者も含めた関係 者への情報発信を行うとともに、教育相談 支援等を必要に応じて行うこと。

#### <その他事項>

(有識者からの意見)

ホームページについては、利用者サイド の視点から、コンテンツの中身の精査や見 やすさの改善を図る方向で、「初めてのホ

(2) 特別支援教育に関する理解 啓発活動の推進

#### <主な定量的指標>

- ・研究所セミナーの参加者満足 度 85%以上
- ・地域における支援機器等教材 に関する研修会・展示会を4回 開催したか。

#### <その他の指標>

- ・幅広い国民に対して、インク ルーシブ教育システムの構築 に関する理解啓発を推進する ため、ホームページ上で、障害 の基礎知識やQ&A等を掲載 するなど、情報発信の充実を図 ったか。
- ・研究所公開の開催を通じて特 別支援教育の理解啓発を図っ ロ 「ホームページ」について たか。

## <評価の視点> 特になし

#### <主要な業務実績>

① 幅広い理解啓発活動の充実

教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動に取り組

## イ「研究所セミナー] について

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、 インターネット配信により実施した。1,076名の申込みがあり、当日 は 629 名、オンデマンドページには延べ約 1,400 名のアクセスがあ った。セミナーの構成は、ライブ配信によるオンラインパートと、 研究所ホームページ上に特設ページを設け、そこからあらかじめ収 録した動画を配信するオンデマンドパートとした。研究成果報告に おいては、主務大臣から指摘のあった「双方向型の研修」を意図し てチャット機能を活用した意見交換や質疑の機会を設けた。オンラ インパートでは主に創立 50 周年記念に係る記念講演、及び有識者 によるパネルディスカッションと、本研究所の研究成果報告を行っ た。オンデマンドパートでは、基幹研究(障害種別)の成果報告、 各障害班による動画によるポスター発表, 教材の紹介動画を配信し た。こうした取組により、参加者の満足度は、計画値以上の数値 (99.6%) を達成した。

(1)② ロ及びホ「ホームページによる情報発信〕と同じ。

#### ハ 「研究所公開」について

令和2年度の研究所公開を、令和2年12月24日(木)~令和3 年1月11日(月)にオンデマンド配信形式で実施した。テーマを 「WEBから見つかる子ども支援のヒント"来て、見て、体験、特総研 久里浜からひらけ、共生のとびら"|として、障害種毎にコロナ禍で の「新しい生活様式」にフォーカスを当てた障害種別の動画コンテ ンツを提供した。動画視聴回数は延べ5,072回であり、参加者(418 名)からのアンケートでは満足度93.7%との高い結果が得られた。

## ② 発達障害教育に関する情報提供・理解促進

イ 『家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告』 を踏まえ、令和元年度に引き続き、国立特別支援教育総合研究所と国 立障害者リハビリテーションセンターが文部科学省、厚生労働省と 連携し、発達障害者支援に係る教員や福祉の連携・協働に関する人材 育成のための研修カリキュラム案の検討・作成を行った。

発達障害者支援に係る教員の専門性向上に向けた研修の在り方の 検討、及び教育と福祉の関係者の連携・協働に関する研修の在り方の 検討を行うため、秋田県、福井県、山口県、徳島県、宮崎県、川崎市 の5県、1市の協力を得て、研修コアカリキュラム案を活用した研修

#### <根拠>

研究所セミナーでは、令和2年度も教育現場で関心の 高いインクルーシブ教育システムに関する内容を盛り込 すっことにより、小・中学校、高等学校の教員の参加者の割 合は29.8%であった。また、オンライン・オンデマンド 配信形式で高い満足度が得られるようにオンラインと合 わせてオンデマンドのコンテンツの充実も図った。これ らにより、満足度は目標を大きく上回る99.6%であり目 標を達成した。

令和2年度の研究所公開はオンデマンド配信形式で開 催することにより、地域に限定されることなく全国の教 員に向けて、コロナ禍での「新しい生活様式」にフォーカ スを当てた情報を届けることができた。これらのことよ り中期目標期間の計画を達成した。

#### <課題と対応>

今後の研究所セミナーや研究所公開の開催に向けて、 令和2年度に新たな試みとして実施したオンライン・オ ンデマンド配信方式による研究所セミナーで得たノウハ ウを今後、同様なイベントを開催する際の知見として活 用を図っていく。

#### <根拠>

本研究所と文部科学省、厚生労働省、国立障害者リハ ビリテーションセンターとの4者の連携により、発達障 害者支援に係る教員や福祉の連携・協働に関する人材育 成のための研修カリキュラム案をまとめることができ た。自治体に実際に活用してもらい、その取組を発達障 害教育実践セミナーで普及することができた。発達障害 教育実践セミナーでは、アンケートに回答した全ての参 加者から「参考になった」という高い評価を得た。

ームページ利用者向けのホームページの 利用法に関する特設ページ」、「ピックアッ プコンテンツを紹介するスライダーメニ ュー」をトップページの設けたことはアク セス数を増加させるための改善の一つと して評価する。

- インクルーシブ教育システム構築支援デ ータベース (インクル DB) では、学校・地 方公共団体向けや保護者向けのQ&Aを掲載 するほか、研究所の研究報告や関連リンク や国際的な情報発信を意図して、英語版特 総研ジャーナルである NISE Bullet in を英 語版のホームページに掲載したことは評 価する。
- ・特別支援教育の基礎基本 2020 の発行は これから特別支援教育を学ぶ教員や、幅広 い情報取得が求められるコーディネータ 一や教育相談担当者などにとって拠り所 となる資料となることを大いに期待する。 先進的な研究とともに、基盤となる科学的 根拠、理論が示されたこのような書籍の発 行は今後も改訂しながら定番として整備 頂きたい。
- ・特別支援教育に告詣の深い者は自ら特総 研の情報を求めるが、課題にあるとおり、 特別支援教育についてまだ理解の浅い教 員等に、いかに、拠り所となる特総研の情 報を届けるかは特別支援教育の推進全体 に関わる。自治体での初任者研修や管理職 研修等、悉皆の研修等で端的に紹介できる ようにするなどの工夫を望む。
- ・研究所で行う研究や研修には、長期的視 点をもって行うものと、短期的にすぐに必 要とされるものとある。短期的に必要とさ れる情報として、ホームページ上のコンテ ンツが充実されるともに随時内容も更新 され、ホームページを視聴する人にはとて も役立つものとなっている。

の在り方の検討と実践に取り組んだ。

また、教育委員会及び教育センターの研修担当の指導主事を対象 < 課題と対応> に、研修コアカリキュラムを活用した教育と福祉の連携・協働のた めの研修の在り方をテーマとした発達障害教育実践セミナーを実施 | 携・協働の体制整備には、自治体の関係部局間の連携へ した。事後アンケートでは、回答のあった全ての参加者から「参考」 になった」という評価を得た。

ロ 発達障害に関するトピックス的な情報を利用者がすぐに得られる ように、国の動向やイベント、リーフレットの紹介などの最新の情報 を発達障害教育推進センターウェブサイトのトップページに簡単な 解説付きで掲載するなど、利用者の利便性の向上等を図った。国立教 育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターと共同で、発達障害の 視点からまとめた「生徒指導リーフS」を作成しウェブサイトに掲載 するなど、関係機関と積極的に連携を図り情報の収集・発信に努め た。

また、文部科学省、厚生労働省、国立障害者リハビリテーション センターと連携し、全てのライフステージにおいて切れ目のない支 援が行われるよう、国のサイトとして、教育と保健、医療、福祉、 労働等の分野の情報提供のナビゲーションとなるポータルサイトの 構築について、令和3年度の運用に向けて検討を行った。

#### ③ 支援機器等教材の普及

#### イ 「展示室及びポータルサイト]

収集した情報を基に、iライブラリー(教育支援機器等展示室) や発達障害教育推進センター展示室を整備 [ 。研究所訪問者への公 | 広く収集 ] 。研究所内の教育支援機器等展示室 ( i ライ 開を行ってきたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染予 ┃ ブラリー)を充実させた。 防の観点から一般見学を中止とした。そのため、令和2年度のiラ イブラリー見学者総数は、44名(令和元年度、316名)であった。

発達障害教育推進センター展示室については、今後の見学者の多 様化への対応を考慮して、体験的に学ぶコーナーの充実やライフス テージに応じた分かりやすい展示方法の工夫を行った。

支援機器等に関する情報は、特別支援教育教材ポータルサイトに 掲載し、インターネットを通じて情報提供を行った。具体的には、 | 実を図るとともに、教材ポータルサイトについては、研 令和2年度は教材・支援機器活用の新たな実践事例を54件掲載し、 令和3年3月末時点で、283件の教材・支援機器活用の実践事例を公 ┃ 実を図っていく。 開することができた。

## ロ 「支援機器等教材に関する研修会・展示会]

令和2年度については、当初4地域での開催を予定していたが、新 型コロナウイルス感染症感染予防の観点からオンライン開催が実現 域において多くの参加者から好評を得た。それ以外は中 できた下記の2地域について、各会場の研修参加者向けにオンライ | 止となったため、目標達成率は50%であった。中止した地

地域における発達障害支援に当たる教育と福祉の連 の働きかけが重要になる。各自治体において教育と福祉 が連携・協働するための人材育成に係る研修ガイドを作 成するとともに、セミナー等で関係部局間の連携による 研修モデルを提案する。

•日本人学校や日本人学校等在外教育施設 においては、特別支援教育の情報や指導方 法等についての情報や、教員が指導・助言 を受けられる機会が少なく、困っている状 況がある。引き続き、支援が必要である。 リモートで様々な支援を行うことができ ると思われるので、検討してほしい。

#### <根拠>

教材・支援機器等に関する情報を計画的かつ着実に幅

教材ポータルサイトについては、令和2年度も多くの 教材・支援機器活用の実践事例を公開することで特別支 援教育の教材・支援機器等(ICT等を含む)に関する最新 情報を提供した。

#### <課題と対応>

i ライブラリー (教育支援機器等展示室) の更なる充 修や展示会等で実践事例の更なる利活用を促す取組の充

#### <根拠>

令和2年度については、オンライン開催した2つの地

ンで研修会・展示会を実施した。

- ・山梨県総合教育センター(8月19日)
- ・宮崎県教育研修センター(12月18日)

#### ④ 認知度向上の取組と認知度調査

令和2年度、研究所は新型コロナウイルス感染症感染予防の観点 から、学校現場等へのアンケート・研究活動について、原則、延期、 中止とした。本調査についても、実施した場合に、学校現場に大き な負担をかけることになると判断したことから、本年度実施予定の 認知度に関するアンケートを中止した。なお、令和2年度において も、指標達成に向けた認知度の向上のため、教育現場で活用できる 研究所のコンテンツを記載したチラシ等を作成し、全国の幼稚園、 小・中・高等学校及び特別支援学校に配布した。

#### (参考)

令和元年9月に全ての都道府県教育委員会と、市区町村教育委員 会 (層化抽出)、小・中・高等学校 (層化抽出) 合計1,800機関・ 5,000名を対象とした認知度調査を郵送で実施(回収率25%)し た。結果、特別支援教育関係者以外における研究所の役割等につい 果を広く普及するための取組の工夫を図る。 ての認知度は77%、通常学級の担任の認知度は70%であった。ま た、特別支援教育関係者以外のうち、今回の調査の前から研究所を 知っていたとの回答割合は67%であった。

(3) 関係団体等との連携による 学校支援及び日本人学校への 相談支援

#### <主な定量的指標>

講師派遣の派遣人数

#### <その他の指標>

- 筑波大学附属久里浜特別支援 学校と連携し、世界自閉症啓発 デー2019in 横須賀を開催した か。
- 日本人学校に対して、特別支 援教育に関する情報提供を定

#### <主要な業務実績>

① ナショナルセンターとして、特別支援教育に関する理解啓発を効

的・効率的に進めるために、教育委員会や学校、関係機関等の相互の ネットワークの要として、関係団体との連携を進めている。関係団体 が主催するオンラインによる各種会議に出席し、研究所から、特別支 援教育に関する研究成果等の情報提供を行った。また、要請に応じて オンライン等の研修を行うことで、連携強化を図った。研究所要覧や 各種案内等を研究所のホームページに掲載するとともに、関係団体

務局に周知を図り、各会員にデータでの共有を依頼し、研究所の認知

向上に努めた。

また、生涯学習や障害者スポーツの普及を目的に、令和2年度 「特別支援学校『体育・スポーツ』実践指導者協議会」をオンライ │ <課題と対応>

域については、教材の動画コンテンツを作成し、限定公開 する等の対応を行った。

#### <課題と対応>

新型コロナウイルスの感染症感染予防などの対応が続 くことが予想されるため、今後も類似の研修会・展示会 を開催する際には、オンライン・オンデマンド配信方式 による開催を継続させ、更なる充実を図る。

#### <根拠>

令和2年度、新型コロナウイルス感染症感染予防のた め研究所の認知度についての調査を中止した。令和元年 度の予備調査において、特別支援教育関係者以外の研究 所の役割等についての認知度は77%、このうち通常学級 の担任の認知度は70%であった。また、特別支援教育関 係者以外のうち、今回の調査の前から研究所を知ってい たとの回答割合は67%であった。

#### <課題と対応>

特別支援学校及び特別支援学級等以外の教職経験の浅い 教員の研究所の認知度については、高いとは言えない。 研究所の認知度を向上させるため、LINE、メルマガ等 SNS や動画を効果的に活用した研究所の機能の紹介や研究成

- 新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、オ ンラインを活用し、教育現場や各関係団体のニーズに 応じて効率的・効果的に情報提供を行うことができた。 また、様々な学校長会等の事務局と連携を図り、校長 会の各地の会員にデータで効率よく情報提供をするこ とができた。
- 発達障害教育に関して、世界自閉症啓発デー・横須 賀児童生徒ふれあいフェスタについては、新型コロナ ウイルス感染症感染予防の観点から、集客のイベント 等は中止したが、オンラインやオンデマンド配信など の工夫を行い実施することができた。

期的(年3回)に実施したか。

<評価の視点> 特になし

ンで開催し、企画・運営した。参加者へのアンケートでは、「有意 義であった」「どちらかといえば有意義であった」と肯定的な回答 が 97%であった。

- ・ 共催団体として令和2年4月4日(十)に開催を予定していた「世 界自閉症啓発デー2020 シンポジウム」は、新型コロナウイルス感染 症感染予防の観点から、集客のイベントは中止となり、予定されてい たシンポジウムが日本実行委員会の公式サイトからオンデマンドで 配信された。発達障害教育推進センターのウェブサイトからも案内 を掲載した。
- ・ 隨害者週間キャンペーン YOKOSUKA の一環として実施している構 須賀市児童生徒ふれあいフェスタは、共催の横須賀市教育委員会と も協議し、新型コロナウイルス感染症感染予防の観点からイベント は中止とし、発達障害教育推進センターのウェブサイト上にイベン トページを設けた。児童生徒の作品、筑波大学附属久里浜特別支援学 校と横須賀市立総合高等学校の取組紹介、学校現場におけるコロナ 対策の工夫などを掲載した。
- ② 新型コロナ感染症防止の観点から、独立行政法人、都道府県、指定 < 根拠> 都市、市町村、学校長会、大学、学会による研修会等の開催が中止、 延期等となる中で、70人の講師派遣が取り止めとなり、延べ291人 | 新型コロナ感染症感染予防のため多数の研修会等が開催 の派遣(以下、オンラインによる実施も含む)となった。

また、大学教育への参画については、非常勤講師として29大学か | ラインによる派遣等、積極的に対応した。 ら 65 件の依頼を受け、講義を実施した、このほか、大学からの依頼 による研究協議会・シンポジウムでの発表や、大学のセミナーにお <課題と対応> ける特別支援教育の最新の動向・モデル事業の紹介、(独)教職員支 援機構(NITS)の共生社会を実現する教育研究セミナー等への講師 | イベント等への研究職員の派遣等が困難であることが想 の派遣、(独)日本学生支援機構(TASSO)の障害学生支援専門テー マ別セミナーへの協力等を実施した。

③ 特別支援教育に関する最新のトピックスや関連施策、研究所にお ✓ <根拠> ける新規事業等に関する情報を「特総研だより」として年3回、日本 人学校 95 校へ発信した。日本人学校及び海外へ赴任する保護者等へ ┃ 育施設に赴任する教員等への特別支援教育に関する情報 の相談支援については、海外子女教育振興財団や海外駐在員を派遣 | 提供、海外へ赴任する保護者等に対する相談を、文部科 している企業の教育相談担当者との連携を図りながら効率よく実施 | 学省や外務省等と連携して行った。これらのことから、 した。(総件数16件)文部科学省と連携し、日本人学校等在外教育 | 年度計画を達成した。 施設に赴任する教員(管理職等)の研修会において、「日本人学校に おける特別支援教育の現状」をテーマに日本人学校の現状と研究所 | 国内の特別支援学校(筑波大学附属大塚特別支援学校、 のコンテンツ等の情報提供を行った。

文部科学省総合教育政策局教育改革・国際課より在外教育施設の高度 ョンに関する研究に取り組み、遠隔支援マニュアルの素 グローバル人材育成拠点事業 (特別支援教育遠隔指導) 「日本人学校 │ 案を作成した。

- ・ 情報普及については、研究所からの情報提供が中心 となった。今後は、教育現場や各種団体等のニーズ及 び情報収集の取組の充実が求められることから、イン ターネットやオンラインを活用した効果的な情報収集 となるよう工夫を図る。
- ・ 発達障害教育に関して、世界自閉症啓発デー・横須 賀児童生徒ふれあいフェスタについて、集客型のイベ ントをオンラインやオンデマンドで配信する場合は、 資料の提供方法など情報発信の工夫を図って行く。

都道府県・市町村等への講師派遣も計画的に進めたが、 中止及び延期となるなか、依頼先のニーズに応じてオン

今後とも、多数が集まる対面での研修会や研究協議会、 定される。関係機関や関係団体等の依頼先のニーズに応 じて、研究員の研修会・研究会等へのオンラインでの派 遣の推進、及び効果的な情報発信・理解啓発の方法等の T.夫を図る。

日本人学校、日本人学校校長会、日本人学校等在外教

在外教育施設(北京日本人学校、ハノイ日本人学校)と 埼玉大学附属特別支援学校等)をつなぐコンサルテーシ

における特別支援教育に関する遠隔指導の実施に向けた実践的研究」		
の事業委託(令和元年度~3年度)を受け、令和2年度、海外子女教育振	<課題と対応>	
興財団と連携し、在外教育施設と国内の特別支援学校をつなぐコンサ	日本人学校への対応については、今後も関係団体等と	
ルテーションに関する研究に取り組み、遠隔支援マニュアルの素案を	の連携による在外教育施設への相談支援の取組の充実が	
作成した。	求められることから、インターネット等を活用した効果	
	的な支援の方法等の工夫を図っていく。	

# 4. その他参考情報

予算額と決算額の差が10%以上であるが、当初予定していなかった事業への支出があったこと及び当初の計画に比べ費用が増加したことが大きな要因である。

# 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報												
I-4	ンクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与											
業務に関連する政策・施策	政策目標2確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼さ れる学校づくり	当該事業実施に係る根拠(個別 法条文など)	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第 12 条第 1 項第 3 号、4 号、5 号									
	施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進											
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」、難易度「高」: (1) インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進障害者差別解消法の施行を踏まえ、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組を強力に推進するものであり、重要度は高い。また、地域と協働する新たな取組で、地域の実情に応じた様々な課題が想定され、難易度は高い。	ビュー	令和3年度行政事業レビュー番号 0123、0124									

# 2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目 標期間最終 年度値等)	平成28年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 度	令和2年 度			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年 度	令和元年 度	令和2年度
地域実践研究 の実施件数	中期目標 期間終了 までに、 50件以上	-	4件 (28年度計 画值:4 件)	13 件 (29 年度 計画値: 13 件)	14 件 (30 年度 計画値: 14 件)	15 件 (令和元 年度計画 値:15 件)	12 件 (令和 2 年度計画 値:12 件)		予算額(千円)	216, 427	111, 413	111, 935	112, 862	112, 675
			累計4件	累計 17 件	累計 31 件	累計 46 件	累計 58 件		決算額(千円)	136, 348	118, 948	110, 725	109, 518	78, 351
地域における インクルーシ ブ教育システ ム構築への貢 献度	90%以上	_	100%	100%	100%	100%	100%		経常費用(千円)	136, 348	118, 769	110, 723	111, 155	72, 499
インクルーシ ブ教育システ ム構築支援デ ータベースの 登録件数	中期目標 期間終了 までに、 500件以上	_	302 件 (28 年度計画 値: 300件)	362件(29年度計画値:360件)	422 件 (30 年度 計画値: 420 件)	472 件 (元年度 計画値: 460 件)	559 件 (2年度 計画値: 500件)		経常利益(千円)	0	△51	△474	8, 667	△3, 802
									行政サービス実 施コスト (千円)	133, 122	118, 769	110, 723	_	_
									行政コスト (千 円)	_	_	_	159, 852	86, 167
	_						_		従事人員数	11	9	9	9	6

中期目標、中期計画、年度計画								
主な評価指標等	法人の業務実績・自	己評価	主務大臣によ	る評価				
土な計価担保寺	主な業務実績等	自己評価	評定	A				
(1)インクルーシブ教育システ	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	<評定に至った理由>					
ムの構築に向けて地域が直面す	① 地域が直面する課題の解決に資する地域実践研究の推進	評定: A	以下に示すとおり、中	期計画に				
る課題の解決に資する研究の推	・ 令和2年度は、長期派遣型に3県から4件の参画を、短期派遣型に	令和2年度においては 12 件の地域実践研究事業を実	た以上の業務が達成され	ιたと認≀				
進	8市から8件の参画を得て、計12件の研究を推進した。12件の研究	施した。参画した教育委員会全てから県・市のインクル	ため。					
	課題は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた体制整備に関	ーシブ教育システム構築に役立ったという回答を得ると						
<主な定量的指標>	する研究1課題(インクルーシブ教育システムの理解啓発の推進に	ともに、研究成果が市の教育ビジョン等に反映されたり、	・地域実践研究の実施件	数につい				
・地域におけるインクルーシブ	関する研究)、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援	授業のガイドラインとしてまとめられたりするなど、積	度計画に定める 12 件 8	という目れ				
教育システム構築への貢献度	教育に関する実際的研究1課題(交流及び共同学習の充実に関する	極的に成果活用されており、地域のインクルーシブ教育	し、令和2年度は、対年	度計画値				
90%以上	研究) のうちから、各地域の課題に応じた研究テーマを設定し、取り	システム構築に大いに貢献したと考える。	12 件の実施を達成した。					
	組んだ。	また、インクルーシブ教育システム構築支援データベ						
<その他の指標>		ースについて新型コロナウイルス感染予防対策の事例を	<ul><li>地域におけるインクノ</li></ul>	レーシブ				
・地域実践研究の研究成果につ	・ 研究の推進に当たっては、研究職員と各県市町教育委員会から派遣	載せるなど充実を図り、合理的配慮の理解推進に寄与し	テム構築の貢献度につい	ては、中				
いて広く普及を図ったか	された地域実践研究員が研究チームを構成するとともに、外部有識	た。	定める 90%以上という	目標値に				
	者による地域実践研究アドバイザーから、適宜、指導・助言を受けた。	所期の目標を上回る成果を得ていると考える具体的な根	和2年度は、対中期目標	禧 111%				
・インクルーシブ教育システム		拠は以下のとおりである。	を達成した。					
推進センターのホームページの	・ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で本事業							
開設やパンフレットの作成・配	を中止する県市があると想定された。しかし、長期派遣型3県の地域	<根拠>	<ul><li>我が国唯一の特別支持</li></ul>	爰教育の`				
布等行ったか	実践研究員は派遣元教育委員会の支援を受け、また、テレワークも活	平成 30 年度より各市町村教育委員会における課題解	ルセンターとして、イン	クルーシ				
	用しながら研究を継続した。また、短期派遣型8市の地域実践研究員	決に直結できるよう、短期派遣型については、派遣対象	ステムの構築に向けた即	<b>负組を進</b>				
	は通常業務に加え、地域における新型コロナウイルス感染症感染へ	地域を市町村教育委員会にまで広げたが、令和2年度に	ことは法人の大きな使命	iであり、				
<評価の視点>	の対応に従事しながら研究を実施した。結果的に、全ての県市が研究	おいては、3県8市の参画を得て、12件の課題を計画ど	び難易度が「高」に設定	されてい				
特になし	を中止することなく成果をまとめ、地域に普及することができた。	おり実施し、インクルーシブ教育システムの地域への定	障害者の権利に関する剣	条約で示				
		1	1					

・ 地域実践研究に参画した3県、4会場において、地域実践研究フォ ーラム及び研修会等を実施し、得られた成果を提供した。参加者数 は、約50~250名であり、合計約550名の参加があった。

これら各地における地域実践研究フォーラムにおいては、幼稚園、 保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 の教職員など、様々な校種の教職員、県市町村教育委員会の職員、 関係機関からの参加が多数あった。

・ 令和2年度に地域実践研究に参画した教育委員会を対象として地 域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度に関わる質 問紙調査を実施し、全ての教育委員会(11 県市、12 件)より「地域 実践研究に参画して、期待通り計画通りの成果が得られた」及び「地 域実践研究への参画は、県・市のインクルーシブ教育システムの構築

着を図った。市教育委員会からの課題意識を有しての参 画は、各自治体の実情や課題に即した実践研究が重要で あり、地域実践研究は各自治体の課題解決に寄与してい ること、地域実践研究の裾野が広がってきていることを 示している。また、地域実践研究で得られた成果につい ては、参画した地域における地域実践研究フォーラムや 研修会の開催等を通し、広く普及を図った。

地域実践研究に参画した教育委員会を対象とした、地 域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度 にかかる質問紙調査では、全ての教育委員会より、「期待 どおり計画どおりの成果が得られた」及び「県・市・町の インクルーシブ教育システムの構築に役立った」との回 答を得、目標値を上回った。特に、平成30年度より参画

おり、中期計画に定められ 達成されたと認められる

- の実施件数については、年 12 件という目標値に対 は、対年度計画値100%の 成した。
- インクルーシブ教育シス 度については、中期目標に 上という目標値に対し、令 中期目標値 111%の 100%
- 特別支援教育のナショナ て、インクルーシブ教育シ 向けた取組を進めていく きな使命であり、重要度及 に設定されている。特に 関する条約で示された新 しい概念である合理的配慮については、 個々の状況に応じて提供されるものであ り、また、各学校設置者及び学校が体制面、 財政面も勘案し、個別に判断することとな ることから、国内における実践の積み上げ とその普及が重要である。システムの構築 のためには、地域の実情や特色、課題を踏 まえ、全国的な働き掛けが必要であるとこ ろ、コロナ禍において当初計画どおりの地 域実践研究を遂行したほか、地域への貢献 度も100%である点は大いに評価できる。 また、研究成果については、実際に派遣元 地域の教育ビジョンに反映されたり、授業 のガイドラインとしてまとめられるなど、

に役立った」との回答を得た。(地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度 100%、達成度 111.1%)

・ 平成30年度から市区町村からも参画可能とした結果、令和2年度 においては、8市から申請があった。それぞれの地域が有している課 題の解決を図ることを目的として、本事業に参画し、その成果を各市 の取組に活用することが見られた。このうち、釜石市(岩手県)、鹿 沼市(栃木県)、横須賀市(神奈川県)においては、平成30年度から 令和2年度の3年間に渡って参画し、市の教育ビジョン基本計画に その取組と成果を反映する (鹿沼市)、支援教育推進プランの令和元 年度の取組に位置付け、研究成果を授業のガイドラインとしてまと める (横須賀市)、他県における地域実践研究の成果を参考にしなが ら、地域の課題を踏まえた研修を実施する(釜石市)など、市教育委 員会が本事業を積極的に活用し、その成果を発信・普及することで、 インクルーシブ教育システムの構築・推進が図られた。また、令和2 年度に初めて参画した鳥取市は、令和元年度地域実践研究事業報告 書における他市の取組を読んだことが参画につながったと述べてお り、地域実践研究事業の成果の市区町村での活用が進んできている ことがうかがわれた。

# ② 平成28年度~令和元年度の地域実践研究の成果普及

・ 令和元年度に実施した4課題の研究成果及び地域実践研究事業の概要を『令和元年度地域実践研究事業報告書 地域におけるインクルーシブ教育システム推進』としてまとめ、国や都道府県・市区町村教育委員会等に送付(合計約1,800部)するとともに、研究所のホームページに掲載し、広く研究成果を普及した。

また、平成 28・29 年度に実施した 4 課題の研究成果については 『平成 28・29 年度地域実践研究事業報告書』として、平成 30 年度 に実施した 4 課題の研究成果については『平成 30 年度地域実践研究 事業報告書』としてまとめてあり、本研究所のホームページに掲載 するとともに、地域における研修会、講師派遣等を通して普及した。

・ 平成28年度から令和元年度までに実施した8課題については、研究成果を総括的に整理し「地域実践研究成果紹介リーフレット」として本研究所のホームページに掲載して、普及した。

# ③ インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発

・ インクルーシブ教育システムの構築に関する情報やインクルーシ ブ教育システム推進センターの取組について、ホームページにて周 知を図った。また、都道府県・市区町村教育委員会や教育センター等 ヘパンフレット等を配布した。このほか、研究所メールマガジンや全 国特別支援教育振興協議会での活動紹介、都道府県・市町村教育委員 会を訪問して取組の説明を行う等、インクルーシブ教育システム推 進センターの活動等の広報を行った。

可能とした市教育委員会が令和2年度においても継続、あるいは新規に参画し、市の教育ビジョン基本計画に地域実践研究の取組と成果を反映する、市の支援教育推進プランの令和元年度の取組に位置付け、研究成果を授業のガイドラインとしてまとめ、各校に普及を図る、地域の課題を踏まえた研修を実施するなど、本事業を積極的に活用し、その成果を地域の実情に応じて広く発信・普及することが見られたのは、大きな成果である。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で本事業を中止する県市があると想定された。しかし、結果的に、全ての県市が研究を中止することなく成果をまとめ、地域に普及することができた。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響下にもかかわらず、研究を遂行し成果普及ができたことは、想定を上回る成果である。

平成28・29年度、平成30年度、令和元年度の研究成果については、それぞれ『地域実践研究事業報告書 地域におけるインクルーシブ教育システム推進』、ホームページへの掲載、地域における研修会、講師派遣等を通して、広く研究成果の普及に努め、その結果として、同様の課題を有する地域や学校等で活用が図られ、地域実践研究に参画するといった自治体の動きも見られた。

# <課題と対応>

地域実践研究の成果普及については、参画した自治体だけではなく、同様の課題を有する自治体での活用が図られてきているが、より多くの地域や学校で取組を推進していくことが課題である。

引き続き、成果について、ホームページに掲載するとともに、都道府県・市町村教育委員会、学校等に「地域実践研究事業報告書」等の配布・ホームページでの公開、研究所セミナーでの紹介等によって広く情報発信する。

第5期中期目標期間においては、インクルーシブ教育システムの構築に関する地域や学校の課題を解決するための「地域支援事業」を実施するが、事業展開に際し地域実践研究事業5年間の方法や成果等を活用し、より多くの自治体での取組を推進する。

着実に地域のインクルーシブシステム構築に貢献しており、各自治体から派遣された職員と研究所職員が連携しながら、質の高い取組を推進してきたことが分かる。また、「地域実践研究フォーラム」や研修会等の実施を通じて様々な関係者に成果の普及及び活用を図ったことは、大いに評価できる。さらに、令和2年度のインクルーシブ教育システム普及セミナーでは、第4期中期目標期間の最終年度として、全国を対象に(令和元年度までは各地区を対象に実施)オンラインで実施したことで、約400名の参加を得ており(令和元年度は145名)、例年以上に多くの教育関係者に情報発信を行うことができている。

・また、インクルーシブ教育システム構築 支援データベースの登録件数については、 更なる充実を図り、年度計画に定める 500 件という目標値に対し、令和2年度は初め て目標を上回り、対年度計画目標値 111.8%、前年度より87件増の559件に達 した。また、令和2年度は、24,520件の事 例ダウンロードが行われており、新しい概 念である合理的配慮の理解及び取組の推 進の役割を果たしていると認められる。

・障害者の権利に関する条約の批准を踏まえた国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進については、諸外国の最新動向の情報収集を行った上で、小冊子、ホームページ、特総研ジャーナル、国際シンポジウム等で発信するほか、諸外国との共同研究や海外への研究職員の派遣等を行うなど、諸外国と比較しながら我が国のインクルーシブ教育システムの構築に向けた研究や情報収集・発信を進めている点を評価できる。

・特に令和2年度は新型コロナウイルス 感染症の拡大を受けて、「インクルーシブ 教育システム構築支援データベース」につ いて「新型コロナウイルス感染予防対策の ーシブ教育システム構築の現状と今後への期待」で構成した。596名 の申込みがあり、当日は約400名、オンデマンドページには延べ592名のアクセスがあった。

(2)権利条約の批准を踏まえた 国際的動向の把握と海外の研究 機関との研究交流の推進

<主な定量的指標> 特になし

# <その他の指標>

- ・諸外国のインクルーシブ教育 システムの構築に係る最新動向 を計画的に把握し、公表したか
- ・海外の特別支援教育の研究機 関との研究交流の促進を行うと ともに、特別支援教育に関する 国際シンポジウム等を開催し、 広く教育関係者等へ情報の普及 を図ったか

<評価の視点> 特になし

#### <主要な業務実績>

① 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向の把握と公表

インクルーシブ教育システム普及セミナーをオンライン(オンデマ

ンド含む)により開催した。地域実践研究事業5年間の成果及び地域

における活用に関する報告、国際動向に関する報告、講演「インクル

- 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向について、以下のように情報収集を行った。
- 国別調査班による情報の収集

国別調査班としてアメリカ、イギリス、ドイツ、フィンランド、スウェーデン、韓国、オーストラリアの7班を編成し、研究所研究員と特任研究員(外部の研究者に委嘱)で構成し、インクルーシブ教育システムに関わる法令や近年の施策動向、障害のある子供の学びの場、教育課程、通常の学級における障害や特別な教育的ニーズのある子供の指導体制等について情報収集を行った。この取組の中で、障害のある外国人の子供の教育的処遇について等、昨今の状況を踏まえ、新たな項目を追加した。令和2年度については、アメリカ、ドイツ、フィンランド、スウェーデン、韓国、オーストラリアの教育事情に造詣の深い特任研究員6名の協力を得て、最新の動向把握に努めた。

- ・ 把握した海外情報については、特総研ジャーナルに「諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向」として報告し、本研究所のホームページに掲載した。これは、特に(1)近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向、(2)就学年齢と義務教育年限、(3)障害のある子供の学びの場と特別な支援の提供、(4)障害のある子供の教育課程、(5)日本における「放課後等デイサービス」に当たる福祉サービス、(6)遠隔教育の状況(障害のある子供に対する取組を含む)についてまとめたものである。
- ② 海外の研究機関との研究交流の促進、国際シンポジウムの開催、海 外からの視察・見学の受入れ
- ・ 研究交流の促進を目指した海外の研究機関との研究交流については、新型コロナウイルス感染症の拡大により限定的にせざるを得なかったが、令和元年度に本研究所と交流協定を再締結した韓国国立特殊教育院(KNISE)とは、令和2年10月に「日韓プレセミナー」をオンラインにて開催した。

#### <根拠>

諸外国のインクルーシブ教育システムにかかる情報について、特任研究員の協力の下、情報収集を行った。

把握した海外情報については、ホームページでの公開、 特総研ジャーナルにおける詳細の報告、各期の特別支援 教育専門研修における講義、インクルーシブ教育システム普及セミナーにおける情報提供等により、受講者や参加者に、学びの機会を提供した。

- ・ 韓国国立特殊教育院(KNISE)との覚書の再締結を踏まえ、「日韓プレセミナー」を実施し、交流をより深めていくことを確認した。また、KNISEが刊行する季刊誌への投稿等により交流を進めた。
- ・ インクルーシブ教育システム普及セミナーにおいて 諸外国の動向やオーストラリア、韓国の特別支援教育 に関する情報を幼稚園、小・中・高等学校、 特別支援 学校等の教員、教育・福祉・行政機関の関係者等参加者 に広く提供し、参加者から高い評価を得た。

### <課題と対応>

それぞれの国における「障害者の権利に関する条約」 に基づくインクルーシブ教育システムの構築のための取 組について、我が国に参考となるような取組を整理し、 発信することが課題である。

最新の情報を収集し、各国の歴史的背景や文化、教育 制度等の違いを踏まえて分析し、その情報の発信に努め る。

事例」を載せて充実を図ったり、令和元年度に交流協定を再締結した韓国国立特殊教育院(KNISE)と行ったセミナーで、感染症発症時・拡大時の対策や ICT を活用した遠隔授業等についての取組を共有したりするなど、wuth コロナ時代における特別支援教育を踏まえた情報収集や発信を行ったことは特に令和2年度の成果として顕著である。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方 策>

- ・我が国のインクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村から派遣された職員と地域の課題解決に向けた取組を進め、研究所がその成果を他の地域にも還元すること。成果については、広く一般にも活用されるよう方法を工夫し、国及び各都道府県・市町村等に幅広く提供すること。
- ・インクルーシブ教育システムの構築(障害者差別解消法への対応を含む。)に係る各都道府県・市町村・学校からの相談に対する支援の充実を図ること。
- ・全国特別支援教育センター協議会が全 国におけるインクルーシブ教育システム 構築において重要な役割を果たすよう、そ の取組を支援すること。得られた知見につ いては、国における政策立案にも資するよ う、関係者のプライバシーに配慮しつつ、 国にも提供すること。

#### <その他事項>

(有識者からの意見)

・「インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進」の評価指標は極めて重要である。令和2年度は「地域が直面する課題の解決に資する地域実践研究の推進」については、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で本事業を中止する県市がある

本セミナーでは、with コロナ時代における両国の障害のある子供に対する支援事例を通して、感染症発症時・拡大時の対策、 休校時の障害のある子供の居場所の確保や学習支援サイトの運営状況、 ICT を活用した遠隔授業等についての取組を共有した。

また、KNISEの依頼により季刊誌「現場特殊教育」に寄稿し交流を 促進した。

- ・ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、国際シンポジウムとしては開催せず、インクルーシブ教育システム普及セミナー(前掲。令和2年11月にオンライン(オンデマンド含む)で開催)における第二部「国際動向」として、「1. 諸外国の動向、国別調査から」、「2. オーストラリアの教育課程」、「3. 韓国の遠隔授業の取組」について報告し、諸外国の特別支援教育に関する情報の普及を図った。
- ・ 例年、JICA 研修プログラムによる視察を始めとして多数の国々から視察・見学者を受け入れ、日本における特別支援教育の制度、インクルーシブ教育システム構築に向けた取組、研修課題のテーマに関する講義等を行ったり、教育行政や学校教育システム、障害のある子どもの教育の場、実際の指導における課題などについて情報を交換したりしてきた。しかし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響があり、海外からの視察・見学の要請はなかった。

(3)インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・ 市町村・学校が直面する課題の 解決に資する情報発信・相談支援の充実

#### <主な定量的指標>

・インクルーシブ教育システム 構築支援データベースの実践事 例登録件数 500 件以上

#### <その他の指標>

・インクルーシブ教育システム 構築支援データベースについ て、閲覧者の利便性向上のため、 教育相談情報提供システムと一 体的に運用するとともに分かり やすさや見やすさを考慮した工 夫を行ったか。

# <主要な業務実績>

- ① インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実
- ・ インクルーシブ教育システム構築支援データベース (インクル DB) について、令和2年度は新たに87件の事例を掲載し、合計559件となった (達成度 111.8%)。令和2年度においても、従来の文部科学省の委託事業「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」における実践事例の他、同委託事業「発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業」の実践事例を掲載した。これら掲載事例については、合理的配慮の提供に至る合意形成のプロセスを含んでいる。
- ・ 「心のバリアフリー学習推進会議(文部科学省)」報告で今後の取組方策として提言された「交流及び共同学習」の実践事例についてポイントを挙げて掲載するとともに、「交流及び共同学習ガイド」や「心のバリアフリーノート」などの関連情報を掲載し、閲覧者の利便性向上を図った。
- ・ 新型コロナウイルス感染症感染予防対策として、インクル DB のページに、学校における新型コロナウイルス感染症予防対策や全国の特別支援学校の遠隔授業や動画配信の取組を掲載した。

#### <根拠>

インクルーシブ教育システム構築支援データベース (インクルDB) について、計559件の事例を掲載し、令 和2年度の目標を上回った。また、令和元年度から、イン クルDB に掲載している実践事例を活用した研修プログ ラム(案)の掲載、「交流及び共同学習」の実践事例と関 連情報の掲載などに加え、学校における新型コロナウイ ルス感染症予防対策や全国の特別支援学校の遠隔授業や 動画配信の取組を掲載して、閲覧者の利便性向上を図っ た。

幼稚園、小・中・高等学校等の関係者への周知を図るため、本研究所のメールマガジンに定期的に紹介記事を掲載するとともに、本研究所の LINE 画面にインクル DB へのリンクボタンを設定し、スマートフォン等から容易に閲覧できるようにした。この結果、多くの利用があった。

#### <課題と対応>

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等

と想定されたところ、長期派遣型3県の地域実践研究員は派遣元教育委員会の支援を受け、また、テレワークも活用しながら研究を継続し、短期派遣型8市の地域実践研究員は通常業務に加え、地域における新型コロナウイルス感染症感染への対応に従事しながら研究を実施することができた。結果的に、全ての県市が研究を中止することなく成果をまとめ、地域に普及することができた点を評価したい。結果として、「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」について「新型コロナウイルス感染予防対策の事例」を載せるなど充実を図ることによって、「合理的配慮」の理解推進に寄与したと評価できる。

- ・「障害者の権利に関する条約」に基づく インクルーシブ教育システムの構築に向 けては、各地域の園・学校における特色あ る特別支援教育の実践が基盤と考えるた め、一層の実践研究の推進に期待する。
- ・インクルーシブ教育システムについては、一定程度の理解は広がってきたと思われる。一方で、合理的配慮の提供等について学校間での違いがみられる。システムは整ってきたが、多様性を尊重するための取組等も、研究する必要があると思われる。
- ・障害者権利条約の審査について情報を 把握し、迅速に次の施策に生かす取組を検 計する必要がある。
- ・通常の学級に在籍する児童生徒の個別 の指導計画や、放課後等デイサービスとの 連携、特別支援学校から小中学校へ転学し た事例紹介など、先進的な事例についての 情報発信を期待する。

<評価の視点>
特になし

- ・ 幼稚園、小・中学校、高等学校等の関係者への周知を図るため、本 | データベース (インクル DB) について広く周知し、活用 研究所のメールマガジンに定期的に紹介記事を掲載するとともに、 本研究所の LINE 画面にインクル DB へのリンクボタンを設定し、ス マートフォン等から容易に閲覧できるようにした。年間 24,520 件の 事例ダウンロードがあった。
- ② インクルーシブ教育システムの構築に係る相談対応
- ・ 平成 29 年 2 月に、インクル DB の中に「相談コーナー」を設け、都 や、各種開催行事等において、インクル DB 紹介コーナー 道府県・市区町村又は学校からの「インクルーシブ教育システム構 築」に関する相談の受付を開始した。令和2年度においても、継続し て相談対応を行った。相談コーナーについては、インクル DB のホー ムページ等を通じて周知した。また、相談内容と回答の概略は国に提 供した。
- ・ ホームページにおいて、インクル DB に掲載している実践事例を活 用した研修プログラム(案)を実際の研修例を示しながら掲載し、利 便性や教育センター等における研修での活用を図った。

学校等の教職員にインクルーシブ教育システム構築支援 を図ることが課題である。

インクル DB の活用に関するチラシを教育センターや 園・学校長会等関係する各機関や行事等あらゆる機会に おいて配布し、ホームページの閲覧者を増やすとともに、 引き続き、本研究所メールマガジンや LINE 等での広報 を設け、データベース等に関する情報提供を行う。

# 4. その他参考情報

予算額と決算額の差が10%以上であるが、インクルーシブ教育システム構築推進事業に従事する人員の減に伴い、人件費が減ったことが大きな要因である。

1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-1	業務運営の効率化に関する事項				
当該項目の重要度、難易度	_	関連する政策評価・行政事業レ ビュー	令和3年度行政事業レビュー番号 0123、0124		

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
	退職手当及び特殊要 因経費を除いた、対前 年度比一般管理費 3%以上の業務の効 率化	対前年度比 △3%以上	_	△1.4%	△13.1%	△2. 2%	14.0%	△6. 4%	
	退職手当及び特殊要 因経費を除いた、対前 年度比業務経費1% 以上の業務の効率化	対前年度比 △1%以上	_	0.5%	△8.0%	△13. 4%	△6.9%	3.5%	

# 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、	中期計画、	年度計画

	注 人 の	續・自己評価	主発大円1	 こよる評価
主な評価指標等	業務実績	自己評価	平	В
4 米拉北羊の床が	714047 4021	7. — 1.1 [—	F17C	
1. 業務改善の取組	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	<評定に至った	
	○ 事業の重点化	評定:B		められたとおり、
<主な定量的指標>	中期目標に基づく中期計画及び年度計画等を推進す	四半期ごとに予算執行状況を把握し予算管理の徹底を	概ね着実に業務	
・退職手当、特殊要因経費を除き、対前年度比で管理経費	るため「令和2年度予算編成方針」を策定し、次の方	図るとともに、物品や間接事務の共同実施等を行い、業務	認められるため。	
3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化	針に基づき予算編成を行い、事業の効率化・重点化を	運営の効率化が図られた。		
	図った。		・退職手当及び	
<その他の指標>	1 研究の推進	<根拠>	除いた、対前年原	
・調達等合理化計画の推進による業務運営の効率化	研究の推進のみならず、教育委員会等への研究成果	令和2年度は予算編成方針に基づく事業の効率化・重	3%以上、業務組	圣費1%以上の第
	の普及にも配慮した予算編成を行う。	点化、補正予算の編成等を行うとともに、契約の見直し等	務の効率化につい	ハては、一般管理
<評価の視点>	2 研修の充実	による固定的経費の削減を行った。また、職員に対する予	費は対前年度比	6.4%の減、業務
特になし	政策課題や教育現場のニーズに応え、指導者養成研	算状況の説明等の取組により予算管理を徹底した。これ	経費は対前年度	比 3.5%の増であ
	修の充実を図るための予算を確保する。また、教育委	らの取組により、退職手当及び特殊要因経費を除いて対	った。一般管理費	骨の業務の効率们
	員会等のニーズに応じた講義配信コンテンツの充実を	前年度比一般管理費を 6.4%削減した。	3%減を達成し、	、概ね目標は達成
	図るための予算を確保する。		できたといえる。	,
	3 安全対策等の強化	<課題と対応>		
	研修員、職員等の安全を確保するため、自然災害に	令和2年度は、重点的な予算配分や予算管理の徹底、契	<今後の課題>	
	備え、保有施設の強靱化に資する予算を確保する。ま	約の見直し等により業務運営コストの縮減を図ってきた	・運営費交付金	を充当して行う
	た、情報システムの更新とセキュリティ対策のための	が、業務経費は目標を達成できなかった。引き続きこれら	業務については、	、事業の重点化、
	予算を確保する。	の取組を継続し、業務運営コストの削減に向けて一層の	管理部門の簡素を	化、効率的な運営
		業務内容の見直しを図る。	体制の確保、個々	マの業務の予算管
	○ 予算管理		理の徹底、複数年	F契約等による訓
	<ul><li>中期計画、年度計画に即した適切な執行と予算管</li></ul>		達等合理化の取	組等により業務
	理の徹底を図るため、四半期ごとに予算執行状況を		運営コストの縮済	咸を図ること。
	把握した。			
	・ 予算執行状況を踏まえたうえで、補正予算の編成		<ul><li>業務の実施に</li></ul>	当たっては、電子
	を行うとともに、令和2年9月9日付「令和2年度		決裁の推進や、荷	肝修の案内や申し
	予算の早期執行及び財務会計システムの運用につい		込みのオンライ	ン利用の推進な
	て」を所内に通知し、予算の有効活用、早期執行等		ど、電子化できる	
	について周知した。		及び取組の検討	
	(C)A)A O (C)		率化につなげる	
	○ 業務運営コストの縮減		1 1010 5.817.9	0
	<ul><li>複合機の契約について、賃貸借、メンテナンス、</li></ul>		< その他事項 >	
	トナーを別々に契約していたものについて、情報出		(有識者からの)	音見)
	入力に関するサービスを一体として調達することに		<ul><li>・厳しい社会経</li></ul>	
	より、これらに要する費用を前年に比べて1,260千		業務改善につい	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	円削減した。このほか、節電の要請、会計システム		体的・内発的努力	
	による事項ごとの予算管理の実施、旅費等の支払通		ところ、「契約の	/兄胆し寺による

知の電子メール化、所内各種会議におけるタブレット端末の活用等によるペーパーレス化を推進し、業 務運営コストを縮減するための活動を継続している。

- ・ 令和2年度は、給与明細の電子化を行い、固定経 費の削減を図った。
- 管理経費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率 化
  - ・ 令和2年度は、退職手当及び特殊要因経費を除き、一般管理費は対前年度比 6.4%の減、業務経費は対前年度比 3.5%の増となり、一般管理費の業務の効率化3%減を達成した。業務経費の対前年度比増の主な要因は、各所修繕費用約10百万円増、数年に一度調達しなければならない免許法認定通信教育システムの更新費用約7.7百万円、障害者スポーツ団体の体育館利用促進のためスポーツ用品・用具費用約2百万円である。

# 調達等合理化の取組

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、当研究所の事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度に調達等合理化計画を策定した。また、この計画の改訂に当たっては、毎年、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会による点検を行い公表している。

令和2年度の契約状況は、表1のとおりであり、契 約件数は37件、契約金額は約248百万円である。う ち、競争性のある契約は30件(81.1%)、約176百万 円(71.1%)、競争性のない随意契約は7件(18.9%)、 約72百万円(28.9%)となっている。令和元年度と比 較して、競争入札等競争性のある件数は2件減(6.3% 減)、金額は183百万円の減である(50.9%の減)。

競争性のない随意契約は、水道契約1件、財務会計システムなどの保守契約4件、論文データベース契約1件及び官報公告掲載業務契約1件の計7件であり、これらについては他に供給できる業者が存在しないためである。なお、競争性のない随意契約については、内部統制推進室の点検及び契約監視委員会の審査を受けている。

固定的経費の削減」、「職員に対する予算状況の説明等の取組による予算管理の徹底」等により、対前年度比一般管理費を6.4%削減とあることは評価する。今後も、日常的事務事業の総点検により、無駄を削減し、適切な業務管理を期待する。

# 【契約の現状と要因の分析】

(R2 調達等合理化計画の表1) (単位:百万円)

(1/2 前連寺百姓化計画の衣工) (単位・日カウ)							
	令和え	元年度	令和2	2 年度	比較増△減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
競争 入札 等	(82. 1%) 32	(93. 5%) 359	(81. 1%) 30	(71. 1%) 176	(▲ 6.3 %) ▲2	(▲ 50.9 %) ▲183	
企画 競 争・ 公募	(0. 0 %) 0	(0.0 %) 0	(0.0 %) 0	(0. 0 %) 0	(- %) -	(-% ) -	
競性あ契(計)	(82. 1%) 32	(93. 5%) 359	(81. 1%) 30	(71. 1%) 176	(▲ 6.3 %) ▲2	(▲ 50.9 %) ▲183	
競争 性 な 随 契 刻	(17. 9%) 7	(6. 5 %) 25	(18. 9%) 7	(28. 9%) 72	(-% ) 0	(186. 3%) 47	
合計	(100 %) 39	(100 %) 384	(100 %) 37	(100 %) 248	(▲ 5.1 %) ▲2	(▲ 35.4 %) ▲136	

令和2年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおりであり、契約件数は12件(32.4%)、契約金額は約124百万円(49.9%)である。

なお、一者応札の主な理由は、入札への誘引を行ったものの辞退された場合が多かったものである。

(R2 調達等合理化計画の表 2) (単位:百万円)

		令和元年 度	令和2年 度	比較増△減
	件	17	25	8
者	数	(53.1%)	(67.6%)	(47. 1%)
以	金	183	124	<b>▲</b> 59
上	額	(51.1%)	(50.1%)	<b>(</b> ▲32.1%)

#### 15 **▲**3 者 数 (46.9%)(32.4%) $(\triangle 20.0\%)$ 以 金 175 124 **▲**51 下 額 (48.9%)(49.9%) $(\triangle 29.4\%)$ 件 32 37 数 (100%)(100%)(15.6%)計 金 **▲**110 358 248 額 (100%)(100%) $(\triangle 30.8\%)$

2. 予算執行の効率化

<主な定量的指標> 特になし

<その他の指標>

・中期目標の各業務ごとに応じた、予算と支出実績の管理体制の構築及び運用状況

<評価の視点>

特になし

3. 間接業務等の共同実施

<主な定量的指標> 特になし

<その他の指標>

・共同実施をした業務の実施状況、費用対効果及び効率 化等の検証状況

<評価の視点>

特になし

#### <主要な業務実績>

独立行政法人特別支援教育総合研究所運営費交付金取 扱規程に、業務達成基準による運営費交付金の債務の適 切な収益化、使途の特定等に関して明確化するとともに、 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所予算規程において、予算責任者を指名して責任体制を明確化すること 等により、継続して予算と支出実績を管理する体制を強 化してきた。

令和2年度においても、中期目標の業務に応じた「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」、「インクルーシブ教育システム構築推進事業」の業務ごとに予算及び支出実績を管理し、四半期ごとの予算執行状況を把握するとともに、適正かつ早期予算執行の徹底を行った。

# <主要な業務実績>

当研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び教職員支援機構の4法人で「物品の共同調達」、「間接事務の共同実施」、「職員研修の共同実施」について共同で行い、費用対効果及び効率化等の検証を行った。

#### ○ 物品の共同調達

令和2年度は、以下の品目について共同調達を実施 した。その結果、経費の削減に加え、契約担当法人以 外の法人での契約行為がなくなり、業務の効率化が図 られた。

- 蛍光管
- 事務用品(ドッチファイル等)
- 電気供給の調達に係る入札手続き
- 電子書籍
- 古紙溶解
- 非常食

# ○ 間接事務の共同実施

令和2年度は、以下の業務について共同で実施する

#### <根拠>

四半期ごとに予算執行状況を作成し、役員等に報告することにより、予算及び支出実績を適切に管理し、理事長のマネジメントの強化を図った。

また、予算管理規程に基づき継続して予算と支出実績を管理する体制を構築・運用した。

#### <課題と対応>

引き続き、予算規程等に基づき予算及び支出実績の管理 を確実に行い、適正な運用に努める。

#### <根拠>

共同実施を決定した業務について、順次実施するとともに、費用対効果の検証等を行いつつ、新規業務の検討も行い、間接業務等の共同実施を一層推進することができた。

#### <課題と対応>

今後も4法人の協議会の場で進捗状況等の確認を行い、間接業務等の共同実施をより推進していくことで、業務の効率化、経費の削減を図る。

ことにより、業務の効率化、適正化を図った。

・予定価格作成に係る積算

なお、例年会計事務等の内部監査を共同で実施して いるが、新型コロナウイルス感染症感染予防の観点か ら実施せず、コロナ禍における監査実施の状況等につ いてオンラインで情報交換を行った。

# ○ 職員研修の共同実施

令和2年度は、以下の研修について共同で実施する ことにより、研修機会の増加や、主担当法人以外の法 人の業務の効率化、経費削減が図られた。また、研修 を通じて4法人間の職員の交流を図ることができた。

- ダイバーシティ推進研修
- 情報セキュリティ研修
- 独立行政法人制度研修(法律、評価、会計) このほか、各法人が主催している研修会やセミナーへの 受講機会の提供を、平成26年度から実施している。

# <主要な業務実績>

役職員の給与水準については、主務大臣より、「給与水準 の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること となっており、主務大臣より適正であるとの検証結果を 等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な │ 得ている。 給与水準の維持に努めていただきたい。」との検証結果を 得ており、総務大臣が定める様式により当研究所ホーム | <課題と対応> ページにおいて公表した。また、令和2年度の総人件費 (最広義人件費) は 802,380 千円、令和2年度は退職者 が例年より多く、退職手当支給額が増加したこと等によ り前年度比 11.0%の増となった。

# <根拠>

研究所の給与基準については、国家公務員の水準未満

引き続き、適切な役職員の給与水準を維持するよう努め

4. 給与水準の適正化

<主な定量的指標> 特になし

<その他の指標>

給与水準の適正化の取組状況

<評価の視点>

特になし

# 4. その他参考情報

特になし。

1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-2	財務内容の改善に関する事項				
当該項目の重要度、難易	難易度「高」	関連する政策評価・行政事業レ	令和3年度行政事業レビュー番号 0123、0124		
度	研究所の立地条件から、早急な改善は困難と思われ、難易度は高い。	ビュー			

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
	体育館の稼働率	中期目標期間終 了までに、50% 以上	_	22% (28 年度計画 値:30%)	44.1% (29 年度計画値:30%)	52.8% (30年度計画 値:40%)	52.3% (元年度計画値: 45%)	0.0%(2 年度計画値: 50%)	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、体育館の利用を年間通じて中止した。
	グラウンドの稼働率	中期目標期間終 了までに、50% 以上	_	35% (28 年度計画 値:15%)	36.4% (29 年度計画値: 15%)	41.3% (30年度計画値:40%)	52.4% (元年度計画値: 45%)	0.0% (2 年度計画値: 50%)	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、グラウンドの利用を年間通じて中止した。

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

# 中期目標、中期計画、年度計画

#### 法人の業務実績・自己評価 主務大臣による評価 主な評価指標等 業務実績 自己評価 В 評定 <評定と根拠> 1. 自己収入の確保 <主要な業務実績> <評定に至った理由> 評定: B 中期計画に定められた業務が概 外部資金の獲得 <主な定量的指標> 平成28年度の業務の実績に関する評価において「資 令和2年度は、外部資金の獲得についての支援を引き ね達成されたと認められるため。 特になし

# <その他の指標>

外部資金の導入状況、自己収入の確保

<評価の視点> 特になし

金の獲得に向けた組織的な取り組みが必要。」との指 摘を受けたことから、競争的資金の獲得に向けて、研 究職員に対して予算状況の説明を行ったほか、会議で 競争的資金の積極的な獲得を促す等、外部資金の獲得 に向け組織的に取り組んだ。

# (科研費状況)

科研費の状況については、令和2年度は、採択率が増加 するとともに、実施件数は令和元年度比で4件増加し26 件、交付額は8,450千円減の32,500千円となった。

	令	和元年	隻	令和2年度			
実施件数	22件			26件			
うち	申請	採択	採択率	申請	採択	採択率	
新規	19件	19件 6件 32%			7件	44%	
交付額	40	40,950千円			32,500 千円		
うち 直接経費	31,500千円			2	5, 000 千	-円	
うち 間接経費	9	9,450千円			7,500千	·円	

# (科研費以外の外部資金)

資金名	金額	研究課題名
ファーストリテ	5,000	盲ろう幼児児童生徒
イリング財団	千円	の支援体制整備に関
(令和元年度~		わる研究
令和3年度)		
ソフトバンク株	220	魔法のプロジェクト
式会社	千円	を通じた特別支援教
(令和2年度~		育のICT活用研究
令和3年度)		

続き行うとともに、固定的経費について、複合機の契約に ついて情報出入力に関するサービスを一体にして調達す ↓・厳しい財政状況の中、組織とし るなど経費の削減を図った。また、新たに給与明細の電子 化を図るなどペーパーレス化の推進、タイムレコーダー による出退勤管理の導入など効率的な業務運営に取り組 んだ。

# <根拠>

科学研究費補助金の獲得に向け組織的に取り組み、前 年度を上回る件数が採択されたが、資金は減額となった。

# <課題と対応>

厳しい財政状況の中、期待される研究成果を上げるた めに、科学研究費補助金獲得に向け、研究職員への説明会 の回数を増やす等、申請を促す取組を実施する。また、科 学研究費補助金だけでなく、民間の外部資金の獲得にも 積極的に取り組み、引き続き競争的資金の獲得及び自己 収入の確保に努める。

- て、科学研究費補助金や民間の外 部資金の獲得に積極的に取り組 み、自己収入の確保に努めたこと を評価することができる。
- ・ 令和2年度から、給与明細の電 子化を行い固定経費の削減を図 ったことや、タイムレコーダーを 導入し全職員の出退勤管理を行 うことにより、効率的な業務運営 を図ったことを評価することが できる。

#### <今後の課題>

- ・国の政策動向に即応した機動 的な研究の推進を図るとともに、 研究の多様性を確保するため、組 織として、 積極的に競争的資金等 の外部資金導入を図ること。ま た、受益者負担の適正化や他の独 立行政法人の状況を踏まえなが ら、自己収入の確保を図ること。
- 宿泊研修施設や体育館及びグ ラウンドについては、更なる利用 促進に向けた取組を行い、稼働率 の向上を図るとともに、定期的に 料金を検証し、自己収入の拡大を 図るために必要な措置を講じる こと。

<その他事項>

海外子女教育	3, 125	在外教育施設の高度
振興財団	千円	グローバル人材育成
(令和元年度~		拠点事業 (AG5)
令和2年度)		
国立病院機構	50	先天性および若年性
東京国際医療	千円	の視覚聴覚二重障害
センター		の難病に対する医療
(令和2年度~		および移行期医療支
令和3年度)		援に関する研究
国立病院機構	200	先天性および若年発
東京国際医療	千円	症の聴覚・視覚重複
センター		障害者の実態解明と
(令和2年度~		社会的支援の確立
令和3年度)		(分担研究開発課題
		名:実態解明と社会
		的支援方法の確立)

また、他の研究機関から研究分担者として、延べ9 名、計2,340千円(直接経費1,800千円、間接経費540 千円)の配分を受け、研究を実施した。

#### 自己収入の確保

研修員宿泊棟の宿泊料については、平成25年度から27年度にかけて段階的に増額改定を行ってきた。令和2年度の自己収入は、新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から宿泊料収入などの資産貸付収入が減収となったこと等から、計19,331千円(令和元年度:44,789千円)となった。

# 2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進

# <主な定量的指標>

・体育館 50%以上、グラウンド 50%以上の稼働率確保

# <その他の指標>

特になし

<評価の視点> 特になし

# <主要な業務実績>

・ 令和元年度は、広報活動の充実・利用可能日の充実等により、体育館及びグラウンドの稼働率50%を達成したところであるが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、体育館及びグラウンドの利用を年間通じて全面的に中止した。

#### <根拠>

新型コロナウイルスの感染症感染予防の観点から体育 館及びグラウンドの貸出を行わなかったため、令和2年 度は目標の稼働率を達成することができなかった。

#### <課題と対応>

ポストコロナにおける体育館及びグラウンドの利用に当たって、安心して利用できるよう施設の感染対策を徹底する。また、利用再開時には、近隣地域や障害者スポーツ団体等に対する丁寧な広報活動に努める。

# (有識者からの意見)

- ・研究機関としては、科学研究費 補助金の確保は研究の質に関す る客観的評価を反映する一つで あり、組織的に集中的に最優先に 取り組むべき方向である。他の大 学や研究機関の研究者との連携 を含めて、その努力を継続してほ しい。
- ・民間の外部資金活用研究は、予 算額に関わらず、企業等教育関係 者だけではない、外部との連携と いう意味で有効であると考える。

# 3. 保有財産の見直し

<主な定量的指標> 特になし

<その他の指標> 特になし

<評価の視点> 特になし

4. 固定的経費の節減

<主な定量的指標> 特になし

<その他の指標> 特になし

<評価の視点> 特になし

# <主要な業務実績>

毎年度、施設環境委員会において、独立行政法人国立特別 に定めた基準に基づき、保有財産の保有の必要性を判定 断している。 している。令和2年度においても、保有財産は研究・研修 事業等に活用されており、当該基準を満たしていること から、保有の必要があると判断している。

#### <主要な業務実績>

- ・ 複合機の契約について、賃貸借、メンテナンス、トナ 一を別々に契約していたものについて、情報出入力に られた。 関するサービスを一体として調達することにより、こ れらに要する費用を前年に比べて1,260千円削減した。 このほか、節電の要請、会計システムによる事項ごとの 内各種会議におけるタブレット端末の活用等によるペ ーパーレス化を推進し、業務運営コストを縮減するた めの活動を継続している。【再掲】
- ・ 令和2年度は、給与明細の電子化を行い、固定経費の 削減を図った。
- ・ 令和2年6月からタイムレコーダーを導入し、全職 員の出退勤管理を行うことにより、効率的な業務運営 を図った。
- 1. 令和2年度予算

収入 1, 122, 127 千円 運営費交付金 1,102,796 千円 施設整備費補助金 0千円 寄附金収入 132 千円

雑収入 3,067 千円 受託事業等(間接経費含む)

16,132 千円

支出 1,295,252 千円

人件費 794, 582 千円 一般管理費 91,918 千円 業務経費 362,404 千円 研究活動 60,757 千円 研修事業 168,038 千円

#### <根拠>

保有財産については、研究・研修事業等に活用されてお 支援教育総合研究所固定資産の減損に係る会計処理細則 り基準を満たしていることから、保有は必要なものと判

#### <課題と対応>

保有財産の有効活用に努め、施設環境委員会で必要性 について確認を行うなど、不断の見直しを行う。

#### <根拠>

複合機に関する契約を中心に、固定的経費の削減が図

# <課題と対応>

新たな生活様式と日常を取り戻した状況を見据えた柔 予算管理の実施、旅費等の支払通知の電子メール化、所 | 軟に対応できる契約の見直しや会議等のペーパーレス化 を推進するとともに、新たな取組を検討することにより、 固定的経費の削減を図る。

情報普及活動 120,922 千円 インクルーシブ教育システム 構築推進事業 12,687 千円 施設整備費 29,326 千円 **寄附金** 300 千円 受託事業等(間接経費含む) 16,722 千円 2. 令和2年度収支計画 費用の部 1,344,619 千円 人件費 769,856 千円 一般管理費 111,915 千円 業務経費 292,302 千円 財務費用 297 千円 臨時損失 170,249 千円 収益の部 1,368,521 千円 運営費交付金収益 1,048,802 千円 資産貸付収入等 20,089 千円 資産見返負債戻入 43,270 千円 引当金見返に係る収益 83,974 千円 臨時利益 172,386 千円 3. 令和2年度資金計画 資金支出 1,274,657 千円 業務活動による支出 1,037,892 千円 投資活動による支出 214,200 千円 財務活動による支出 22,565 千円 資金収入 1,258,175 千円 業務活動による収入 1,122,534 千円 投資活動による収入 135,641 千円 <主要な業務実績> 短期借入該当なし。 <主要な業務実績> 剰余金該当なし。

# 4. その他参考情報

特になし。

1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関す	1. 当事務及び事業に関する基本情報				
II-3	その他業務運営に関する重要事項				
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レ ビュー	令和3年度行政事業レビュー番号 0123、0124		

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
						·		·	

# 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画	<u>- 期目標、中期計画、年度計画</u>				
As is the fundamental transfer	法人の業務実	を績・自己評価	主務大臣は	こよる評価	
主な評価指標等	業務実績	自己評価	評定	В	
1. 内部統制の充実	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	<評定に至った	理由>	
	<ul><li>内部統制委員会、内部統制推進室会議を設け体制整</li></ul>	評定: B	以下に示すとお	り、中期計画に	
<主な定量的指標>	備を図り、災害に関するリスク、業務に関するリスク	内部統制や情報セキュリティ対策の取組を着実に進め	定められた業務	が概ね達成され	
特になし	等の検討を行い、それに基づきリスク発生時は対応す	るとともに、令和2年度において研究所施設の改修等を	たと認められる	ため。	
	ることにした。また、研究所の中期目標、中期計画等	計画通り進めることができた。また、新型コロナウイル			
<その他の指標>	の達成を阻害する要因(リスク)への対応計画である	ス感染症感染防止のためテレワークやオンラインによる	<ul><li>情報セキュリ</li></ul>	ティ対策の推進	
特になし	「アクションプラン」に従いモニタリングを実施し	会議が実施できるよう体制を速やかに整えることができ	については、令	和元年度に実施	
	た。	た。	した監査結果を	踏まえ、情報シ	
<評価の視点>	さらに、新型コロナウイルスの発生への対応につい		ステム管理台帳	の更新、約款に	
特になし	ては引き続き対応が求められる可能性の高いリスク	<根拠>	よる外部サービ	スの利用手順の	
	であることから、令和3年度アクションプランを策定	左記の業務実績により、理事長のリーダーシップの下、	見直し、外部委	託に係る規定の	
	するに際しては、重点的にリスク発生の低減策等を強	リスクマネジメントの向上、組織内部の情報の伝達の円	見直し、非常時	優先業務を支え	
	化する方針とした。	滑化、監査結果の伝達による業務改善が図られ、内部統	る情報システム	の決定等を行う	
		制の充実・強化が図られた。	など、確実な対	応を実施した。	
	・ 理事長が主宰する月2回の総合調整会議において各				
	部・センターへの情報の共有・伝達に努めた。また、	<課題と対応>	・隣接する筑波	大学附属久里浜	
	掲示板システムを備えた情報システムを活用し、全職	監査で指摘があった事項については、次年度も継続的	特別支援学校と	の連携について	
	員への情報伝達を徹底した。	に監査を行い、業務改善が図られているか確認し、引き	は、科学研究費	補助金による研	
		続き内部統制の充実・強化に努める。また、所内の各種	究課題において	、同校の協力を	
	・ 内部監査及び監事監査を行い、監査後は監査結果を	委員会について構成を見直し、理事長のリーダーシップ	得ながら研究を	進めるなど、連	
	理事長へ迅速に報告、理事長は監査結果をもとに各部	の強化を図る。	携・協力を進め	ることができた。	
	署に必要な指示を行った。				
			・施設・設備に関	<b>劇しては、2月に</b>	
2. 情報セキュリティの対策の推進	<主要な業務実績>	<根拠>	「国立特別支援	教育総合研究所	
	・ 関係規程等の整備・見直し	情報セキュリティポリシーの実効性を高めるために手	インフラ長寿命	化計画(個別施	
<主な定量的指標>	政府の情報セキュリティに関する統一基準群に対	順書の見直しを行ったこと、職員を対象とした自己点検	設計画)」を策定	こし、限られたリ	
特になし	応し、より実効性のある情報セキュリティ対策を推	や標的型メール訓練、自己点検を実施したことにより、	ソースの中で施	設の持続可能性	
	進していくために、情報セキュリティ委員会を組織	情報セキュリティ水準の維持向上及び職員の情報セキュ	を担保し、イン	フラ機能を最大	
<その他の指標>	し、必要な事項を検討している。	リティ意識の向上を図ることができた。	限に発揮させる	準備を進めてい	
特になし	令和2年度においては、令和元年度に実施した監		る。		
	査において指摘されたことを踏まえ、情報システム	<課題と対応>			
<評価の視点>	管理台帳の更新、約款による外部サービスの利用手	引き続き情報セキュリティの強化を図るとともに、研	<ul><li>人事について</li></ul>	は、円滑な業務運	
特になし	順の見直し、外部委託にかかる規定の見直し、非常	修等を通じて職員の情報セキュリティ意識の向上を図る		適時適切に組織	
	時優先業務を支える情報システムの決定等を行っ	ことで、情報セキュリティ水準を適切に維持していく。		と、関係機関と	
	た。		の人事交や新規	採用などにより	
				たこと、職員研	
	・ リスクの評価		修を他の独立行	政法人との共同	

令和元年度に実施したペネトレーションテストに より明らかとなった課題への対応を行うとともに、情 報セキュリティ対策推進計画を定め、監査での指摘事 項への対策を行った。また、基盤となる情報システム 以外の財務会計システム、人事給与システム等につい て、連絡体制の確認、情報システム台帳の整備等を行 うとともに、情報セキュリティに関するリスクの洗い 出し及び評価を行ったところである。

#### 自己点検の実施

研究所の情報セキュリティ対策基準において実施 が求められている情報セキュリティ対策の実施状況 について、情報セキュリティ委員会において、点検項 目を決定し、12月に各人が自ら確認するための自己 点検を行った。

情報セキュリティに関する教育・訓練・研修 全職員を対象に、標的型メール訓練を実施するととも に、(独) 教職員支援機構の実施する情報セキュリティ研 修に全職員が参加した。

#### <主要な業務実績>

#### 教育研究の推進

資するため、国立特別支援教育総合研究所・筑波大学 附属久里浜特別支援学校連絡会議を設け、定期的に運 営等の課題について連絡調整を図っている。

また、令和2年度においては、科研費による研究課 所の研究課題に関する協力についても調整を行った | 充実を図っていく。 ところである。

また、特別支援教育専門研修の講師を久里浜特別支 援学校の教員に依頼したり、同校主催の校内研修会や PTA 向け講演会で研究所職員が講演する等の連携や、 研究所が所内の職員向けに行った勉強会に久里浜特 別支援学校の教員が参加するなどの連携を図った。

さらに、久里浜特別支援学校の防災訓練に研究所職 員が参加し、被災時に相互に応援・協力ができるよう 取組を行った。

#### <根拠>

筑波大学附属久里浜特別支援学校との連絡会議を定期 ┃ 修をカリキュラムに盛り込むな 筑波大学附属久里浜特別支援学校と共同し、円滑な│的に実施してきた。また、研究協力機関としての協力や│どして、研修受講者の専門性向 教育研究協力及び児童等の教育について相互協力に ┃ 職員研修での協力等を通して、効果的な業務運営を行う ┃ ことができた。

#### <課題と対応>

教育研究分野や当研究所での研修において、筑波大学 | 画) | に基づき、業務の円滑な実 題「自閉スペクトラム症児への子育て支援における階 | 附属久里浜特別支援学校との連携を強化していくことが | 施に必要な施設整備を進めると 層的支援システムの開発と評価」において、同校の協 │ 課題であり、今後も相互に意義ある連携となるよう、学 │ ともに、管理施設の長寿命化の 力を得て研究を推進するとともに、次年度実施の研究 | 校と意見交換を行いながら、研究をはじめとした取組の | ための計画的な修繕・改修等を

実施により行うなど、人材確保・ 育成が図られている点を評価で きる。また、働き方改革の一環と して、令和2年度からはタイム レコーダーによる労働時間の管 理や書面の押印手続きの簡素化 など、働き方改革を推進してい る点を評価できる。

#### <今後の課題>

学校現場の実態を踏まえたエ ビデンスベースの実践的研究等 を推進するため、研究所は、久里 浜特別支援学校をはじめ特別支 援学校等と連携し、障害のある 子供の教育に関する実際的・総 合的な教育研究の推進を図るこ と。また、久里浜特別支援学校を はじめ特別支援学校等での実践 研究の充実に向け、積極的な協 力を行うこと。研修においても、 久里浜特別支援学校での実地研 上を図ること。

・令和3年2月に策定した「イン フラ長寿命化計画(個別施設計 推進すること。

・新規採用や人事交流、多様な専 門性を有する研究職員やデジタ ル技術を利活用できる専門人材 等の採用・活用等により、研究職 員・事務職員の幅広い人材の確 保を図ること。また、研修等の実 施により、職員の計画的な資質 向上及び育成を図ること。評価 に関しては、研究者が行う、外部

3. 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力

<主な定量的指標>

特になし

<その他の指標>

筑波大学附属久里浜特別支援学校と教育研究の推進 を図る取組を行ったか。

<評価の視点>

特になし

4. 施設・設備に関する計画

<主な定量的指標> 特になし

#### <その他の指標>

・研究所の業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めた

<評価の視点> 特にかし

5. 人事に関する計画

<主な定量的指標> 特になし

#### <その他の指標>

- ・業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織 体制の構築に努めたか
- ・新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図った □○ 職員の計画的配置 カュ
- ・職員研修の計画的な実施及び他法人との共同実施によ る職員研修を行ったか
- ・常勤職員について業務等を精査し職員数の適正化に努 めたか

<評価の視点> 特になし

#### <主要な業務実績>

- 研修員、職員等の安全を確保するため、異常気象、 地震等の自然災害に備え、保有施設の強靭化に資する べく、西研修員宿泊棟外壁等改修工事(北面を除く) の設計業務及び本体工事を実施し、2月に竣工した。
- 研修棟や体育館等の施設において、研修を受講する 教職員や障害者団体をはじめとする施設利用者等が 安全に当該施設を利用できるよう自動火災報知設備 更新工事を実施し、2月に竣工した。
- ・ 障害のある方の受入環境の充実として、体育館の更 衣室・シャワー室の拡張工事及び西研修員宿泊棟にお ける身障者室増設改修工事を実施し、2月に竣工し
- 限られたリソースの中でも施設の持続可能性を担保 し、将来にわたって当研究所のインフラ機能を最大限発 揮させ続ける観点から、保有施設を長寿命化させること を目的として「国立特別支援教育総合研究所インフラ長 寿命化計画 (個別施設計画) を2月に策定した。

# <主要な業務実績>

○ 業務運営の効率化

組織体制については、業務量等を勘案し、研究職員 の部・センター・研究班の配置を見直した上で、4部 2センター制を維持することとした。また、第5期中 期計画検討会において第5期中期計画策定に向けた 検討を行い、その中で業務運営の効率化、業務量の変 動等に柔軟に対応できる組織について検討した。

人材の確保については、研究活動等の強化を図るた め、2名の客員研究員を採用した。また、公募等を行 うことにより4名の事務職員の新規採用を行った。こ の他、教育委員会や大学との人事交流を行い人材の確 保を図った。

#### ○ 職員研修

職員研修については、国立青少年教育振興機構、国 立女性教育会館、教職員支援機構と共同で実施する ことで、単独では実施困難な研修や業務の効率化、経 いく必要がある。 費の節減を図った(ダイバーシティ推進研修、情報セ キュリティ研修、独立行政法人制度(法律、評価、会 計)新規職員採用研修をオンラインにより実施)。ま た、所内においては、公文書管理研修を実施するとと

#### <根拠>

研究所業務の円滑な実施及び施設の長寿命化のため、 計画どおり改修等を実施ことができた。

# <課題と対応>

研究所業務の円滑な実施及び施設の長寿命化を推進す るため、費用の平準化を図りながら、計画的に改修等を 実施する。

# <根拠>

・ 業務量等を勘案して研究職員の部・センター・研究 | 的型メール訓練、自己点検を実 班の配置を見直した上で組織体制は維持し、また、公 墓や人事交流により幅広い人材を確保した。

職員の資質向上を図る職員研修については、他法人 と共同で実施することにより、効率化と経費の削減を 図った。

#### <課題と対応>

引き続き、業務量に応じた柔軟な組織体制の構築を 図るとともに、人事交流等による人材の確保、効率的 な職員研修等の実施等により、職員の資質向上や専門 的な能力の向上に努める。

また、ポストコロナにおいて研究所の業務運営や実施 方法等に変更が必要になった際には、柔軟に対応できる ようにする。

感染症感染防止及び働き方改革の観点から、テレワー ク、時差通勤、交代制勤務などの工夫を継続的に行って

資金等による多様な研究活動の 業績を人事評価に適切に反映さ せ、更なる研究力の向上につな げること。以上について、人材確 保・育成方針を策定すること。

# <その他事項>

(有識者からの意見)

・コロナ禍にあって、テレワーク やオンラインによる会議が実施 できるよう体制を凍やかに整え ることができた点を評価する。 急激なICT化への対応にあっ て、特に心配されるのは、情報セ キュリティ・マネジメント・シス テムの確保である。この点につ いては、「情報セキュリティ・ポ リシーの実効性を高めるために 手順書の見直しを行ったこと、 職員を対象とした自己点検や標 施したことにより、情報セキュ リティ水準の維持向上及び職員 の情報セキュリティ意識の向上 を図ることができた」とあるこ とを歓迎する。今後も、油断する ことなく、外部からのリスクを 遅滞なく防ぐために継続的な対 策を期待する。

組織のガバナンスは、リスクを 防ぐとともに、いざ、リスクに直 面した時にその質が試される。 テレワークやオンライン会議が 増加する傾向のある今後こそ、 非対面であっても、理事長を中 心に、組織が一丸となって、リス クマネジメントの向上、組織内 部の情報伝達及びコミュニケー ションの円滑化、外部評価や監 査結果の伝達による業務改善に 努めていただきたい。

もに、財務省会計センター主催の政府関係法人会計 ・ 「感染症感染防止及び職員の働 事務職員研修等に職員を参加させ、職員の資質向上 き方改革」は重要である。「業務 等に努めた。 量に応じた柔軟な組織体制の構 築|を図ってほしい。職員の質の 向上はじめ職員に係る課題につ ○ 働き方改革 労働安全衛生法の改正に伴い、職員の労働時間を客 いては、職員の主体的な改革が 観的な方法で把握するため、タイムレコーダーを導入 不可欠であり、職員の声を聴き、 し、6月から全職員を対象としてタイムレコーダーへ それを反映して、職員本位の資 出退勤を記録する方法に変更した。また、書面の押印 質向上や専門的な能力の向上の 手続きについて必要性を検討し簡素化に取り組んだ。 機会の確保に努めてほしい。 ○ 職員数の適正化 常勤職員数については、業務量を勘案し、昨年度比 1 名増の 70 名とした。 ○ 新型コロナウイルス感染症感染予防対応 新型コロナウイルス感染症感染予防対応として、 テレワークを推進するとともに、時差出勤の制度を 変更し、通勤時間の選択肢を拡充するなどの対応を 行った。また、職員の出張については緊急事態宣言 下では延期・中止・オンラインによる実施するとと もに、その後も対面で行う必要がない限りオンライ ン等で対応した。 ・ 所内会議については、対面で行う必要がない限り オンライン会議等で対応することとし、外部有識者 との研究協議会等の各種事業についても、オンライ

ンにより実施した。

やめた。

・ 体育施設(体育館・グラウンド)の貸出、図書室 の利用、研究所見学について、外部受け入れをとり

#### 4. その他参考情報

特になし。

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

(別孫) 中期日標、中期計			
項目別調書 No.	中期目標	中期計画	年度計画
<u>I−1</u> 特別支援教育に係る実際 的・総合的研究の推進に	(1) 国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及	(1) 国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及	(1) 国の政策課題等に対応した研究の推進と研究 成果の普及
よる国の政策立案・施策 推進等への寄与及び教育 現場への貢献	権利条約の批准、次期障害者基本計画の策定等、国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化等を踏まえ、特別支援教育のナショナルセンターとして研究を戦略的かつ組織的に実施するため、国との密接な連携による国の政策課題に対応した研究を中心に精選、重点化して実施し、障害のある子供一人一人の教育的	① 研究の背景・必要性や研究の方向性、研究所が実施する研究の内容、達成すべき成果等、今後5年間の研究のロードマップを明らかにした「研究基本計画」を策定し、これに基づき、次の研究を戦略的かつ組織的に実施する。	① 「研究基本計画」に基づき、次の研究を戦略的かつ組織的に実施する。
	ニーズに対応した教育の実現に貢献すること。 これらの研究の実施に当たっては、中期目標期間において実施する研究について、国との協議を経て研究体系を策定し、研究の背景・必要性や研究の行程、達成すべき成果を明示したロードマップを早急に明らかにするとともに、各都道府県教育委員会や特別支援学校長会等の関係機関に対する研究ニーズ調査を行うことや学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互	イ 基幹研究: 文部科学省との緊密な連携のもとに行う、国の特別支援教育政策の推進に寄与する研究 (横断的研究) 各障害種別を通じて、国の重要な政策課題 の推進に寄与する研究(原則5年間) (障害種別研究) 各障害種における喫緊の課題の解決に寄 与する研究(原則2年間)	イ 基幹研究: 文部科学省との緊密な連携のもとに 行う、国の特別支援教育政策の推進に寄与する研 究 (横断的研究、障害種別研究)
	の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進すること。 研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・ 施策推進等に寄与するよう国に提供するとともに、都道府県教 育委員会・特別支援教育センター等はもとより広く一般にも公	ロ 地域実践研究:インクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が直面する課題の解決のために研究所が地域と協働して実施する研究(メインテーマのもとに複数のサブテーマを設定、原則2年間)	ロ 地域実践研究:インクルーシブ教育システムの 構築に向けて、地域や学校が直面する課題の解決 のために研究所が地域と協働して実施する研究
	開するなど、研究成果等の普及を図ること。 なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについて検証すること。	② 基幹研究及び地域実践研究の実施に当たっては、国との密接な連携による国の政策課題に対応した研究を中心に精選、 重点化して、毎年度概ね10~11課題を実施する。	② 基幹研究及び地域実践研究の実施に当たっては、国との密接な連携による国の政策課題に対応した研究を中心に精選、重点化して、基幹研究6課題、地域実践研究2課題を実施する。
	【指標】 ・ インクルーシブ教育システム構築における取組の成果や課題を可視化するための評価指標の開発など、国が政策立案・施		イ 令和2年度は、基幹研究を次のとおり実施する。 (基幹研究:横断的研究) ・ 我が国におけるインクルーシブ教育システ
	策実施等のために必要とする課題に関する調査研究を毎年度 10 件程度実施する。(平成 23 年度:16 件、平成 24 年度:10 件、平成 25 年度:10 件、平成 26 年度:11 件、平成 27 年度:		ム構築に関する総合的研究(平成28~令和2年度) ・ 特別支援教育における教育課程に関する総
	11 件) ・ 教育委員会、学校等の教育現場における研究成果の活用状況 (研修会等への活用実績や授業実践への活用実績等)を毎年 度調査し、半数以上の現場で改善に活用される。		合的研究(平成28~令和2年度) (基幹研究:障害種別研究) ・ 聴覚障害教育におけるセンター的機能の充 実に関する研究-乳幼児を対象とした地域連
	【重要度:高】【優先度:高】 研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、国の政策立案・施 策推進に直接に寄与することはもとより、研修事業や情報普及 活動を通じて研究成果を教育現場に還元する等、重要度、優先度		携- (平成30~令和2年度) ・ 知的障害特別支援学級担当者サポートキットの開発-授業づくりを中心に-(令和元年度~令和2年度)
	は高い。		・ 小・中学校における肢体不自由のある児童生 徒への指導及び支援のための地域資源を活用

③ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、 毎年度、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター、学校 長会等をはじめ、広く国民に対して研究ニーズ調査を実施す るとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待さ れる研究成果の明確化に留意する。 研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・ 施策推進等に寄与するよう国に提供するとともに、都道府県 等教育委員会・特別支援教育センター・学校等はもとより広 く一般にも公開する。また、研究成果報告書のほか、サマリ ー集やリーフレット、指導資料等を作成し、研究成果の効果 的な環元を図る。

した授業改善に関する研究(令和元年度~令和 2年度)

- ・ 社会とのつながりを意識した発達障害等への専門性のある支援に関する研究-発達障害等の特性及び発達段階を踏まえての通級による指導の在り方に焦点を当てて-(令和元年度~令和2年度)
- ロ 令和2年度は、地域実践研究を次のとおり実施 する。
  - ・ インクルーシブ教育システム構築に向けた 体制整備に関する研究 (メインテーマ) インクルーシブ教育システムの理解啓発に関 する研究 (サブテーマ)
  - インクルーシブ教育システム構築に向けた 特別支援教育に関する実際的研究(メインテーマ)

交流及び共同学習の充実に関する研究(サブテーマ)

③ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等をはじめ、広く国民に対して研究ニーズ調査を実施するとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待される研究成果の明確化に留意する。

研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供するとともに、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等はもとより広く一般にも公開する。また、研究成果報告書やサマリー集のほか、教育現場で活用しやすいリーフレットやガイドブック等を作成し、それらの活用方法の周知を含め、研究成果の効果的な環元を図る。

④ 研究を戦略的かつ効果的に推進するために、研究課題に応じて外部の研究協力者、研究協力機関を積極的に登用するとともに、横断的研究及び地域実践研究については、障害種を超えて柔軟な研究チームを編成する。また、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進する。

④ 研究を戦略的かつ効果的に推進するために、研究課題に応じて外部の研究協力者・研究協力機関を積極的に登用するとともに、横断的研究及び地域実践研究については、障害種を超えて柔軟な研究チームを編成する。また、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進する。

		⑤ 終了した研究課題毎に、教育委員会や学校等の教育現場における研究成果の活用状況(研修会等での活用実績や授業実践への活用実績等)について毎年度アンケート調査を実施し、 半数以上の現場で改善に活用されているかの検証を行う。	⑤ 終了した研究課題について、教育委員会や学校等の教育現場における研究成果の活用状況(研修会等での活用実績や授業実践への活用実績等)のアンケート調査を実施し、半数以上の現場で改善に活用されているかの検証を行う。また、研究成果がより一層教育現場で活用されるよう、各都道府県の特別支援教育センター等から得られた情報を元に研究成果のアウトプット方法、活用方法の改善を図る。
	(2) 評価システムの充実による研究の質の向上	(2) 評価システムの充実による研究の質の向上	(2) 評価システムの充実による研究の質の向上
	研究の実施に当たっては、特別支援教育政策の充実及び教育 現場の教育実践等の推進に貢献する観点から、内部評価及び外 部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的 実施及び研究の質的向上を図ること。また、PDCAサイクルを 確立し、十分に機能させ、研究内容の更なる質的向上を図るため の評価システムを充実すること。 【指標】 ・ 研究所運営委員会の行う外部評価において、全ての研究に おいて高い評価(5段階評価で4以上)を得る(平成23年度 ~平成26年度実績:全ての研究で4以上の評価)	① 「研究基本計画」に基づき、研究課題毎に、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び研究所運営委員会による外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。全ての研究課題について、外部評価において、高い評価(5段階評価で4以上)を得る。  ② 研究の評価に当たっては、研究区分の特性に応じた評価システムを構築するとともに、アウトカムを重視した評価の観点・項目の設定、自己評価の充実などの評価システムの改善を図る。また、評価結果を研究課題の設定や研究内容の改善に生かすとともに、研究所の日々の研究活動の質的向上につなげるなど、PDCAサイクルを重視して評価システムを運用す	① 「研究基本計画」に基づき、研究課題毎に、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び研究所運営委員会による外部評価を実施する。中間評価では、研究内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。終了時評価において全ての研究課題について、外部評価において、高い評価(5段階評価で4以上)を得る。 ② 研究の評価に当たっては、アウトカムを重視した評価の観点・項目の設定、自己評価の充実など評価システムの改善を図る。また、評価結果を研究課題の設定や研究内容の改善に生かすとともに、研究所の日々の研究活動の質的向上につなげるなど、PDCAサイクルを重視して評価システ
1-2 各都道府県等における特	(1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者 の専門性の向上	る。 (1)国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者 の専門性の向上	ムを運用する。 (1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応で きる指導者の専門性の向上
別支援教育政策や教育実 践等の推進に寄与する指 <u>導者の養成</u>	インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県等 における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導 者の養成を図るため、各都道府県等における障害種ごとの教育	① 研修の背景・必要性や研究所が実施する研修の基本方針や 概要、実施体制等を明らかにした「研修指針」を策定し、これ に基づき、次の研修を実施する。	① 「研修指針」に基づき、次の研修を実施する。
	の中核となる教職員を対象とした専門的・技術的な研修及び各 都道府県等における指導的立場にある教職員を対象とした特別 支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題等に対応した専門 的・技術的な研修を実施すること。 研修の実施に当たっては、その実施状況を踏まえた課題や改 善が必要な事項等を整理するとともに、教員研修センターなど の関係機関との連携等研究所の研修に求められるニーズを的確	イ 特別支援教育専門研修:各都道府県等の障害種毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る研修(約2か月間の宿泊研修) ・ 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース(視覚障害教育専修プログラム)(聴覚障害教育専修プログラム)	イ 特別支援教育専門研修:各都道府県等の障害種 毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別 にコース・プログラムを設け、その専門性と指導 力の向上を図る研修(約2か月間の宿泊研修) (第一期)視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病 弱教育コース 募集人員:70名

に把握し、社会情勢の変化等を勘案した集中と選択の観点から、 研修の背景、必要性や具体的な内容を明らかにした研修体系を 早急に策定すること。

さらに、研修を通じて、国の特別支援教育政策や研究成果等の 最新の知見等を普及するとともに、国の特別支援教育政策の動 向や教育委員会・受講者等の意見を踏まえたカリキュラム等の 見直しを行い、PDCAサイクルを十分に機能させる取組を行 うこと。

#### 【指標】

- ・ 教育委員会等派遣元に対して調査を実施し、研修受講者の研 修修了後における指導的役割の実現状況について 80%以上の 達成を図る。
- ・ 研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後にお ける実現状況について80%以上の達成を図る。

#### 【優先度:高】

各都道府県等の特別支援教育の指導者養成は、喫緊の課題で あり、優先度は高い。 (肢体不自由教育専修プログラム) (病弱教育専修プログラム)

- 知的障害教育コース (知的障害教育専修プログラム)
- ・ 発達障害・情緒障害・言語障害教育コース (発達障害・情緒障害教育専修プログラム) (言語障害教育専修プログラム)

- ロ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会:各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象に、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に関する専門的な知識・技能等の向上を図る研修(各2~3日間の宿泊研修)
- 就学相談·支援指導者研究協議会
- 発達障害教育指導者研究協議会
- 交流及び共同学習推進指導者研究協議会
- 特別支援教育の ICT 活用に関わる指導者研究協議会

実施期間:令和2年5月11日~令和2年7月10

(第二期) 発達障害・情緒障害・言語障害教育コ ース

募集人員:70名

実施期間:令和2年9月9日~令和2年11月

13

H

(第三期) 知的障害教育コース

墓集人員:70名

実施期間:令和3年1月6日~令和3年3月12

E

募集人員計:210名

- ロ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会:各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象に、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に関する専門的な知識・技能等の向上を図る研修(各2日間の宿泊研修)
  - 特別支援教育における ICT 活用に関わる指導 者研究協議会

募集人員:70名

実施期間: 令和2年7月21日~22日

・ 高等学校における通級による指導に関わる 指導者研究協議会

募集人員:100名

実施期間:令和2年9月2日~4日

交流及び共同学習推進指導者研究協議会

募集人員:70名

実施期間: 令和2年11月19日~令和2年11月

20 日

ハ 特別支援学校寄宿舎実践指導者協議会:全国特別支援学校長会と連携し、各都道府県等において指導的な立場にある寄宿舎指導員を対象として、 寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関する実践発表、情報交換等を行い、寄宿舎における 指導の充実を図る協議会

募集人員:60名

実施期間:令和2年7月17日

ニ 特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協

	② 研修の実施に当たっては、教職員支援機構などの関係機関との連携等研究所の研修に求められるニーズや社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等をカリキュラムに取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の演習形式を多く取り入れ、受講者が受講した内容を実際の教育や活動の中で生かせるようプログラムを工夫する。	議会:全国特別支援学校長会と連携し、特別支援 学校の体育・スポーツ活動に関して指導的立場に 立つ教員等を対象として、実践交流・情報交換を 通じて、体育・スポーツ指導の専門性の向上及び 特別支援学校を拠点とした体育・スポーツ活動の 充実を図る協議会 募集人員:50名 実施期間:令和2年11月26日~27日 ② 上記のほか、家庭と教育と福祉の連携を推進す る「トライアングル」プロジェクトにおいて求め られている指導的立場となる者に対するる。 発達障害教育実践セミナー・教育委員会及び教育センター等の研修担当指導主事等を対象として、発達障害教育に関する専門的知識を深め、研究協議等を通して、各地域における発達障害教育の実践的な指導力の向上を図るセミナー 募集人員:70名 実施期間:令和2年12月3日~4日 ③ 研修の実施に当たっては、独立行政法人教職員 支援機構をはじめとする関係機関との連携等研究所の研修に求められるニーズや社会情勢の変 化等を的確に反映させる。また、インクルーシブ 教育システムの構築に向けて、国の特別支援教育 政策や研究成果等の最新の知見等をカリキュラ ムに取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の演習形式を多く取り入れ、受講者が受 講した内容を実際の教育や活動の中で生かせる ようプログラムを工夫する。
	③ 任命権者である教育委員会等に対して、研修修了1年後に受講者の指導的役割の実現状況についてのアンケート調査(各地域で行う研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画などの指導的役割の実現状況)を実施し、80%以上の達成を確保する。 また、特別支援教育専門研修の受講者に対して、事前に設定した研修の自己目標の修了直後における実現状況についてアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。これらのアンケート調査で、80%を下回った場合には、研	④ 特別支援教育専門研修及びインクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会の令和元年度受講者及び任命権者である教育委員会等に対し、令和元年度研修受講者を対象とした研修修了1年後における指導的役割の実現状況(各地域で行う研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画などの指導的役割の実現状況)についてのアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。

修の内容・方法等を改善するとともに、あわせて、国の特別 支援教育政策の動向等を踏まえたカリキュラム等の見直しを 適官行うなど、PDCAサイクルを重視した研修の運営を行 う。

(2) 各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援

各都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの構築に 向けた幅広い教員の資質向上のため、多様な学びの場に対応し た講義配信コンテンツの計画的な整備を図り、インターネット により学校教育関係者等へ配信すること。また、特別支援学校教 論免許状取得率向上のための免許法認定通信教育及び免許法認 定講習を実施すること。

これらの実施に当たっては、利用者のアンケート調査等を基 に、内容及び運用の改善を図ること。

#### 【指標】

- 講義配信の受講登録者数を、中期目標期間終了までに、4,000 人以上とする(平成28年1月現在登録機関数:1,156機関。 平成28年度以降、利便性向上のため個人登録に変更。)
- 免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者 数を中期目標期間終了までに、3,000人以上とする。

# 【重要度:高】【難易度:高】

各都道府県等が進める教職員の資質向上への支援は、喫緊の 課題であり、重要度は高い。また、免許法認定通信教育は、新た にシステムを構築して、運用を図るもので、コンテンツの新規整 備や各都道府県における試験の実施等、様々な課題があり、難易 度は高い。

- (2) 各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援
- ① 各都道府県等における障害のある児童・生徒等の教育に携 わる教員をはじめ、幅広い教員の資質向上の取組を支援する ため、「研修指針」に基づき、特別支援教育に関する基礎的及 び専門的内容の講義を収録し、インターネットにより学校教 育関係者等へ配信する。
- イ 配信する講義コンテンツについて体系的・計画的な整備を 図るとともに、最新の情報を提供できるよう、計画的に更新す る。また、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の 改善を図る。

また、特別支援教育専門研修の受講者に対し て、事前に設定した研修の自己目標の修了直後に おける実現状況についてアンケート調査を実施 し、80%以上の達成を確保する。

これらのアンケート調査で、80%を下回った場 合には、研修の内容・方法等を改善するとともに、 あわせて、国の特別支援教育政策の動向等を踏ま えたカリキュラム等の見直しを適宜行うなど、P DCAサイクルを重視した研修の運営を行う。

- ⑤ 『難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・ 教育の連携プロジェクト』(令和元年6月報告)に おいて、「難聴児への早期からの切れ目ない支援体 制の構築」や「聾学校における乳幼児教育相談の 充実」が課題とされた。これを受け、保健・医療・ 福祉及び教育の連携促進や聾学校の乳幼児教育相 談担当者の専門性向上を目的とした「難聴児の切 れ目ない支援体制構築と更なる支援の推進に向け た全国研修会(仮称)|を開催する。
- (2) 各都道府県等が実施する教員の資質向上に関 わる支援
- ① 「研修指針」に基づき、特別支援教育に関する 基礎的及び専門的内容の講義を収録し、インター ネットにより学校教育関係者等へ配信する。
- イ 配信する講義コンテンツについては、障害のあ る子供が多様な学びの場(特別支援学校、特別支 援学級、通級による指導、通常の学級)で学んで いることを考慮し、幅広い教職員のニーズに応え るため、幼稚園から高等学校までの教職員向けコ ンテンツの拡充や学習指導要領の改訂に応じたコ ンテンツの制作など、教職員の専門性向上に向け て、体系的・計画的な整備を図る。特に、小・中 学校の学習指導要領解説にある「各教科等の学び の過程における困難さに対する指導の工夫」につ いての講義配信コンテンツの作成を進めるととも に、既存の講義配信の見直しを行い、内容の一層 の充実を図る。

		ロ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に対して、幅広く広報することにより、講義配信の受講登録数を、中期目標期間終了までに、4,000 人以上を確保する。  ② 特別支援学校教諭免許状の取得率向上のため、インターネットを通して免許法認定通信教育を実施する。また、特別支援教育専門研修において、免許法認定講習及び免許状更新講習を実施する。 免許法認定通信教育の実施に当たっては、免許取得率の低い領域から優先的に科目を開設するとともに、受講者の利便性を考慮した運営の工夫を行う。 免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、3,000 人以上を確保する。	ロ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校 等に対して、幅広く広報することにより、講義配 信の受講登録数を、令和2年度末までに、5,000人 以上を確保する。広報の方法については、各校長 会、研修会等での説明やパンフレット等の配布を 行い、直接的に学校に情報が伝わるよう充実を図 る。  ハ 教育委員会が講義配信コンテンツを活用して目 的に応じた独自のプログラムを作成したり、学校 が校内研修に活用したりできるよう団体登録機能 を設け、団体における利便性の向上を図る。  ② 特別支援学校教諭免許状の取得率向上のため、 インターネットを通して免許法認定通信教育を実 施する。また、特別支援教育専門研修において、 免許法認定講習及び免許状更新講習を実施する。 (令和2年度前期開設科目)  ・ 視覚障害児の心理、生理及び病理に関する科 目(1単位)  ・ 聴覚障害児の心理、生理及び病理に関する科 目(1単位)  ・ 聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する 科目(1単位)  ・ 聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する 科目(1単位)  ・ 聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する 科目(1単位)  ・ 聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する 科目(1単位)
<ul><li>Ⅰ-3</li><li>総合的な情報収集・発信</li><li>や広報の充実及び関係機</li></ul>	(1) 戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進 我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、特	(1) 戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進 ① 特別支援教育に関する幅広い関係者の理解・支援の確保に	(1) 戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進  ① 「広報戦略」に基づき、次のとおり、戦略的・
関等との連携強化を通じ た特別支援教育に関する 幅広い関係者の理解の促 進	別支援教育の政策・施策及び現状や課題、研究所の存在や活動内容(研究内容やその成果)等について、学校、民間企業、各種団体等、多方面に周知させ、それら各方面からの理解・支援を得ることができるよう、情報収集・発信方策や広報の在り方を具体化し強化した広報戦略を早急に策定すること。	貢献するため、研究所における情報収集・発信方策や広報の在り方を具体化し、取組を強化することを目的に「広報戦略」を 策定し、これに基づき、次のとおり、戦略的・総合的に情報収集を行う。	総合的に情報収集を行う。
	また、広報戦略に基づき、特別支援教育に関する政策・施策や研究活動及び教育現場の課題等に関する情報を系統的に収集するとともに、研究所の活動内容等と併せて、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、研究成	イ 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関連する学術 的な内容から教育実践に関わる内容まで、幅広い情報を計画 的に収集する。	イ 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで、幅広い情報を計画的に収集する。

果の普及やインターネットを通じた情報提供の量的充実とその効果的・戦略的な取組を推進すること。

#### 【指標】

・ 情報提供のコンテンツを充実し、広く学校、民間企業、各種 団体等に周知するとともに、研究所メールマガジン講読者に 対して、研究所ホームページの有用度(研究所ホームページの 使いやすさ、情報量の多さ、情報の検索の容易さ等)に関する アンケート調査を定期的に行い、毎年度ホームページを改善 する。平成29年度以降、ホームページの利用状況等を勘案し、 更なる改善のための指標を検討する。

# 【重要度: 高】

特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、 民間企業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ること は、国の特別支援教育政策を進めていく上で重要であり、重要度 は高い。

- ロ 収集した情報については、専門的な研究内容や、教育現場に 必要な実践に関する情報、理解・啓発に関する基礎的な内容な ど、情報内容に応じて、体系的・階層的に整理して、発信する 対象を考慮したコンテンツとして整備する。
- ② 「広報戦略」に基づき、全ての学校をはじめとする関係者に 必要かつ有益な情報が提供されるよう、情報提供の量的充実 とその効果的・戦略的な取組を推進する。
- イ 国や都道府県、特別支援学校はもとより、市区町村や幼稚 園、小・中学校、高等学校、保護者、関係団体等多方面に対し て、インターネットなど様々な手段を活用して、研究成果など の研究所が有する情報の発信、提供を充実する。

- ロ 研究所のホームページについて、情報コンテンツを計画的・体系的に整備することにより、様々な利用者層にとって、有用でわかりやすいものとなるようにする。また、国際的な情報発信を強化するため、発達障害教育に関する情報をはじめ、研究所が有するコンテンツの英語版の作成を計画的に進める。
- ハ 研究成果については、ホームページを通じて、研究成果報告 書のほか、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかり やすい形で情報提供を行うとともに、学会発表及び誌上発表 を行う。
- 二 研究や国際会議・外国調査の報告等を内容とする特総研ジャーナル、研究紀要、英語版のジャーナルである NISE Bulletin を毎年度それぞれ1回刊行し、ホームページに掲載する。また、研究所の研究成果や特別支援教育に係る最新の情報等を紹介するメールマガジンを毎月1回配信する。
- ホ 研究所のホームページの有用度 (ホームページの使いやす さや情報量の多さ、情報検索の容易さ等) に関するアンケート

- ロ 収集した情報については、専門的な研究内容や、 教育現場に必要な実践に関する情報、理解・啓発 に関する基礎的な内容など、情報内容に応じて、 体系的・階層的に整理して、発信する対象を考慮 したコンテンツとして整備する。
- ② 「広報戦略」に基づき、全ての学校をはじめと する関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよ う、情報提供の量的充実とその効果的・戦略的な 取組を推進する。
- イ 国や都道府県、特別支援学校はもとより、市区 町村や幼稚園、小・中学校、高等学校、保護者、 関係団体等多方面に対して、インターネットなど 様々な手段を活用して、研究成果などの研究所が 有する情報の発信、提供を充実する。また、特別 支援学校及び特別支援学級等以外の学校関係者に 対する研究所の役割についての理解啓発にも取り 組む。
- ロ 研究所のホームページについて、情報提供コンテンツを計画的・体系的に整備することにより、様々な利用者層にとって、有用でわかりやすいものとなるようにする。また、国際的な情報発信を強化するため、発達障害教育に関する情報をはじめ、研究所が有するコンテンツの英語版の作成を計画的に進める。
- ハ 研究成果については、ホームページを通じて、研究成果報告書のほか、サマリー集やリーフレット、ガイドブック等わかりやすい形で情報提供を行うとともに、学会発表及び誌上発表を行う。
- 二 研究や国際会議・外国調査の報告等を内容とする特総研ジャーナル、研究紀要、英語版のジャーナルである NISE Bulletinを令和2年度中にそれぞれ1回刊行し、ホームページに掲載する。また、研究所の研究成果や特別支援教育に係る最新の情報等を紹介するメールマガジンを毎月1回配信する。
- ホ 研究所のホームページの有用度(ホームページ の使いやすさや情報量の多さ、情報検索の容易さ

(2) 特別支援教育に関する理解啓発活動の推進

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、研究所セミナー等の開催を通じて、教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実すること。特に、発達障害教育に関するインターネットを通じた情報提供の充実を図り、幼稚園、小・中・高等学校等の教員や保護者への理解促進を図ること。

また、特別支援教育における支援機器等教材に関する情報を 収集し、特別支援教育教材ポータルサイトの充実や研修会、展示 会の開催により、幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の 全ての学校において、支援機器等教材を広く普及させるための 取組を実施すること。

# 【指標】

- ・ 特別支援学校及び特別支援学級等以外の学校関係者に対す る研究所の役割や業務内容の認知度を中期目標期間終了まで に、50%以上とする。
- ・ 支援機器等教材に関する研修会・展示会を毎年度、研究所セミナーや特別支援教育センター協議会において開催するとともに、教育委員会・教育センター等の協力を得て、地域の展示会・研修会を毎年度4回開催する。

# 【優先度: 高】【難易度: 高】

研究所の認知度を高めることにより、より多くの者に必要な情報の提供や特別支援教育の理解促進が進むことが期待され、障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重する共生社会の形成に資する観点から、優先度は高い。

また、対象が、特別支援学校及び特別支援学級等以外であるため、これまで以上の積極的かつ効果的な広報が必要となり、難易度は高い。

調査を定期的に行い、これに基づき、毎年度ホームページを改善する。また、平成29年度以降、ホームページの利用状況等を勘案して、更なる改善のための指標を検討する。

- (2) 特別支援教育に関する理解啓発活動の推進
- ① 教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充 実するため、以下の取組を実施する。
- イ 特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及 び研究成果の普及を図るため、研究所セミナーを毎年度開催 し、参加者の満足度評価について85%以上を確保する。

- ロ 保護者をはじめ幅広い国民に対して、インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発を推進するため、ホームページ上のコンテンツとして、障害の基礎知識やQ&A等を掲載するなど、情報発信の充実を図る。
- ハ 研究所公開を毎年度開催し、施設等の公開・展示を通じて、 特別支援教育の理解啓発を図る。
- ② 発達障害教育について、インターネットを通じて幅広い国民に情報提供の充実を図るとともに、研究所が実施する研究や研修、関係機関と連携した取組を総合的に講じることにより、幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員や保護者の一層の理解を促進する。

イ 幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員、保護者、広く国民 一般に対して発達障害教育に必要な知識、発達障害に関する 研修等で使用できる情報コンテンツ、理解啓発を促すような コンテンツを充実し、ホームページから、情報提供を行う。

- 等)に関して、各種校長会・研究会等の意向・要望を確認し、目的の情報へのアクセスを容易にするなど改善を行う。
- (2)特別支援教育に関する理解啓発活動の推進
- ① 教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解 啓発活動を充実するため、以下の取組を実施する。
- イ 特別支援教育に関する教育現場等関係機関との 情報共有及び研究成果の普及を図るため、研究所 セミナーを開催し、参加者の満足度評価について 85%以上を確保する。また、研究所セミナーに関 する資料をホームページに掲載し、セミナーに参 加できない人も活用できるよう広く情報共有を図 る。
- ロ 保護者をはじめ幅広い国民に対して、インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発を推進するため、ホームページ上のコンテンツとして、障害の基礎知識やQ&A等を掲載するなど、情報発信の充実を図る。
- ハ 研究所公開を開催し、施設等の公開・展示を通 じて、特別支援教育の理解啓発を図る。
- ② 発達障害に係る教員等の資質向上に向けた人材育成に取り組むとともに、幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員、保護者、広く国民一般に対して発達障害に関する理解や支援の充実を図る。具体的には、文部科学省と厚生労働省によりまとめられた「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告」や文部科学省障害者活躍推進プラン(発達障害等のある子供達の学びを支える〜共生に向けた「学び」の質の向上プラン〜)を踏まえ、以下の取組を実施する。
- イ 発達障害に係る教育と福祉が連携・協働するための研修の実践(協力自治体で実施)を通して、教育と福祉が連携・協働した支援人材育成の体系的な研修モデル案を検討する。また、教育委員会及び教育センター等の研修担当の指導主事を対象とした「発達障害教育実践セミナー」を実施し、

		各地域における発達障害教育の実践的な指導力の 向上を図る。
	ロ 発達障害教育に関する研究成果の普及や発達障害教育に係る指導者養成を通じて、発達障害に係る理解促進を図る。また、厚生労働省の発達障害情報・支援センター及び都道府県等の特別支援教育センターと連携して、関連情報の共有化と相互利用を推進し、より幅広く情報提供を行う。	ロ 発達障害教育推進センターウェブサイトから発信する、発達障害児・者支援に関する国の動向、基本的知識や理解啓発を促すコンテンツ、研修で使用できる動画配信等について、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターのウェブサイトとの情報の共有化を図り、教員や支援者、保護者等が活用しやすいように情報提供の充実を図る。
	③ 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、 特別支援教育における支援機器等教材を広く普及させるた め、以下の取組を実施する。	③ 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、特別支援教育における支援機器等教材を広く普及させるため、以下の取組を実施する。
	イ 研究所の i ライブラリー (教育支援機器等展示室) や発達障害教育推進センター教材・教具展示室を計画的に整備するとともに、支援機器等に関する情報を特別支援教育教材ポータルサイトに掲載し、ホームページ上で活用できるように情報提供する。	イ 研究所のiライブラリー (教育支援機器等展示室) や発達障害教育推進センター展示室を計画的 に整備するとともに、支援機器等に関する情報を 掲載している特別支援教育教材ポータルサイトと i ライブラリーの紹介サイト相互の閲覧を可能とし、利便性の向上を図る。
	ロ 支援機器等教材に関する研修会・展示会を毎年度、研究所セミナーや全国特別支援教育センター協議会において開催するとともに、教育委員会や教育センター等の協力を得て、地域における研修会・展示会を毎年度4回開催する。	ロ 支援機器等教材に関する研修会・展示会を研究 所セミナー及び全国特別支援教育センター協議会 において開催するとともに、教育委員会や教育セ ンター等の協力を得て、地域における研修会・展 示会を令和2年度中に4回開催する。研修会・展 示会ではICT機器等に触れる機会や発達障害に関 する疑似体験の機会に加え、ICT機器等の活用方 法について演習を行う。
	④ これらの取組を通して、特別支援学校及び特別支援学級等以外の学校関係者に対する研究所の役割や業務内容についての認知度を中期目標期間終了までに、50%以上とする。	④ (1) (2) の総合的な情報収集・発信や特別支援教育に関する理解啓発の取組を通じて、特別支援学校や特別支援学級等以外の学校関係者にも研究所の役割や業務内容の周知を図り、指標達成に向け認知度を向上させるよう努める。
(3) 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への 相談支援 校長会、教育委員会、教育センター等関係団体と連携した学校	(3) 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への 相談支援	(3) 関係団体等との連携による学校支援及び日本 人学校への相談支援
への情報提供を充実し、効率的・効果的な特別支援教育に関する 情報の普及を図ること。また、要請に応じ講師派遣を行うなど、	① 校長会や教育委員会、教育センター等との関係強化を図り、 関係団体が主催する各種会議等を活用して、効率的・効果的に	① 校長会や教育委員会、教育センター等との関係 強化を図り、関係団体が主催する各種会議等を活

各都道府県等における特別支援教育の施策推進を支援すること。

日本人学校に対して、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、教育相談支援等を必要に応じて行うこと。

#### 【指標】

- 各都道府県・市町村等への講師派遣を前中期目標期間に比して 25%以上増加させる(平成 23 年度~平成 26 年度累計: 1,340人)。
- ・ 毎年度、海外赴任教員(管理職等) 研修会において、特別 支援教育に関する情報提供を行うとともに、日本人学校に対 し、特別支援教育に関する情報提供を定期的(年3回)に実施 する。

特別支援教育に関する情報を普及する。また、世界自閉症啓発 デーに対応したシンポジウムなど、特別支援教育の関係機関 や保護者団体等と連携した事業を実施する。

- ② 都道府県等教育委員会・特別支援教育センター等が実施する域内市区町村の特別支援教育担当者への研修会等への講師の派遣や、大学教育への参画を通して、研究成果の普及や広報活動を計画的に進める。都道府県・市町村等への講師派遣については、前中期目標期間に比して、25%以上増加させる。
- ③ 日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的(年3回)に実施し、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、日本人学校の教員や保護者を対象に教育相談を実施し、支援する。また、文部科学省と連携し、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員(管理職等)の研修会において、情報提供を行う。

- 用して、効率的・効果的に特別支援教育に関する情報を普及する。また、世界自閉症啓発デー2020シンポジウム本部大会へ共催団体として参画するとともに、横須賀市において教育委員会や障害福祉課、筑波大学附属久里浜特別支援学校、横須賀市自閉症児・者親の会等の関係機関、保護者団体等と連携し、発達障害に関する理解啓発を目的とした事業を開催する。
- ② 都道府県等教育委員会・特別支援教育センター 等が実施する域内市区町村の特別支援教育担当者 への研修会等への講師の派遣や、大学教育への参 画を通して、研究成果の普及や広報活動を計画的 に進める。都道府県・市町村等への講師派遣につ いては、延べ435人以上を目標とする。
- ③ 日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的(年3回)に実施し、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、日本人学校の教員や保護者を対象に教育相談を実施し、支援する。また、文部科学省と連携し、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員(管理職等)の研修会において、情報提供を行う。

# (1) インクルーシブ教育システムの構築に向けて 地域が直面する課題の解決に資する研究の推進

① 各都道府県・市町村がインクルーシブ教育システムを構築していく上で直面する課題について、その解決を図るための実践的な研究(以下「地域実践研究」という。)を、各研究に参画した都道

府県及び市町村教育委員会から派遣される地域実

践研究員と共に、地域と協力して推進する。

地域実践研究は、長期派遣型(1年間)、短期派遣型(研究所への派遣は年6日間)、併せて12件を実施する。地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度(研究計画で示された地域の課題の改善実績)90%以上を目標とする。

② 平成28・29年度に実施した4課題及び平成30・ 令和元年度に実施した4課題、計8課題の地域実 践研究の研究成果については、国や各都道府県、 市町村、学校等に提供するとともに、セミナーの 開催、研究所のホームページへの掲載小冊子の配

#### I-4

インクルーシブ教育シス テム推進センター設置に よるインクルーシブ教育 システム構築への寄与 (1) インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面 する課題の解決に資する研究の推進

権利条約の批准を踏まえ、我が国においてインクルーシブ教育システムの構築が急務となっていることから、各都道府県・市町村がインクルーシブ教育システムを構築していく上で直面する課題について、その解決を図るための実践的な研究(以下「地域実践研究」という。)を、地域の参画を得て推進すること。また、研究の成果を国及び各都道府県・市町村に提供すること。

# 【指標】

- ・ 地域実践研究の実施件数を中期目標期間終了までに、50 件以上とする。
- 地域実践研究において、地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度90%以上を達成する。

# 【重要度:高】【難易度:高】

権利条約の批准や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)の施行を踏まえ、各地域におけるインクルーシブ教育

- (1) インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面 する課題の解決に資する研究の推進
- ① 各都道府県・市町村がインクルーシブ教育システムを構築していく上で直面する課題について、その解決を図るための実践的な研究(以下「地域実践研究」という。)を、都道府県等教育委員会から派遣される地域実践研究員の参画を得て、地域と協力して推進する。

地域実践研究は、中期目標期間終了までに、50件以上実施 し、地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献 度(研究計画で示された地域の課題の改善実績)90%以上を 目標とする。

② 地域実践研究の研究成果については、国や各都道府県、市町村、学校等に提供するとともに、地域における報告会や協議会の開催、講師派遣等を通じて、広く一般にも普及を図る。

システムの構築へ向けた取組を強力に推進するものであり、重要度は高い。また、地域と協働する新たな取組で、地域の実情に応じた様々な課題が想定され、難易度は高い。

我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に資する ため、諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握 し、公表すること。

また、海外の特別支援教育の研究機関との交流を図り、研究の充実を図るとともに、国際的なシンポジウム等を開催し、広く情報の普及を図ること。

#### 【指標】

- 毎年度、諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を 把握し、普及を図るとともに、海外の研究機関とのシンポジウム等を定期的に開催する。
- (3) インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・ 市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信・相談 支援の充実

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資するため、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実を図るとともに、教育相談情報提供システムと一体的に運用し利便性の向上に努めること。その際、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、「『合理的配慮』実践事例データベース」については合意形成のプロセスを含む事例とするほか、一見して取組内容が分かる概要を作成するなど、閲覧者の利便性向上のため一層の工夫を行うこと。

また、インクルーシブ教育システムの構築(障害者差別解消法への対応を含む。) に係る各都道府県・市町村・学校からの相談に対する支援の充実を図ること。相談内容については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国にも提供すること。

③ インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発や研究所のインクルーシブ教育システム推進センターの活動等を 広報するため、センターのホームページの開設やパンフレットの作成・配布等を行う。

- (2)権利条約の批准を踏まえた国際的動向の把握と海外の研 究機関との研究交流の推進
- ① 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を計画的に把握し、公表する。
- ② 海外の特別支援教育の研究機関からの研究員の受入れや研究職員の派遣等を行い、研究交流の促進及び研究の充実を図るとともに、特別支援教育に関する国際シンポジウム等を定期的に開催し、広く教育関係者や一般国民への情報の普及を図る。また、海外からの視察・見学を積極的に受け入れる。
- (3) インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・ 市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信・相談 支援の充実
- ① インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、計画的に実践事例の充実を図るとともに、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合意形成のプロセスを含む事例とする。実践事例の登録件数については、中期目標期間終了までに500件以上とする。

また、閲覧者の利便性向上のため、教育相談情報提供システムと一体的に運用するとともに、取組内容や活用方法が分かる概要を作成するなど、分かりやすさや見やすさを考慮した工夫を行う。

布、講師派遣等を通じて、広く普及・活用を図る。

③ インクルーシブ教育システムの構築に関する 理

解啓発や研究所のインクルーシブ教育システム 推進センターの活動等を広報するため、センター のホームページの充実やパンフレットの作成・配 布等を行う。

- (2)権利条約の批准を踏まえた国際的動向の把握 と海外の研究機関との研究交流の推進
- ① 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に 係る最新動向を計画的に把握し、国内との比較・ 検討など参考になる情報をホームページや等で広 く公表する。
- ② 海外の特別支援教育の研究機関とセミナーの開催等を通した交流の促進及び研究の充実を図るとともに、特別支援教育に関する情報について、広く教育関係者や一般国民への情報の普及を図る。また、JICA 研修プログラム等への協力を含め、海外からの視察・見学を積極的に受け入れる。
- (3)インクルーシブ教育システムの構築に向けて、 都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決 に資する情報発信・相談支援の充実
- ① インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、計画的に実践事例の充実を図る。 事例は、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合意 形成のプロセスを含むものとし、実践事例の登録 件数については、令和2年度末までに500件以上 とする。

また、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等への情報発信・周知を図り、閲覧者の増加に努めるとともに、データベースの活用事例をホームページで紹介する。

併せて、「心のバリアフリー学習推進会議」に おいて今後の推進方策として示された交流及び共 同学習に関する情報提供については、実践事例と ともに、「交流及び共同学習ガイド」など関連情 報を掲載する。

#### 【指標】

・ インクルーシブ教育システム構築支援データベースの活用 について、登録件数を中期目標期間終了までに 500 件以上と する (平成 26 年 4 月~ 平成 28 年 1 月末現在事例登録件数: 133 件)。

# 【優先度:高】

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県・市 町村・学校が直面する課題の解決に資する情報提供を充実して いくもので、優先度は高い。

② 各都道府県・市町村・学校からのインクルーシブ教育システ ムの構築に係る相談に対応するとともに、必要に応じて、研修 会等への講師派遣を行う。また、相談内容については、国にお ける政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮 しつつ、国に提供する。

② 各都道府県・市町村・学校からのインクルーシ ブ教育システムの構築に係る相談について、平成 29年2月に設置した「相談コーナー」において相 談を受け付けるとともに、その活用について周知 を図る。また、相談内容については、国における 政策立案にも資するよう、関係者のプライバシー に配慮しつつ、国に提供する。

# $\Pi - 1$

# 業務運営の効率化に関す る事項

#### 1. 業務改善の取組

運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、 管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算 管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮 減を図ること。

中期目標期間中、退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度 につき、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業 務の効率化を図ること。

# 1. 業務改善の取組

運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、 管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算 管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮 減を図ることとし、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に 行ったうえで、適切に見直しを行う。

退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度において、対前年 度比で管理経費(人件費含)3%以上、業務経費(人件費含)1% 以上の業務の効率化を図る。

また、契約については、「独立行政法人における調達等合理化 の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に 基づき、毎年度研究所の調達等合理化計画を策定・公表し自己評 価する取組を着実に実施することにより、調達等の合理化を推 進し、業務運営の効率化を図る。

# 2. 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計 処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを 踏まえ、中期目標の業務に応じて「研究活動」、「研修事業」、「情 報普及活動」、「インクルーシブ教育システム構築推進事業」の業 務ごとに予算と支出実績を管理する体制を構築・運用する。

# 3. 間接業務等の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12 月24日閣議決定。以下「基本方針」という。)を踏まえ、研究 │ うえで費用対効果及び効率化等の検証を行う。 所、国立女性教育会館、教職員支援機構、国立青少年教育振興機

#### 1. 業務改善の取組

運営費交付金を充当して行う業務については、事 業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制 の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理 化の取組等により業務運営コストの縮減を図ること とし、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行 ったうえで、適切に見直しを行う。

退職手当、特殊要因経費を除き、対前年度比で管 理経費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化 を図るとともに、予算執行にあたっては計画的な執 行に努める。

また、契約については、「独立行政法人における 調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5 月25日総務大臣決定)に基づき、研究所の調達等合 理化計画を策定・公表し自己評価する取組を着実に 実施することにより、調達等の合理化を推進し、業 務運営の効率化を図る。

#### 2. 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交 付金の会計処理として、業務達成基準による収益化 が原則とされたことを踏まえ、中期目標の業務に応 じて「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」、 「インクルーシブ教育システム構築推進事業」の各 業務ごとに予算と支出実績を管理する体制を構築・ 運用し、必要に応じて見直しを行う。

# 3. 間接業務等の共同実施

共同実施を決定した業務について、順次実施した

#### 2. 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計 処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを 踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を 構築すること。

# 3. 間接業務等の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。) を踏まえ、研究 所、国立女性教育会館、教職員支援機構、国立青少年教育振興機 構の4 法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等 を共同で実施し、中期目標期間中に15業務以上の実施について 検討するとともに、その取組を一層推進する。

構の4法人で組織した「間接業務等の共同実施に関する協議会」 の報告(平成26年7月)に基づき、共同実施することとした15 種の業務(「物品」、「間接事務」及び「職員研修」)を着実に 実施する。さらに、費用対効果等の検証を行いつつ、これ以上の 共同実施の取組を一層推進するよう検討を進める。

# 4. 給与水準の適正化

4. 給与水準の適正化

4. 給与水準の適正化

研究所の給与水準については、基本方針を踏まえ、国家公務員 等の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方 について厳しく検証した上で、その適正化を図るとともに、給与 水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表すること。

給与水準については、「基本方針」を踏まえ、国家公務員の給 与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について 家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職 厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、給与水準 及びその合理性・妥当性の検証結果や取組状況を公表する。ま た、総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直す。

給与水準については、「基本方針」を踏まえ、国 員給与の在り方について厳しく検証した上で、その 適正化に取り組むとともに、給与水準及びその合理 性・妥当性の検証結果や取組状況を公表する。また、 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく 見直す。

### II-2

財務内容の改善に関する 事項

1. 自己収入の確保

積極的に競争的資金等の外部資金導入を図るとともに、受益 者負担の適正化による自己収入の確保に努めること。

宿泊研修施設については、更なる利用促進に向けた取組を行い、 稼働率の向上を図るとともに、定期的に料金を検証し、自己収入 の拡大を図るために必要な措置を講じる。

2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進

体育館については、研修事業での活用を図るとともに、障害者 スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種 団体などへの積極的な働きかけなどの具体的な方針を早急に策 定し、取組を推進すること。

グラウンドについては、体育館と同様に、障害者スポーツでの 利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへの 積極的な働きかけなどの具体的な方針を早急に策定し、取組を 推進すること。

# 【指標】

・ 中期目標期間終了までに、体育館及びグラウンドの稼働率を 50%以上とする(体育館 平成23年度:32.1%、平成24年度: 19.0%、平成25年度:19.6%、平成26年度:13.7%、グラ ウンド 平成 23 年度: 36.8%、平成 24 年度: 38.6%、平成 25 年度: 9.9%、平成26年度: 6.7%)。

【優先度:高】【難易度:高】

これまでの実績から、利用率向上のための取組を早急に進め

1. 自己収入の確保

積極的に競争的資金等の外部資金導入を図り間接経費を確保 するとともに、研修員宿泊棟宿泊料等の受益者負担の適正化に よる自己収入の確保に努める。

なお、中期目標期間を通じて、定期的に宿泊料等を検証するな ど、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。

2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進

体育館について、研修事業での活用を図るとともに、体育館及 びグラウンドの障害者スポーツでの利用を含めた幅広い外部利 用を促進するため、「体育館及びグラウンドの外部利用の促進に 向けての対応方針 | を策定し、これに基づき、i) 広報活動の充 実、ii) 利用可能日の拡充、iii) 利用可能時間の延長と施設使用 料設定の見直し、iv)利用申込方法の改善、v)外部利用促進の ための事業の実施等を推進する。これらの取組により、中期目標 期間終了までに、50%以上の稼働率を確保する。

1. 自己収入の確保

積極的に競争的資金等の外部資金導入を図り間接 経費を確保するとともに、研修員宿泊棟宿泊料等の 受益者負担の適正化による自己収入の確保に努め

なお、必要に応じて宿泊料等を検証するなど、自 己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。

2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進

「体育館及びグラウンドの外部利用の促進に向け ての対応方針」に基づき、i) 広報活動の充実、ii) 利用可能日の拡充、iii) 利用可能時間の延長と施設 使用料設定の見直し、iv) 利用申込方法の改善、v) 外部利用促進のための事業の実施等を推進する。こ れらの取組により令和2年度は、体育館50%以上、 グラウンド 50%以上の稼働率を確保する。

ていくことが必要であり、優先度は高い。また、研究所の立地条件から、早急な改善は困難と思われ、難易度は高い。

3. 保有財産の見直し

保有財産については、その保有の必要性について不断の見直 しを行うこと。特に、体育館、グラウンドについては、利用実績 等を踏まえ保有の必要性を検討すること。

4. 固定的経費の節減

会議等のペーパーレス化等、管理運営コストの節減、効率的な 業務運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。 3. 保有財産の見直し

- (1)保有財産については、その保有の必要性について不断の見 直しを行う。
- (2)体育館、グラウンドについては、中期目標期間における利用実績等を踏まえ、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年総務省行政管理局)に基づき、その保有の必要性を随時検討し、仮に不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。
- 4. 固定的経費の筋減

会議等のペーパーレス化等、管理運営コストの節減、効率的な 業務運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図る。

- IV 予算、収支計画及び資金計画
- 1. 中期計画予算

別紙1のとおり(※事業等のまとまりごとに作成予定)

- 2. 平成 28 年度~32 年度収支計画 別紙 2 のとおり (※予算の作成単位に合わせて作成予定)
- 3. 平成 28 年度~32 年度資金計画 別紙 3 のとおり (※予算の作成単位に合わせて作成予定)

3. 保有財産の見直し

保有財産については、その保有の必要性について 不断の見直しを行う。

4. 固定的経費の節減

会議等のペーパーレス化等、管理運営コストの節減、効率的な業務運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図る。

- IV 予算、収支計画及び資金計画
- 1. 令和2年度予算

収入 1,107,668 千円

運営費交付金 1,102,796 千円 施設整備費補助金 0 千円

雑収入 4.872 千円

支出 1.107.668 千円

人件費 793, 304 千円

一般管理費 110,018 千円

業務経費 204,346 千円

研究活動 49.513 千円

研修事業 71,930 千円

情報普及活動 69,391 千円

インクルーシブ教育システム

構築推進事業 13,512 千円

施設整備費 0千円

2. 令和2年度収支計画

費用の部 1,108,301 千円

人件費 793,304 千円

一般管理費 110,018 千円

業務経費 204,979 千円

収益の部 1,108,301 千円

			運営費交付金収益 1, 102, 796 千円 自己収入 4,872 千円
			資産見返運営費交付金戻入 633 千円
			具压力还是自身人们亚次八 000 T □
			3. 令和2年度資金計画
			資金支出 1,107,668 千円
			業務活動による支出1,107,668千円
			投資活動による支出 0千円
			資金収入 1,107,668 千円
			業務活動による収入1,107,668千円
			投資活動による収入 0千円
		V 短期借入金の限度額	V 短期借入金の限度額
		限度額 3 億円	限度額3億円
		短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れ	
		が遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想	金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当など
		定。	に対応する場合を想定。
			VI 剰余金の使途
		VI 剰余金の使途	剰余金が生じた場合は、研究の高度化・高品質化
		研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。	のための経費に充当する。
<b>Ⅱ</b> −3	1. 内部統制の充実	1. 内部統制の充実	1. 内部統制の充実
<u> </u>	1 111 2 11 2 1	1.	1. 1 Jup/weili3/2/Ju/
重要事項	研究所の内部統制については、基本方針を踏まえ、理事長のリ	内部統制については、理事長のリーダーシップに基づく自主	内部統制については、理事長のリーダーシップに
	ーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナ	的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する	基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナン
	ンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実	説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るた	スにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法
	施機能の最大化を図るため、内部統制システムを充実・強化する	め、内部統制の推進に関する委員会等を設置し、内部統制システ	人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制の
	こと。	ムの充実・強化を図る。	推進に関する委員会等を設置し、内部統制システム
	各種の規程を整備するとともに、内部統制の仕組みが確実に	内部統制の推進に関する規程等を整備するとともに、内部統	1 222 000 000
	機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、	制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営が	研究所の中期目標、中期計画等の達成を阻害する要
	① 研究所のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝	なされるよう、	因(リスク)への対応計画である「アクションプラ
	達される仕組みの構築	① 研究所のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝	1 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
	② 研究所のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共	達されるため、掲示板システム等の情報システムの整備	内部統制の推進に関する規程等を整備するととも

務運営において活用

下、日常的に進める。

② 研究所のマネジメント上必要なデータについて、各種会議

等で情報の収集・共有を行い理事長に伝達した上で、組織・業

③ 内部統制を有効に機能させるため、定期的な内部監査の実

施及び監査結果の業務への反映を理事長のリーダーシップの

に、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で

① 研究所のミッションや理事長の指示が確実に全

役職員に伝達されるため、掲示板システム等の情

② 研究所のマネジメント上必要なデータについ

て、各種会議等で情報の収集・共有を行い理事長 に伝達した上で、組織・業務運営において活用 ③ 内部統制を有効に機能させるため、定期的な内

組織及び業務の運営がなされるよう、

報システムの整備

有し、理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用

を、理事長のリーダーシップの下、日常的に進めていくこと。

③ 内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタ

リング

#### 2. 情報セキュリティ対策の推進

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

# 3. 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力

研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校が、相互の連携による教育研究交流を通して、障害のある子供の教育に関する実際的・総合的な教育研究の推進を図ること。

また、共同調達の取組について、一層推進するよう検討を進めること。

#### 4. 施設・整備に関する計画

業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進すること。

# 2. 情報セキュリティ対策の推進

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを情報技術の進歩、新たな脅威の発生等に応じて、適時点検し、必要に応じて内容の追加修正等の見直しを行うことにより、情報セキュリティ水準を適切に維持する。

これに基づき、情報システムへの侵入テスト等、サイバー攻撃への耐性を確認するための検査及び評価を年1回以上実施し、 当該結果を反映させた対策を施すことにより、防御力の改善及び強化を図る。

併せて、情報セキュリティインシデントへの対処方法・手順を 含めた情報セキュリティに関する訓練・研修を年1回以上実施 し、組織的対応能力の強化を図る。

また、自己点検等で対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

# 3. 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力

研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校が、相互の連携に よる教育研究交流を通して、障害のある子供の教育に関する実 際的・総合的な教育研究の推進を図る取組を行う。

また、効果的・効率的な業務運営のため、研究所と筑波大学と の共同調達の取組について、一層推進するよう検討を進める。

# 4. 施設・整備に関する計画

研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進事業等の業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進する。

本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙4のとおり。

部監査の実施及び監査結果の業務への反映 を理事長のリーダーシップの下、日常的に進める。

#### 2. 情報セキュリティ対策の推進

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを情報技術の進歩、新たな脅威の発生等に応じて、適時点検し、必要に応じて内容の追加修正等の見直しを行うことにより、情報セキュリティ水準を適切に維持する。

これに基づき、情報システムへの侵入テスト等、サイバー攻撃への耐性を確認するための検査及び評価を年1回以上実施し、当該結果を反映させた対策を施すことにより、防御力の改善及び強化を図る。

併せて、情報セキュリティインシデントへの対処 方法・手順を含めた情報セキュリティに関する教育・ 訓練・研修を年1回以上実施し、職員への周知徹底 及び組織的対応能力の強化を図る。

また、自己点検等で対策の実施状況を毎年度把握し、 PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

3. 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力

研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校が、相 互の連携による教育研究交流を通して、障害のある 子供の教育に関する実際的・総合的な教育研究の推 進を図る取組を行う。

#### 4. 施設・整備に関する計画

研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進事業等の業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進する。

特に、保有施設付近の通行者、研修を受講する教 職員等の安全性の確保に資する修繕・改修等を重点 的に実施する。

また、業務の円滑な実施のため、各室の利用状況 を確認し、効率的な利用が図れるよう必要な整備等 を進める。

# 5. 人事に関する計画

新規採用や人事交流等により、研究職員・事務職員の幅広い人材の確保に努めること。また、研修等の実施により職員の資質向上を図ること。

# 5. 人事に関する計画

#### (1) 方針

研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進事業等を効率的に行うため、業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めるとともに、新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。また、必要に応じて任期付研究員・客員研究員等を採用し、研究活動等を強化する。

さらに、職員の資質の向上や専門的な能力の向上を図るため、職員研修等を計画的に実施するとともに、実施に際しては、「基本方針」を踏まえ、他法人との共同実施による職員研修とするなど、効率化を図る。

# (2) 人員に係る指標

常勤職員数については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数 の適正化に努める。

#### (参考)

中期目標期間中の人件費総額見込み

2,964 百万円

ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、 その他の手当であり、退職手当及び法定福利費は含まない。

# 5. 人事に関する計画

#### (1) 方針

研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進事業等を効率的に行うため、業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めるとともに、新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。また、必要に応じて任期付研究員・客員研究員等を採用し、研究活動等を強化する。

さらに、職員の資質の向上や専門的な能力の向上 を図るため、職員研修等を計画的に実施するととも に、実施に際しては、基本方針を踏まえ、他法人と の共同実施による職員研修とするなど、効率化を図 る。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)に基づき、研究所における長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等を図る。

# (2) 人員に係る指標

常勤職員数については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

客員研究員等を任命し、研究活動の活性化を図る。 また、教育委員会、大学等との人事交流により、必 要な人員の確保に努める。